

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ(第8回)

令和元年9月18日(水)

参考資料

高齢者の特性を踏まえた保健事業
ガイドライン
第2版(案)

令和元年〇月

厚生労働省保険局高齢者医療課

目次

I 総括編	8881
1 高齢者の保健事業の実施に当たっての基本的な考え方	2223
(1) ガイドライン策定の背景・目的	2223
1) 策定の背景	2223
2) 策定の目的	444
(2) ガイドラインの内容	555
(3) 後期高齢者の状態像と課題	6665
1) 後期高齢者の特性	6665
2) 健康指標・レセプト分析からみた現状と課題（多病の状況、医療のかかり方）	7776
(4) 後期高齢者医療制度における保健事業	1010109
1) 広域連合の取組の現状と課題	1010109
2) 高齢者の特性を踏まえた健康支援	1010109
3) 被保険者の状態像に応じた取組	11111110
(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の概要	16161512
1) 一体的実施の経緯	16161512
2) 一体的実施の概要	18181713
2 取組の推進に向けた体制整備	21212016
(1) 広域連合の役割	21212016
1) 保険者としての役割	21212016
2) 保有する健康・医療情報の積極的な活用	22222117
3) 広域計画の見直し	22222117
4) データヘルス計画の中間評価・見直しにあわせた事業の棚卸し	23232218
5) 委託先市町村に対する支援	23232218
6) 関係団体等との連携	26262520
(2) 市町村に求められる役割	26262520
1) 全庁的な検討体制の確立と主担当部局の決定	26262520
2) 広域連合・都道府県・他市町村との調整	28282722
3) 関係団体等との連携	29292823
4) 保険者協議会との連携	32323125
5) NPO 法人・民間事業者の活用	32323126
(3) 都道府県に求められる役割	33333226
(4) 国保中央会・国保連合会に求められる役割	35353428

(5) 国に求められる役割	36363528
3 効果的な実施に向けた取組内容の検討	41414030
(1) 高齢者の保健事業の進め方（全体的な流れ）	41414030
(2) 健康課題の把握（データヘルス計画等との整合、調整） ..	41414030
(3) PDCA サイクルの構築	42424131
1) 既存事業の見直し（健康診査、保健指導、健康相談、健康教育等）	43434131
2) 事業内容の検討と準備	43434232
3) 目標の設定と評価の準備	43434232
4) 健康支援の実施と評価	45454434
(4) 効果を高める工夫	49494834
1) 対象者の主体性の重視等	49494834
2) 高齢者の特性に合わせた地域ぐるみの健康支援	49494835
3) 複数の健康課題に一体的に取り組む事業展開の必要性	51515036
4) 連携の意義と共有の必要性について	52525137
4 取組を推進するための環境整備	54545338
(1) 人材育成	54545338
1) 高齢者に関する健康支援の知識・技術の周知、資質向上 ..	54545338
2) 研修等の実施方法	54545338
(2) 周知・広報	54545338
1) 住民に対する周知の必要性	54545338
2) 市町村等関係者への周知	55555439
(3) 個人情報の適切な取扱い	55555439
1) 保健事業実施における個人情報の取扱い	55555439
2) 保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱い	56565540
① 広域連合と市町村の間での情報の授受	56565540
② 市町村から関係機関等に委託する場合の留意事項	56565540
③ ボランティア参加者への情報提供に関する留意事項	58585741
④ 関係機関等から他の関係機関等への事業の再委託に関する留意事項	58585742
(4) 実施上の留意事項	59595842
1) 委託する場合の留意点	59595842
2) 事業立ち上げ時の留意点	59595842
① 課題と方針の共有	59595843
② 実施体制の確保	59595843

③	連携体制づくり	59595843
④	ノウハウのマニュアル化	59595843
⑤	既存事業の活用	60605943
⑥	事業の進捗管理シートの活用	60605943
⑦	取り組みやすい内容からの着手	60605944
⑧	安全配慮	60605944
5	後期高齢者の質問票	61616045
(1)	後期高齢者の質問票が用いられる状況等の整理と方針	62626146
(2)	後期高齢者の質問票の利活用方法	62626146
(3)	後期高齢者の質問票の役割について	63636246
(4)	質問項目の考え方	63636247
(5)	質問票の活用場面について	63636247
(6)	質問票を用いた支援について	64646347
1	高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに、 必要な支援に繋ぐ	64646347
2	地域の健康課題を整理・分析	65656448
6	関連事項	66666549
(1)	糖尿病性腎症重症化予防事業（連携協定・プログラム策定）	67676649
(2)	後期高齢者に対する歯科保健サービスの効果実証事業（マニュアル 作成）	67676649
(3)	高齢者の特性を踏まえた保健事業（フレイル対策）に関する文献調 査（エビデンス確認）	68686749
(4)	その他（健診等のあり方の検討）	68686749
II	実践編	69696851
その1	高齢者の保健事業実践編	71717053
1	ガイドライン実践編の位置付け	71717053
2	取組の実際	71717053
(1)	事業実施全体の流れ	72727154
(2)	それぞれの段階における実施事項	72727154
1	事業実施主体における体制整備	72727154
①	健康課題等の把握	72727154
②	広域連合・市町村間での課題の共有と協力関係の構築 ..	72727154
③	チーム形成	73737255
④	外部からの情報収集	74747355

書式変更：フォント：（日）MS ゴシック，12 pt，
スペル チェックと文章校正を行う

書式変更：標準

2) 地域連携体制の構築	75757455
① 都道府県との調整	75757455
② 関係団体への事前相談	75757455
③ 広域連合・市町村の間での情報提供の環境整備	76767556
3) 事業企画	77777656
① 取組の方向性の検討	77777656
② 対象者の抽出基準の設定と概数の把握	85858464
③ 予算・人員体制の検討	88888766
④ 対象者から参加予定者への絞込み	89898866
⑤ 目標・評価指標の設定	90908967
⑥ 支援内容の検討	91919068
4) 事業実施	92929169
① 参加予定者への声掛け	92929169
② 支援の日程調整	93939270
③ かかりつけ医等関係者への事業説明	93939270
④ 支援の実施	93939270
5) 評価とその活用	1001009974
① 事業評価	1001009974
② 事業報告	10210210176
③ 次期計画に向けての見直し	10210210176
6) 事業を効果的に行うために必要な事項	10310310276
① 個人情報取扱に関する検討	10310310276
② 苦情・トラブル対応に関する検討	10410410376
③ 事業委託先の選定	10410410377
④ 支援者の研修の実施	10410410377
⑤ カンファレンス等での情報共有・関係機関との連絡調整	10510510477
⑥ 支援内容の記録・評価に必要なデータの取得	10510510477
⑦ 事後フォロー	10510510478
⑧ モニタリング	10510510478
3 各種健康課題別の取組の例	10610610579
栄養（低栄養）に関するプログラム例	10610610579
口腔に関するプログラム例	11111111084
重症化予防に関するプログラム例 <糖尿病性腎症の場合>	11611611589
服薬に関するプログラム例	12212212195
その2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログ	

ラム	143143142100
1 医療専門職の配置	143143142100
2 通いの場等において医療専門職が関わる意義	144144143101
(1) 通いの場等における医療専門職の取組	144144143101
1) 通いの場等における計画的な取組の実施	144144143101
2) 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進	144144143101
3) 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施	145145144102
4) 通いの場等を活用した健康状態等の把握	145145144102
5) K D B システムの情報を活用した必要なサービスへの紹介	145145144102
(2) 通いの場等において医療専門職が関わる際の留意点	146146145103
3 国保データベース（K D B）システム等による分析・地域の健康課題の整理・分析	146146145103
4 対象者の抽出	150150149106
5 具体的な事業実施	151151150107
(1) 健康課題がある人への（アウトリーチ）支援	151151150107
1) 対象者の抽出等について	152152151108
2) 保健指導の実施	152152151108
①栄養（低栄養）・口腔・服薬の取組について	152152151108
②重症化予防の取組について	153153152109
③高齢者の保健指導における留意点について	154154153111
(2) 健康状態不明者の状況把握	155155154111
(3) 元気高齢者等に対するフレイル予防等についての意識付け	157157156113
6 事業を効果的に進めるための取組	160160159115
7 地域の医療関係団体等との連携	162162161117
8 高齢者の社会参加の推進	163163162118
9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続	163163162118
10 事業の評価	164164163119

＜別冊事例集＞

平成28年度・29年度のモデル事業の実施状況

・モデル事業における取組概況

・モデル事業の具体的な事例

・モデル事業で使用されたツール等

＜別冊参考資料＞

参考資料

・高齢者の診療ガイドライン等

・関連事業のまとめ等

・関連通知

I 総括編

1 高齢者の保健事業の実施に当たっての基本的な考え方

(1) ガイドライン策定の背景・目的

1) 策定の背景

① 高齢者が抱える健康課題への対応

高齢者、その中でも特に後期高齢者については、複数疾患の合併のみならず、加齢に伴う諸臓器の機能低下を基盤としたフレイル¹やサルコペニア²、認知症等の進行により個人差が大きくなり、多病・多剤処方状態に陥るなど、健康上の不安が大きくなる。こうした不安を取り除き、住みなれた地域で自立した生活ができる期間の延伸、QOLの維持向上を図るためには、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行うことが必要である。

我が国では、かつてない高齢化が急激に進行しており、特に後期高齢者の増加は顕著である。将来推計によると団塊の世代がすべて後期高齢者に移行する2025年には、高齢化率は30%となり、全高齢者数に占める後期高齢者の割合はおおよそ6割となる³。また、医療費が54.0兆円、介護給付費は19.8兆円に達するなど社会保障費の増加が予想されている⁴。そのため、後期高齢者医療をはじめとした社会保障制度が安定的に運営されることにより、高齢者が安心して暮らせる地域社会を支えることが重要となる。

② 医療保険者としての機能を有する広域連合

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者医

¹ 「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド 2018 年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると、『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。（別冊参考資料 P.8）

² 「サルコペニア」とは、『サルコペニア診療ガイドライン 2017 年版』（日本サルコペニア・フレイル学会、2017）によると、「高齢期にみられる骨格筋量の減少と筋力もしくは身体機能（歩行速度など）の低下により定義される」とされている。

³ 出典：平成 29 令和元年版高齢社会白書 P.4-5

⁴ 出典：内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省厚生労働省「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）社会保障に係る費用の将来推計の改訂について（平成 24 年 3 月 21 日）」P.4 にある、現状投影で、医療は、①経済成長率×1/3+1.9%=0.1%、②賃金上昇率と物価上昇率の平均+0.7%、介護は、賃金上昇率と物価上昇率を 65:35 で加重平均のものを使用。厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改訂について（平成 24 年 3 月）」

療制度の運営を通じて健康・医療情報⁵を統括的に有しており、多病・多剤処方などの状態にある高齢者の健康状態を包括的に把握することができる。

また、市町村等と協力して地域住民に身近なところで健康支援を行うことにより、適正な医療の受診へと導くこともできるなど、医療面に対する健康支援が可能であるという強みがある。

現行の医療システムでは、受診や処方の状況を個別の医療機関が一元的に管理することは難しく、こうした健康支援に医療保険者が取り組む意義は大きい。これらのことから、広域連合の取組においては、市町村との連携に加え、医療機関とも連携し、保険者機能を発揮した保健事業を展開することが重要である。

また、市町村と連携した取組により、前期高齢者などの国民健康保険（以下「国保」という。）世代からの連続した健康の管理や、さらに年齢を重ねて疾病が重症化したり要介護状態になったりした場合の介護保険への接続など、地域包括ケアと連動した仕組みに位置付けることが重要である。

このような保険者としての機能を遺憾なく発揮し、住み慣れた地域での活動や医療、介護等のサービスに高齢者を適切につなげ、必要な保健指導等の健康支援を実施することが、これからの後期高齢者の保健事業に求められている。

2) 策定の目的

平成20年度以降、我が国における医療保険者が実施する保健事業は、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）をはじめとした壮年期のメタボリックシンドローム対策が中心であったとなった。しかし、高齢者は壮年期とは異なる健康課題を抱えておりいるため、高齢者の特性を踏まえた取組が必要となるものであるものの、具体的な取組に関する指針はこれまで示されていなかった。これまでのしかし、後期高齢者医療制度における保健事業は、健康診査が中心であり、高齢者の特性を踏まえた保健事業の考え方や具体的な内容を提示する指針はなかった。

そこで、国は平成28・29年度にモデル事業として、低栄養防止・重症化予防事業を展開した。各年度とも100近い広域連合・構成市町村において、栄養指導・口腔指導・服薬指導・重症化予防事業等の具体的な取組が実施

⁵ 健康・医療情報とは、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報と定義されている。

され、事業展開における課題が明らかになるとともに、様々な工夫も明らかになった。こうしたモデル事業の実績をもとに、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び作業チームにおける検討を通じて、平成29年4月に暫定版、平成30年4月に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が策定された。また、広域連合の組織特性を踏まえると、事業実施の主体として広域的な展開を図るには限界があることから、広域連合の役割を明確化し、市町村等の関係者と調整しつつ進める適切な手法の検討も必要となっていた。

そこで今回、モデル事業の実施や高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ及び作業チームにおける検討を通じて、高齢者の特性を踏まえた保健事業の考え方や具体的な内容をガイドラインとして取りまとめ提示することとした。

またこれまで従来、生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業（医療保険）と介護予防（介護保険）が制度ごとに実施されてきたものの、人生100年時代を見据え、保健事業と介護予防が一体的に実施されることが求められるようになった。この点については、平成30年9月から12月まで開催された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議⁶」（以下、「有識者会議」という。）、また令和元年5月から9月まで開催された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班⁷」（以下「実務者検討班」という。）において議論がされ、一体的な実施に向けた体制整備等について整理された。

これらの議論を踏まえ、今般、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のあり方を示すためにガイドラインの改定が行われた。

高齢者の複合的な状態を踏まえると、これらの取組は結果的に医療費のみならず介護給付費の適正化にも影響を与えることが考えられ、超高齢社会における医療保険をはじめとした社会保障制度の安定的運営に寄与することが期待される。

（２）ガイドラインの内容

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成26年厚生労働省告示第141号（以下「保健事業実施指針」という。）に基づき、広域連合が実施することが望ましい健康診査（以下「健

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_553056_00001.html

⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_553056_00013.html

診』という。)や保健指導などの保健事業の内容や手順について、科学的知見を踏まえて提示する。

- ② 広域連合と市町村が協働して、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施する場合の役割分担や留意点を示す。

なお、本ガイドラインでは、「Ⅰ 総括編」で基本的な考え方について、「Ⅱ 実践編」で保健事業の実施内容・方法、手順並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の手順等について、「別冊事例集」で取組事例等について、「別冊参考資料」で取組の参考となる科学的根拠等の関連資料などについてまとめている。

(3) 後期高齢者の状態像と課題

1) 後期高齢者の特性

- ① 後期高齢者は、前期高齢者と比べ、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルが顕著に進行する⁸。
- ② 複数の慢性疾患を保有⁹し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在するため、包括的な疾病管理がより重要になる。
- ③ 医療のかかり方として、多医療機関受診、多剤処方、残薬が生じやすいという課題がある¹⁰。
- ④ 健康状態や生活機能、生活背景等の個人差が拡大する。自立度の高い後期高齢者がいる一方で、多病を抱え高額な医療費を要する後期高齢者が一定の割合存在する。
- ⑤ 後期高齢者は987.98%¹¹が医療機関を受診しており、要介護認定割合が80歳以上から約34割¹²に急上昇するなど、医療と介護ニーズを併せ持つ状況にある者が増加する。

⁸ Yamada M and Arai H: J Am Med Dir Assoc 16(11): 1002.e7-1002.e11, 2015

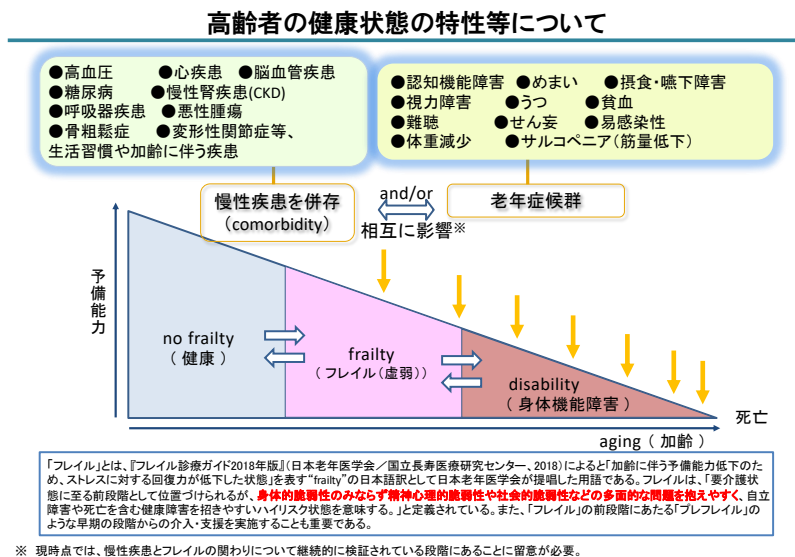
⁹ Chang SS et al: J Gerontol A Biol Sci Med Sci 2010; 65: 407-413

¹⁰ 出典：『東京都後期高齢者医療に係る医療費分析結果報告書』（東京都後期高齢者医療広域連合、2015）

¹¹ 出典：平成29年度医療給付実態調査報告※入院、入院外、歯科のいずれかの診療を受けた者の加入者数に対する割合。平成2730年3月単月分では87.486.8%。

¹² 出典：人口統計（総務省統計局）社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護給付費等実態統計（平成30年10月審査分）介護給付費実態調査（平成24年11月審査分）

図表 I - 1 高齢者の健康状態の特性等について

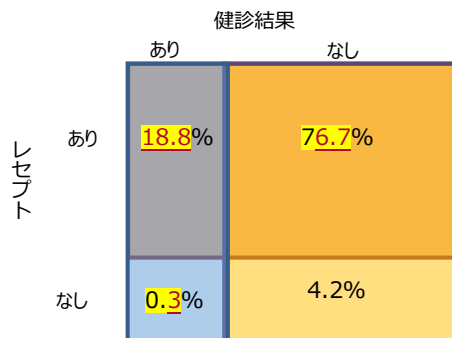


2) 健康指標・レセプト分析からみた現状と課題（多病の状況、医療のかかり方）

① 医科医療と健診の受診状況

後期高齢者は、医療を受診しているため、健診を受診していない者も多い。平成29年度「高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進」に係る事業（以下「モデル事業」という。）の実施自治体から提出されたデータによると、年1回以上医療を受診している者が95.45%、健診を受診している者が24.719.1%であった。

図表 I - 2 高齢者の健診・医療の受診状況（平成29年度モデル事業実施自治体の状況より）



平成 29 年度モデル事業報告（5260 自治体）より、健診と医療受診の重なり状況を把握した。それによると、後期高齢者の 95.45% が年 1 回以上医療機関を受診しているが、健診受診は 24.719.1% に留まっている。健診結果のみでは実態把握が十分とはいえない状況にある。

医療を受診している後期高齢者では、複数の慢性疾患を有する者が多数を占める。このような「多病」と呼ばれる者の割合は、東京都では 64.1%¹³ に上るといふ調査もある。多病の状態は、処方される医薬品の種類が多くなることから、薬物有害反応リスクの上昇や医療費の増加等に結びつく。しかしながら、複数の慢性疾患に対し複数の医療機関を受診している場合には、個別の医療機関での治療の全体像を総合的に把握・管理することが困難な状況がある。

また、医療機関を受診している場合には、「心疾患高血圧性疾患」、「脳血管疾患」、「筋骨格系疾患」などが多く¹⁴、さらなる病状の進展や複数疾患の合併を予防するためにも、生活習慣病等の慢性疾患の重症化予防の取組の必要性が示唆されている。健診受診者の結果をみると、各学会の高齢者向け基準¹⁵を上回り、コントロールが不十分な者も少なくない。

モデル事業実施自治体では、健診受診者 19.124.7% のうち医療を受診している者は 98.68% で、健診受診者のほとんどは医療受診と重なっている状況にあった。一方で、医療も健診も受診していない健康状態が不明の者が 4.32% いた。これらの実態把握は、地域の身近なところで高齢者の様子を把握できる市町村と、レセプト等の情報により

¹³ 出典：『東京都後期高齢者医療に係る医療費分析結果報告書』（東京都後期高齢者医療広域連合、2015）

¹⁴ 出典：平成 29 年患者調査

¹⁵ 別冊参考資料 P 1、2 参照

被保険者の状態を把握可能な医療保険者の協力により可能となるため、国保データベース（KDB）システム¹⁶（以下、「KDBシステム」という。）の活用を含め、今後の取組に活かすことが望まれる。

② 歯科医療と歯科健診の受診状況

高齢者の歯科の受療率は人口10万人対664823¹⁷であり、80歳あたりをピークに年齢とともに低下しており、残存歯の減少とともに受診が減る傾向がうかがわれる。

後期高齢者においては、若い世代からの歯周疾患対策に加え、口腔機能の低下防止の対策の必要性が検討され、平成26年度から歯科健診の国庫補助が開始された。平成2930年度は、4547全広域連合において実施されているが、現状では一部の限られた市町村において75歳や76歳の節目健診として実施される形態が多いため、実態が十分明らかになっていない。高齢者の口腔機能低下防止の取組の推進に向け、今後の課題と考えられる。

③ 医療と介護の重複状況

日常生活の自立度については、国民生活基礎調査によると75歳～79歳で25.6%の者が日常生活に支障影響があると答えており、以降漸増し、85歳以上では約半数に及んでいる¹⁸。同様に75～79歳において介護が必要となった原因としては、脳血管疾患が1位であり、以下、認知症・転倒・関節疾患と続く。また、要介護認定者の一人当たり医療費をみると、「要支援・要介護認定あり」が「要支援・要介護認定なし」の2倍以上の状況にある¹⁹。

以上のことから、レセプトにより対象者の未受診・治療中断を含む受療状況、疾病名・投薬内容等を、健診結果等によりリスク項目・重症度等の情報を一元管理できる広域連合は、疾病の重症化予防の取組、特に

¹⁶ KDB システムは、健診や医療・介護のレセプト情報を保有し、さまざまな観点から比較・分析できるツールであり、健康課題を把握して、事業の対象者抽出に活用することができる。被保険者ごとに健診・医療の受診状況を突合して確認できるため対象者の絞り込みが容易になるメリットがあり、活用により効果的、効率的に事業を実施することができる。

¹⁷ 出典：平成269年患者調査※人口10万対

¹⁸ 平成28年国民生活基礎調査

¹⁹ KDB システム「地域の全体像の把握」平成28年度レセプト1件当たりの医科医療費（全国値）より：国民健康保険中央会

慢性疾患の管理と服薬指導等の医療ニーズへの対応に欠かせない役割を持つと考えられる。医療関係者と連携しつつ、個人差が大きくなる対象者の状況に合致したテラーメイド²⁰の支援が求められる。

（４）後期高齢者医療制度における保健事業

１）広域連合の取組の現状と課題

広域連合が実施する保健事業では、制度創設以来、健診や歯科健診のほか、重複・頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品の使用促進など、主に医療費適正化の取組に比重が置かれてきた。

多くの広域連合において、組織体制として保健師等の医療専門職が配置されておらず、担当職員も市町村等からの出向のため短期間で出向元に戻ることが多く、事業のノウハウが引き継がれないといった課題があった。

保健事業実施指針に基づき、平成27年度には全ての広域連合において中長期的な保健事業実施計画（データヘルス計画）が策定され、計画に基づく取組が推進されてきた。これにより中長期的な展望を持った取組の継続が可能となった。

市町村国保においてもデータヘルス計画の作成が進められているため、平成30年度以降の第２期データヘルス計画期間の展望としては、市町村国保のデータヘルス計画と連携した取組を進めることにより、高齢者の特性を踏まえた保健事業の一層の推進と定着が目標となる。

また、平成28年度から導入された後期高齢者医療制度における保険者インセンティブ²¹による財政支援制度を積極的に活用し、取組の契機として全国的な横展開が図られることが期待される。

２）高齢者の特性を踏まえた健康支援

- ① 壮年期における肥満対策に重点を置いた生活習慣病対策（特定保健指導等）から、体重や筋肉量の減少を主因とした低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能の低下等のフレイルに着目した対策に徐々に転換することが必要である。

²⁰ 平成29年度高齢者の特性を踏まえた保健事業（フレイル対策）に関する文献調査報告（別冊参考資料P37）

²¹ 後期高齢者医療制度における保険者インセンティブは、制度の運営主体である広域連合の取組を支援するものであり、健診や重症化予防の取組、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施状況などの項目について取組状況を評価し、評価結果を平成28年度以降、特別調整交付金の一部の配分に反映している。

- ② 生活習慣病の発症予防より、重症化予防の取組が相対的に重要となる。また、壮年期からの生活習慣病の延長線上で肥満傾向にある高齢者も多く、代謝の低下とともに筋量の減少の影響もあり、筋骨格系疾患等の慢性疾患への取組も重要となる。保有する疾患が重症化しないよう管理に努めることが大切である。
- ③ フレイルと疾病の関係として、糖尿病や心血管疾患などの生活習慣病の発症や多剤服用などは、フレイルのアウトカムであると同時にその原因にもなり得うと言われている。これらの対策は医療保険者の取組としてより重要となる。具体的には、疾病の重症化・再発、入院の防止や多剤服用による有害事象の回避（服薬管理）などが考えられる。
- ④ 後期高齢者においては、壮年期よりも緩和した基準を提示している学会ガイドライン²²が多い。また壮年期よりも疾病の重複が多く、個別疾患のガイドラインでは対応できない点も多くなる。そのまま適用すると重複受診・薬剤の過剰投与になる恐れもあるため、かかりつけ医等と連携のうえ、医療専門職によるきめ細やかなアウトリーチ²³を主体とした健康支援に取り組むことが適当である。
- ⑤ 高齢者の中には、健診も医療も受診していない、または、医療中断などのため保険者でも健康状態を把握できない者がいる。そのような人の状態を把握し、必要な場合は適切な医療・介護サービスにつなぐことも重要な健康支援である。

3) 被保険者の状態像に応じた取組

後期高齢者を対象とした保健事業では、個人差に応じた対応が重要となるため、対象者の階層化とその階層に応じた個別対応の必要性が高くなる。**これらの取組は、**

集団（階層）の状態像のイメージとしては、①緊急・長期入院を含む高額医療が発生している高齢者、②主に外来を中心とした在宅療養中の高齢者、③フレイルが顕在化しつつある虚弱な高齢者、④医療をあまり利用し

²² 高齢者糖尿病の血糖コントロール目標、高齢者の降圧目標、高齢者の脂質管理目標、高齢者の服薬管理目標については、別冊2参考資料（1）高齢者の診療ガイドライン（詳細は各学会のガイドライン）参照。

²³ アウトリーチとは本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、ここでは支援が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々も含め、保健事業の潜在的な利用希望者に医療専門職の側から積極的に働きかけ、利用を実現させる取組のことをいう。いわば「出前型」のサービスで、具体的には、個別訪問による支援などを意味する。

ない元気な高齢者などの階層が想定される。

図表 I - 33 被保険者の状態像に応じた健康支援の取組イメージ

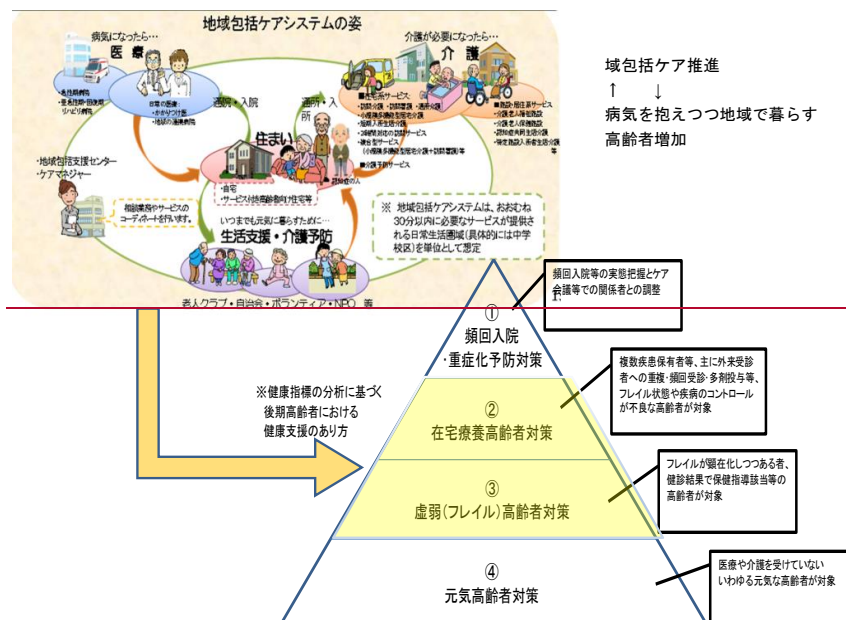


地域包括支援センターなどに専門職等の必要な人材の配置が検討されるよう支援することなども考えられる。

集団（階層）の状態像のイメージとしては、①緊急・長期入院を含む高額医療が発生している高齢者、②主に外来を中心とした在宅療養中の高齢者、③フレイルが顕在化しつつある虚弱な高齢者、④医療をあまり利用しない元気な高齢者などの階層が想定される。

広域連合の保健事業としては、当面の間、主に②、③の階層から着手するなど重点化した取組を行う。

図表 I-3 被保険者の状態像に応じた健康支援の取組イメージ



（５）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の概要

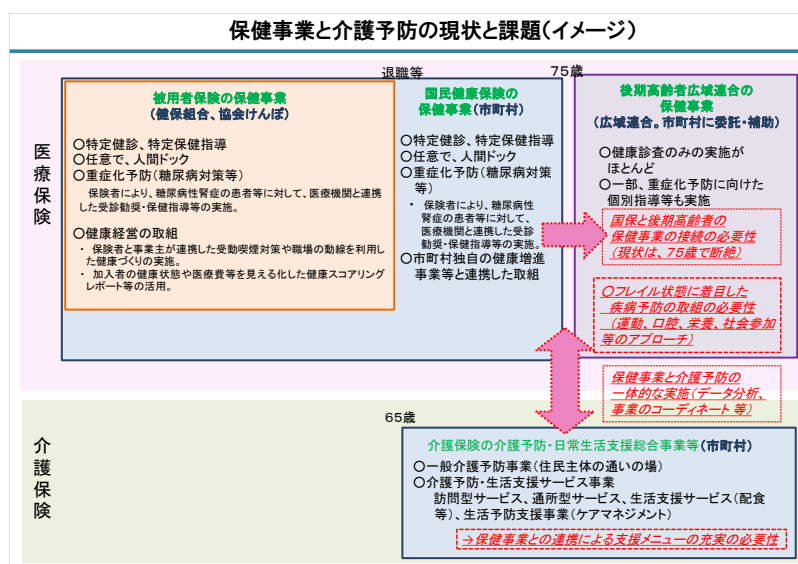
１）一体的実施の経緯

我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度の被保険者に異動することになっている。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業（以下「国民健康保険保健事業」と

いう。)と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業(以下「高齢者保健事業」という。)が、これまで適切に継続されてこなかったといった課題が見られる。広域連合の中には、市町村に高齢者保健事業の委託等を行うことで重症化予防等の取組を行っている事例も見られるが、多くの場合、健康診査のみの実施となっている状況であった。

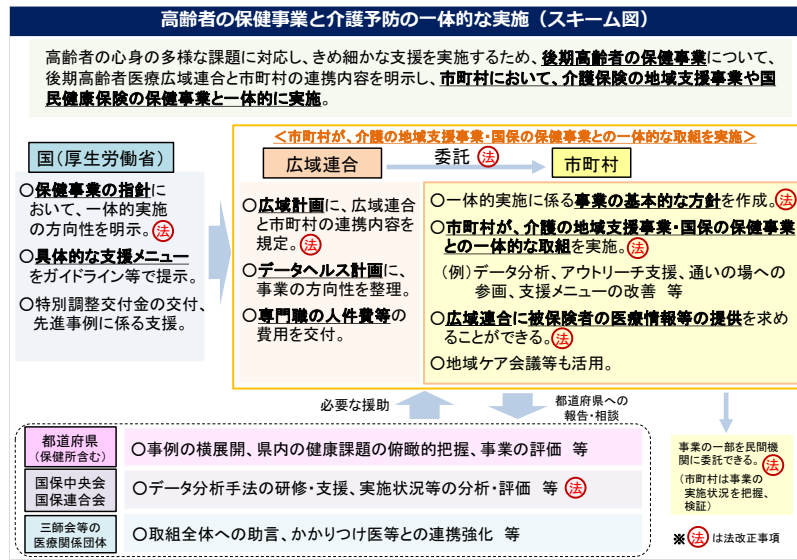
また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有している。しかしながら、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もあった。

図表 I-4 保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



このような課題について、市町村は、市民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を進めるため、個々の事業については図表 I-5に示すように市町村が実施できるように法整備を行った。

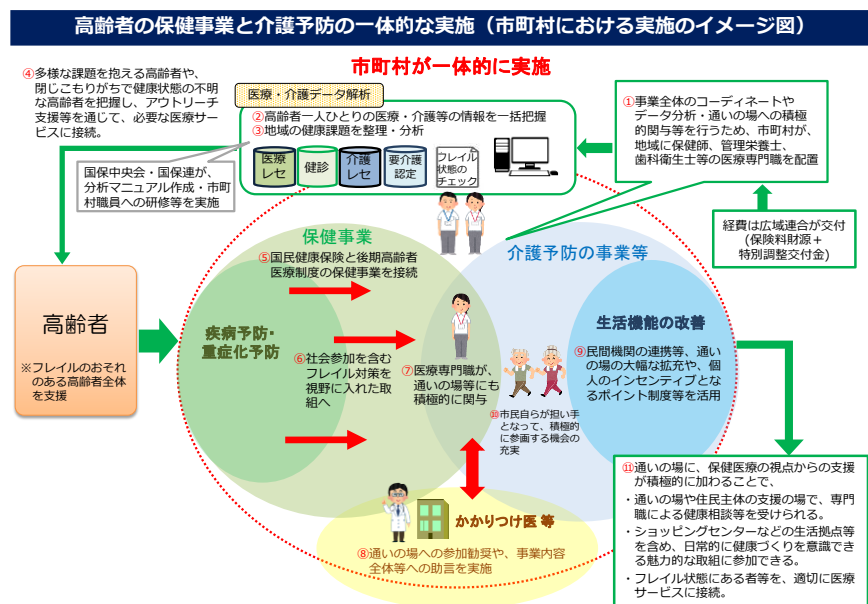
図表Ⅰ－5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）



2) 一体的実施の概要

市町村が保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージとして、有識者会議では図表Ⅰ－6に示す内容が提案された。

図表 I - 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
(市町村における事業実施のイメージ図)



地域において事業全体のコーディネートを医療専門職が担い、医療・介護データを分析して地域の健康課題を把握する。データ分析の結果から、高齢者の健康課題を把握すると同時に、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者、健康状態不明な高齢者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげる。また、これまで保健事業で行っていた疾病予防・重症化予防と併せて、介護予防も行う。さらに、地域の医療関係団体等と連携を図りながら、医療専門職が通いの場等にも積極的に関与し、フレイル予防にも着眼した高齢者への支援を行う。

このような一体的な実施を推進するためには、地域の医療関係団体から具体的なメニューや事業全体に対する助言や指導を得るとともに、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等からも高齢者の状況に応じて通いの場等への参加勧奨を行うよう協力を依頼する。

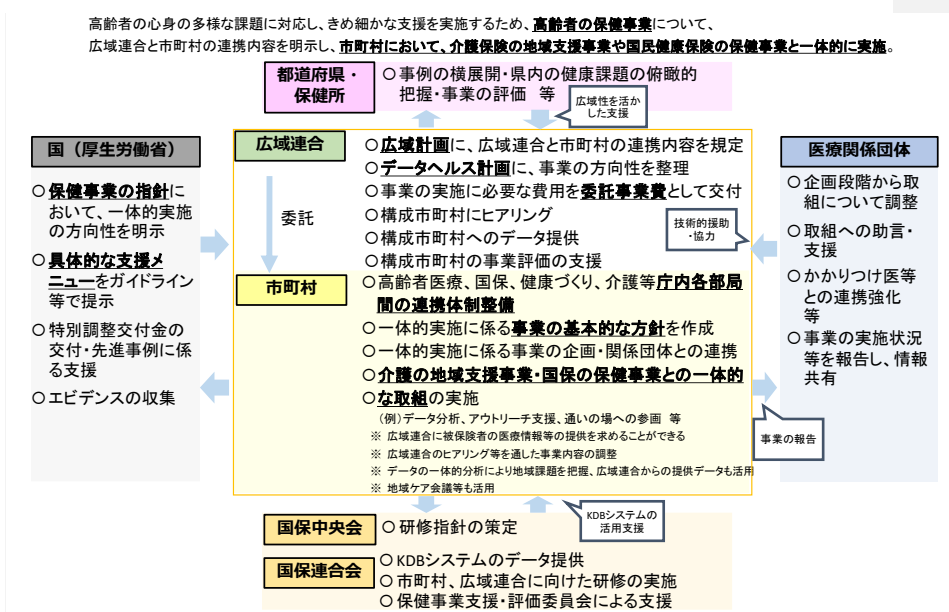
通いの場等に保健医療の支援が加わり、社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組を実践することにより、高齢者は地域の日常的な生活拠点などで、医療専門職による健康相談等を受けられるようになる。

こうした取組により、高齢者は身近な場所で健康づくりの取組に参加できるようになることを目指す。また、フレイル状態にある高齢者が適切な医療や介護サービスにつなげることによって、疾病予防・重症化予防を促進することを目指すこととなり、健康寿命延伸につながる。このように、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進は、地域全体で高齢者を支えることとなり、地域づくり・まちづくりにつながるものである。

2 取組の推進に向けた体制整備

（１）関係者の役割分担高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に当たっては、図表Ⅰ-7 図表Ⅰ-7 図表Ⅰ-77に示す関係者が連携し、体制整備がなされることが望まれる。

図表Ⅰ-7 関係機関の連携（イメージ）



（１）広域連合の役割

1) ④ 保険者としての役割

広域連合においては、**高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療の保険者として域内の高齢者保健事業の方針や連携内容を明確にした上で、その方針等に基づき構成市町村に保健事業の実施を委託し、介護予防の取組等との一体的な実施を進めることが求められる。**このため、広域連合においては、構成市町村と十分協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による広域計画に、広域連合と市町村との連携内容に関する事項を定めるとともに、保険者として、事業の委託等に必要な財源を確保することが求められる。

また、広域連合は、保険者としての責務を果たすため、市町村に対し

事業委託をする場合でも、事業がPDCAサイクルにそって進捗するよう事業実施主体として、現状分析や体制整備、事業評価等において、市町村を後方支援することが必要である。

なお、高齢者保健事業は、市町村への委託ではなく、広域連合が直接実施、もしくは広域連合が関係団体に直接委託して実施することもあり得る。その場合は、事業実施主体として、広域連合自ら現状分析や企画立案、体制整備、事業評価を行うことが必要となる。

2) 保有する健康・医療情報の積極的な活用

広域連合は、健診結果、医療レセプト（調剤・歯科含む）等を包括的、統合的に管理しており、保険者機能として事業推進のためにそれらのデータを活用することができる。

こうした健康・医療情報を活用して地域の健康課題の把握、対象者の抽出・選定、事業企画・評価を行い、実際の保健指導の際には履歴データの閲覧ができるように、実施支援のための情報提供が重要な役割となる。

また、都道府県内全体を俯瞰し、市町村において地域の健康課題が比較できるように、健康・医療情報を分析加工した統計等を提供するなどして、各市町村において国保から連続した保健事業等の事業評価が適切に行えるよう支援する。

これらの際には、地域の資源や実情を踏まえて、都道府県や地域の保健所、地元の学識経験者等からの支援や助言を受けることも望まれる。

3) 広域計画の見直し

広域計画において、連携内容に関する事項を盛り込むことは努力義務とされているが、令和2年度から一体的実施が本格施行となること等を踏まえると、構成市町村との十分な協議を経て、令和2年4月から、当該規定を盛り込んだ広域計画が施行されるよう準備を進めることが望ましい。なお、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項等の規定に基づき広域連合と市町村の間で被保険者の医療・介護・健診情報等の授受を行う際には、広域計画に基づく市町村への保健事業の委託が必要であること等が要件となっていることにも留意する必要がある。

現状、広域計画には市町村との連携を図る内容として保健事業が盛り込まれているが、市町村との役割分担等に関する記載状況は広域連合ごとに異なっている。一体的実施を見据えて、市町村との役割分担について明記することが求められる。

4) データヘルス計画の中間評価・見直しにあわせた事業の棚卸し

医療保険者として作成するデータヘルス計画においても、一体的な実施を踏まえて事業内容等を整理することが望ましいが、今期の計画が平成30年度からの6年間で既に定められ、現在、計画に沿った取組が進められていることから、直ちに見直す必要までではなく、今期計画の中間見直しや次期計画の策定等の際に、順次見直しを実施していくことが考えられる。

データヘルス計画の中間見直しにおいては、計画に記載されている内容の進捗状況の確認と目標値の見直し等が予定されているが、それに合わせて、地域での一体的実施に係る取組状況の確認等を行い、必要に応じて目標値の見直しを行う

5) 委託先市町村に対する支援

②広域連合においては、保健事業の企画調整とともに、~~国保データベース（KDB）システム²⁴（以下、「KDBシステム」という。）~~等を活用した域内全体の高齢者の健康課題や構成市町村における保健事業の取組状況等の整理・把握・分析、構成市町村への支援、都道府県や各国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）との調整等の取組を適切に行うことが必要である。

具体的には、市町村の関係部局と直接対話する機会を設け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた要望の聞き取りを行い、~~KDBシステム~~等を活用して、事業の企画立案に必要な健康課題に関する資料を提供することが望ましい。また、~~国保連合会~~との連携のもと、高齢者の保健事業に関する研修会を開催し、後期高齢者の特性、フレイルについての知識、個々の状態に合わせた必要な支援方法等を伝えとともに、有識者からの助言・指導の取り次ぎ、市町村での実務が円滑に運営されるような支援も考えられる。

~~市町村への円滑な情報提供~~

~~情報提供を円滑に進めるため、市町村への事業委託等に当たって、後期高齢者の健康・医療情報を電子化し、国保連合会が管理する国保データベース（KDB）システム²⁵（以下「KDBシステム」という。）等が~~

²⁴KDBシステムは、健診や医療・介護のレセプト情報を保有し、さまざまな観点から比較・分析できるツールであり、健康課題を把握して、事業の対象者抽出に活用することができる。被保険者ごとに健診・医療の受診状況を突合して確認できるため対象者の絞り込みが容易になるメリットがあり、活用により効果的、効率的に事業を実施することができる。

²⁵

円滑に活用できるよう、広域連合及び市町村の双方において個人情報の適切な取扱手続を進めることが必要である。

また、後期高齢者のデータを保健事業に活用可能なことが市町村内の保健事業の担当部局において知られていないケースが一部にあるため、事業への積極的なデータ活用とそれによる事業評価等の実施の必要性について、周知・啓発に努めることが重要である。

③市町村の事業実施の支援

事業の実施に当たっては、適切な情報提供・共有により、市町村の問題意識をくみ取り、事業計画に反映するとともに、事業の継続的な改善に努めることが必要となる。広域連合の事業実施の方針は市町村の健康課題や取組の実態に学び、組み上げることが重要といえる。

市町村での事業実施を推進するには、既に事業に取り組んでいる広域連合等の好事例を他の市町村が展開しやすいよう、市町村の関係部局（介護保険・国保・保健衛生等）の担当者向けに研修を実施することも有効である。

また、市町村との事業調整や関連団体の協力の取り付けなど準備の負担軽減の支援を行う。直接の実施主体ではなくとも、事業の取りまとめや検証、翌年度以降の改善に向けた検討をともに行うなど、可能な限り役割分担をすることが必要である。

このため、市町村に委託して事業を実施する場合や広域連合が直接又は民間等に委託して事業を実施する場合のいずれの場合においても、広域連合と市町村（後期高齢者医療担当部局、国保担当部局、保健衛生担当部局、介護保険担当部局等）の連携体制づくりのために、双方参画のもとで事業を企画、実施、評価できるよう企画運営組織を設け、定期的に会議を開催するなどの実施体制の確保に努めることが望ましい。

市町村における事業実施後に、評価を行い、次年度以降の事業の改善・見直しを実施する。その際、広域連合が経年的に事業評価を行い、課題を明らかにし、改善を促すことも必要である。

<事例：市町村訪問インタビューによる後方支援体制の構築>

群馬県後期高齢者医療広域連合では、構成市町村の庁内連携を促進するために市町村への訪問インタビューを行い、関係各部局の担当者を集まってもらい、市町村内の課題の確認・共有を行いました。その中で把握できた市町村の不安や課題について整理し、医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会・在宅保健師の会等関係機関との連絡調整や補助金交付要綱づくり、個人情報保護審査会等の対応等、広域連合として後方支援が可能な内容について対応するよう努めました。

<群馬県後期高齢者医療広域連合>

<事例：有識者による助言の機会の提供と研修会の開催>

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、構成市町村が保健事業を円滑に実施できるよう、有識者にアドバイザーとして関わってもらい、構成市町村が事業企画や市町村での単独実施ではなかなか難しい事業評価方法に対する助言を得る機会を設けています。

また、市町の後期高齢者医療担当や保健師、地域包括支援センターの職員等を対象に毎年「高齢者健康づくり推進フォーラム」を継続的に実施しています。それ以外にも、事前アンケートにより市町の支援ニーズを把握し、フレイルの要素等を盛り込んだ研修を実施しています。

<滋賀県後期高齢者医療広域連合>

＜事例：在宅保健師等による重症化予防訪問の実施＞

福岡県後期高齢者医療広域連合では、糖尿病性腎症重症化予防の訪問指導の実施に当たり、構成市町村による実施を募ったものの、自市町村の保健事業で多忙であり、積極的に後期高齢者の保健事業に参加する市町村が少なかったために、地域の在宅保健師を雇い上げたり、民間事業者への委託を行う等により人材を確保し、県域全体での事業提供が可能となるよう体制整備をしています。

＜福岡県後期高齢者医療広域連合＞

＜事例：新潟市と連携した保健事業の実施＞

新潟県後期高齢者医療広域連合では、データヘルス計画策定の過程で明らかとなった要介護認定者に多く見られる低栄養・服薬等の健康課題に対応するために、新潟市の地域包括ケア推進課と共同事業の協定を締結し、栄養士会と協力して訪問栄養指導、薬剤師会と連携して訪問服薬指導を実施しています。新潟市には対象者への案内や問い合わせに協力をしてもらいました。両事業においては、事前に医師会にも相談しており、医師会の協力のもと事業を進めています。また、歯科医師会と連携して、訪問歯科健診事業も実施しています。

＜新潟県後期高齢者医療広域連合＞

④—6）関係団体等との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の関係団体との連携を図り、保健事業が円滑に実施できるよう環境を整える必要があるため、都道府県単位の職能団体等には、都道府県とともに、地域包括ケアの一員として医療保険者が進める重症化予防をはじめとした取組の協力が得られるよう連携関係を構築することが求められる。

（詳細は「Ⅱ実践編」及び別冊事例集「12）進捗管理シート」を参照。）

（2）市町村に求められる役割

1）全庁的な検討体制の確立と主担当部局の決定

広域連合を構成する市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の状況やニーズを直接把握しており、生涯を通じた健康の保持増進の総合的な取組を行う主体である。

高齢者保健事業を市町村が受託し、介護予防の取組等と一体的に実施することは、地域全体で高齢者を支えることになり、地域づくり・まちづくりにつながる。そのため、首長等の幹部に対しても、一体的実施の必要性について丁寧に説明を行ったうえで理解を得ること等が重要であ

り、全庁的な検討体制を確立することが望ましい。

検討に当たっては、例えば庁内各部局を横断したプロジェクトチームを立ち上げ、なぜ一体的実施が必要であるのか、どのような人に対して保健事業を展開することが必要であるのかについて検討することが重要である。市町村の中で一体的実施に優先度が上がるようなメッセージを幹部から庁内外に発信してもらうようにすることも非常に重要である。

庁内横断的な検討体制であるプロジェクトチーム等による検討が進む中で、どの部局が中心となり、各部局がどのように連携して進めるのかという役割分担についても検討する必要がある。

市町村の状況や取り組む課題等によって、後期高齢者医療制度や国民健康保険の担当部局が中心となる場合や、健康づくりの担当部局が中心となる場合、介護保険の担当部局が中心となる場合等、様々な枠組みが考えられるが、いずれにせよ、部局ごとに本事業の検討を進めるのではなく、庁内各部局間の連携を円滑に進めることが重要である。

また、部局横断的に対応するには、各部局が一体的実施の目的を共有し、各事業の位置づけを話し合い、業務の優先順位を明確にしながらやり方を決めていく過程が不可欠である。そのうえで、各部局が策定している計画（健康増進計画やデータヘルス計画、食育推進計画、介護保険事業計画等）にフレイル予防や一体的実施に関する内容を盛り込むだけでなく、市町村の総合計画にも盛り込む等、「地域づくり・まちづくり」の視点をもって取り組んでいくことが重要である。

一体的実施で活躍が期待されている医療専門職である保健師・管理栄養士・歯科衛生士等は、健康づくり部局に配置されていることが多い。本事業の推進は、地域づくり・まちづくりにつながり、健康寿命の延伸につながることを期待されることから、全庁的な課題として共通の理解に立ったうえで、部局の垣根を越えて関係部局すべての業務として位置づけること等、健康づくり部局に配置されている医療専門職が積極的にかかわることができるようにすることも考えられる。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者から生活保護の受給者になる者もいる。健康施策として共通の内容も多いため、福祉事務所と生活保護分野における事業の連携を図ることも重要である。

一体的実施では、KDBの活用等も求められるが、医療専門職が、データ分析を行ったことのある人材と連携し行うことも検討すべきである。

また、地域が有する保健医療等に関する資源の実態を把握する。こうしたことを踏まえながら、広域連合との連携を図りつつ保健事業の企画、実施、評価に当たることが必要である。

その際、関係部局間の連携を密にし、介護保険、国保、健康増進事業等の保健事業等との整合を図りつつ推進するなど、事業を着実に実施できる体制の確保に努めることが求められる。

＜事例：全庁一丸となつての一体実施に向けた組織づくり＞

千葉県船橋市では、「日本一健康で元気なまちづくり」、「健康寿命日本一」という目標を掲げ、その実現に向けて、介護予防・疾病予防・健康づくりを一体的に実施するために、地域包括ケア推進本部を立ち上げ、本部長は副市長、本部員は、健康福祉局長、建設局長、病院局長並びに所管部長が就いて、市としての方針を決め、具体的事業計画の検討や進捗管理については、予防事業の一元化を図るために改組された健康づくり課が担当しています。実務を担う健康づくり課は、特定健診・がん検診係、予防接種係、特定保健指導係、介護予防推進係の4係があり、介護予防・疾病予防、健康づくりを一体的に実施する体制が整備されています。

＜千葉県船橋市＞

2) 広域連合・都道府県・他市町村との調整

各市町村においては、これまで実施してきた保健事業の内容等を踏まえ、関係各部局における既存の社会資源や行政資源等を勘案し、具体的な地域の課題はどのようなものが挙げられるのか、どのような取組を進めていくのか、どのような医療専門職が必要となるのかなどを検討する必要がある。

そのうえで、市町村は人材確保の方策や医師会等地域の医療関係団体等との調整について、広域連合、都道府県や保健所等との具体的な調整を進める必要がある。特に、市町村が広域連合から委託を受けて事業を実施する際には、広域連合と市町村の間で十分な話し合いが必要である。

市町村は、法第125条の2第1項の規定により、広域連合の広域計画に基づき高齢者保健事業の委託を受けた場合において、当該広域連合の被保険者に対する保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、国民健康保険保健事業や地域支援事業等との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとされている。

この基本的な方針においては、市町村が実施する保健事業や地域支援事業等の一体的実施に関する具体的な事業内容や個人情報の取扱い等を記載することになるが、庁内関係部局との連携を図り策定することが必要である。

基本方針に盛り込むべき事項としては、一体的実施の推進体制、具体的な事業内容とその担当部局、関係部局における医療・健診・介護に関する個人情報の閲覧の仕方等が挙げられる。特に各種個人情報は、担当部局以外は閲覧することができない機微な情報であるが、一体的実施においては欠かせない情報であるため、今般法改正が行われ、庁内の関係部局は医療、健診、介護等に関する情報を一体的に閲覧できるようになったところである。この点も踏まえ、複数部局での情報が連携・共有できるよう、個人情報保護にも配慮しながら市町村内でのデータの適切な取扱い等について明確に定めることが求められる。

また、各市町村の社会資源や行政資源等を整理していく中で、複数の市町村が連携・協力して、地域内の社会資源等を活用しながら、一体的な実施を進めることで効果的かつ効率的な事業展開に繋がる場合も考えられることから、周囲の市町村と連携して検討を進めることも考えられる。

特に糖尿病性腎症重症化予防については、保健所単位での連携が進んでいる地域もある。高齢者についても同様の仕組みを導入する場合には、広域連合や都道府県等と連携しながら検討を進めることが必要になる。

また、地域が有する保健医療等に関する資源の実態を把握する。こうしたことを踏まえながら、広域連合との連携を図りつつ保健事業の企画、実施、評価に当たることが必要である。

3) 関係団体等との連携

一体的な実施の展開に当たっては、医師会をはじめとする地域の医療関係団体の協力が不可欠であり、事業の企画の段階から三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会をいう。以下同じ。）や看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の協力を得つつ、保健事業と介護予防の一体的な実施を適切に展開することが必要である。

特に、対象者の抽出基準やかかりつけ医等との情報共有の方法等については、事業実施に先立って地域の関係団体等と十分な調整のうえ、決定することが重要である。さらに、事業の実施後においても今後の事業展開につなげるため、地域の関係団体に対し事業の実施状況等の報告を行い、情報共有していくことも重要である。

<事例：地域の医師会・歯科医師会も巻き込んだ検討会議での検討>

長野県佐久市では、高齢者の健康課題を複合的に把握し、それに応じた支援を実施するため、月1回、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士が高齢者を個別訪問する支援を行いました。多職種による訪問を実現するに当たり、健康・介護・高齢福祉の3部門の課が連携し、医師会・歯科医師会も参画した検討会議を通じて地域全体のフレイル対策を検討し、それぞれの専門に応じたアセスメント結果を複合的に把握し必要な支援につなぐ体制を構築しました。

<長野県佐久市>

<事例：TAMAフレイル予防プロジェクト検討チームの組成>

東京都多摩市では、日常生活動作が低下して要介護・要支援状態になる恐れのある者を速やかに把握するため「TAMAフレイル予防プロジェクト(TFPP)」を開始し、地域介護予防教室等の活動と連動して、フレイルを予防し、社会参画を促進する活動を行っています。この取組の検討チームには、医師会、歯科医師会、保健所、研究機関等が参加し、医療の観点からチェックリストや測定方法の検討を進めています。

<東京都多摩市>

<事例：かかりつけ医との間での「健康相談連絡票」>

神奈川県大和市では、かかりつけ医と市の保健師・管理栄養士の連携を図るために、「健康相談連絡票」をつくり、医師が行政に健康相談を依頼できる仕組みを構築しました。健康相談実施後は、「実施報告書」を医療機関に送り、個別指導の対象者の状況をかかりつけ医と共有し支援しています。運用開始に当たっては、大和市医師会理事会から承認を得て、内科を標榜する医療機関に送付し、在宅医療・介護連携会議により医師に利用を周知しています。

<神奈川県大和市>

市町村が必要な数の医療専門職を十分確保することが困難なケースも想定されることから、三師会等の医療関係団体をはじめ、地域の医療専門職と連携し、業務の一部を委託することも考えられる。この場合も、取り扱いのルールを明記する等により個人情報保護に十分留意しつつ、医療・介護情報等が必要に応じて共有され、効果的な保健事業が実施されるよう、市町村が中心となって事業の実施状況を把握、検証できる枠組みとすることが求められる。

なお、改正法により、市町村は、保健事業の一部を関係機関又は関係団体に委託できることとされているが、保健事業の企画立案や事業の実施状況の把握・検証等については市町村が責任をもって行うこととする。それとともに、事業の実施・運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託し、地域の医療関係団体等との円滑な情報共有・連携に努

める必要がある。

<事例：栄養士会への事業委託>

神奈川県大和市では、高齢者の低栄養改善に向けた訪問を行うにあたり、市内関係者だけでは人材が不足するため、地域の栄養士会に委託し、高齢者宅を訪問する管理栄養士を確保しました。委託で実施した訪問については、進捗状況等を適切に把握するために、事業報告書を提出してもらっています。また、栄養士会にすべての事業を委託するのではなく、訪問対象とする地域を分割し、一部地域については、市の管理栄養士等も訪問することにより、事業実施上の課題等を共有できるようにしています。

<神奈川県大和市>

<事例：社会福祉協議会への一部事業委託>

宮崎県美郷町では、地域包括支援センター・安心生活支援センターの業務委託を行っている社会福祉協議会にフレイル対策のための事業を委託し、高齢者宅を訪問してもらいました。

<宮崎県美郷町>

<事例：薬剤師会との連携事業業務委託>

北海道北見市では、重症化予防等推進事業（厚生労働省モデル事業）として、多剤服用のおそれがあるもの者についての訪問指導を、地域の薬剤師会と連携して実施しました。対象者抽出の際、レセプト情報の提供は広域連合に依頼しましたが、抽出に当たっての基準の設定や、抽出された対象者の個別のレセプト情報等を確認した上での訪問対象者の絞り込みから対象者への訪問指導までの一連の業務を、地域の薬剤師会と協力して実施しました。

<北海道北見市>

1) 関係機関、職能団体等との連携

事業内容に応じ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の関係団体との連携を図り、事業の企画・運営、保健指導についての助言、指導を得ることが必要である。

また、実際の保健事業を委託する等、協力を得ることも想定されるが、保健事業を委託する際は、研修などを通じ当該団体に所属する専門職に高齢者の特性を踏まえた保健事業について、理解を深めてもらうことが有効である。

そのほか、広域連合等が高齢者の特性を踏まえた保健事業に取り組む場合には、会員や各地域組織等への周知、助言などの必要な協力を得ることが重要である。

また、地域に存在するソーシャルキャピタルとして、民生委員・地域包括支援センター・介護保険事業者との連携も有効である。

2) 医療機関等との連携

後期高齢者の多くは、医療機関等を受診していることから、保健事業の実施に当たっては、かかりつけ医や専門医等との情報共有を図り、助言や指導を得るなど連携を密にすることが必要である。

具体的には、高齢者の健康課題に関する相談をするなど、事業の企画段階から情報提供し、助言を受けるとともに、本人の同意を得た場合には、医療として行った検査の結果等の情報を受けられるような関係を構築することが望ましい。

また、現場においては、対象者の選定や保健指導上の留意点をかかりつけ医等に相談するとともに、保健指導結果をフィードバックするなど、連携を図りつつ取組を進めることが望ましい。さらに、事業の内容により、関係者への説明会を開くなど情報共有に努めることも有効である。

こうした取組を円滑に進めるため、特に都道府県及び郡市区の各単位の医師会や歯科医師会と緊密に連携を図ることが必要である。

なお、県境に隣接した地域などにおいては、行政区域をまたいで受診する被保険者もいることから、必要に応じ隣接自治体の医師会や歯科医師会との連携を図ることも有効である。

4) 3) 他の医療保険者等(保険者協議会)との連携

前期・後期という年齢区分にとらわれず、高齢期において一貫性、継続性のある取組を行えるよう、国保等他の医療保険者との間で定期的に課題を共有し、対策を話し合うなど保険者協議会等の機会を活用して連携を図ることが重要である。

また、市町村国保による糖尿病性腎症重症化予防等の既存事業との組合せにより、継続的な事業を検討するとともに、国保から後期高齢者医療制度に移行した被保険者については、保健事業の効果の追跡把握やそのフィードバックについて検討することも重要である。

こうした取組によって後期高齢期以前の早期からフレイルや生活習慣病対策を進め、より効果的、効率的な保健事業を展開することが有効である。

5) 4) NPO法人・民間事業者の活用

NPO法人は、地域ニーズを熟知し、住民に対しきめ細かく柔軟な対応が可能な場合がある。NPO法人との連携を図り、助言を得る、又は、企画運営に参画してもらうことも有益である。

また、保健事業を適切に実施する能力のある民間事業者に業務委託することは、

書式変更: インデント: 左 0 字

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

広域連合等のノウハウや人材不足を補い、事業を円滑に実施することにつながり得る。ただし、業務委託の場合であっても、委託者が事業内容の設定、進捗管理、効果検証の各場面で主体性を発揮し、受託者に任せきりにならないよう注意が必要である。

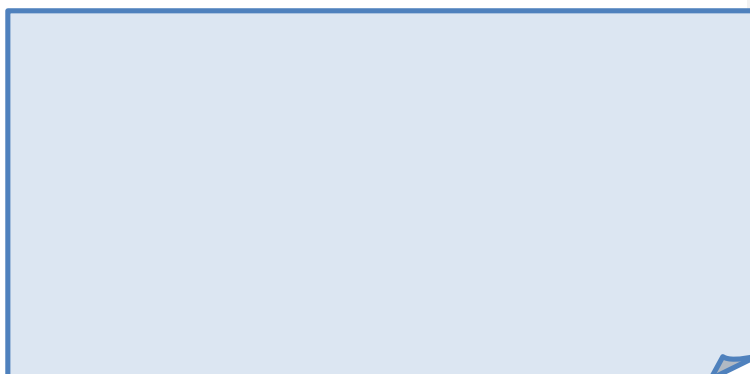
（３）都道府県に求められる役割

都道府県については、都道府県内の健康課題を俯瞰的に把握できる立場であり、法においては、「後期高齢者医療広域連合及び市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする」との規定が設けられている。これを踏まえ、広域連合や市町村における一体的な実施の取組が着実に進むよう、都道府県内においても関係部局が連携して、広域連合や市町村の要望把握を行い、専門的見地等からの支援や本事業に係る好事例の横展開を進める。また、広域連合や国保連合会とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行うことは、都道府県内での事業推進のうえで重要である。あわせて、首長をはじめとした市町村幹部の理解が推進されるよう、都道府県は自ら主催するトップセミナーのような場で、保健事業と介護予防の一体的実施について取り上げ、地域全体で取り組んでいくことが望ましい。広域連合等における実施状況をフォローするとともに、介護保険、国保、健康増進事業等の保健事業との連携が促進されるよう、市町村への指導助言、調整を行う。

また、都道府県単位の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等の関係団体と都道府県内の取組状況を共有し、課題、対応策等について議論するなど、事業を通じた検討の機会や保険者協議会等の場を用いるなどして、これらの団体と広域連合、市町村の連携や的確な評価が図られるよう調整する。

こうした取組は、複数課の所管事項にまたがることから、医療保険、介護保険、保健衛生の各所管部局の緊密な連携の下で実施することが必要である。なお、地域での展開に当たっては、広域的に管内市町村の支援に当たる保健所の協力を得ることも１つの方策と考えられる。

さらに、都道府県は、平成 30 年度から国保の保険者となり、財政運営の担い手として後期高齢者医療制度への支援金を負担することになるため、国保加入者時代の取組を後期高齢者においても活用し、国保から後期高齢者医療制度への連続したデータ分析を広域的に行うなど保険者機能の観点からも、保健事業の推進に一層の役割を果たすことが期待される。



<事例：トップセミナーによる高齢者保健事業と介護予防の重要性の周知と関係部局連携の仕組みの構築>

群馬県では、健康寿命の延伸のため、介護予防及び高齢者の保健事業の充実が急務であることから、市町村長を対象にしたトップセミナーを実施し、市町村における保健、介護及び国保部局の連携の重要性、高齢者保健事業及び介護予防の目的を周知しました。また、地域包括ケア推進室・保健予防課・国保介護課等が共同して、地域におけるフレイル予防対策に取り組んだり、広域連合が主催する高齢者の保健事業に関する研修会に企画段階から協力する等、関係部局が連携した取組を行っています。さらに、実態把握と課題分析を重視し、保健・医療・介護の情報の「見える化」を行い、課題解決に向けた検討材料として、保健予防課を中心にＫＤＢシステムのデータ、協会けんぽのデータを分析し、市町村等との共有を図っています。

<群馬県>

都道府県や保健所には、各種の医療専門職が配置されている。これらの人脈を活用して人材の育成や確保を図るほか、市町村の状況を踏まえて、医療専門職の人材育成等の支援を行う。また、国保連合会と共同で保険者協議会の事務局を担っていること等からも、市町村や広域連合からの相談に応じ広域的な観点から、医療関係団体等との連携の中核を担うことも必要である。

例えば、一体的な実施の円滑な推進を支援するため、都道府県から、都道府県単位の三師会等の医療関係団体等に対して、広域連合や市町村が実施する保健事業への技術的な援助や市町村から医療専門職への派遣要請があった場合の協力等を依頼することも考えられる。複数の市町村にまたがって生じている課題等、市町村単位を越えて広域での対応が望ましい場合に、都道府県により設置された保健所等が積極的な支援を行うことも重要である。

さらに、都道府県内でフレイル予防等についての意識の醸成を図るためには、商工会議所等をはじめとした関係団体の協力も望まれる。そのような団体への協力を求める際には、広域的な会議等を開催している都道府県が主体となって依頼を行うことが求められる。

都道府県・保健所は一体的実施に取り組む医療専門職に対して、データ分析や事業企画立案に対する支援を行うことも必要である。ＫＤＢシステムの分析を市町村単独で実施することが難しいこともあるため、そのような場合には国保連合会と協力しながら都道府県あるいは広域連合等で、データを分析し、市町村に提供することが効率的である。

フレイルやその予防についての知識、高齢者がフレイル等の健康課題を自分ごととしてとらえ、自ら予防に取り組むことができるような支援スキルを身に付けることができるよう、研修を行う体制を整備していくことも

必要である。

なお、地域で活躍する医療専門職は、医療機関等に所属している場合もある。そのような医療専門職が活動しやすいよう、都道府県が地域の関係団体に協力要請を行うことも必要である。

<事例：3課協働による「フレイル予防総合推進事業」>

長野県では、健康増進課を窓口として、介護支援課、保健・疾病対策課の3課が協力・連携して、「フレイル予防総合推進事業」に取り組んでいます。フレイル予防人材育成、フレイル予防推進事業、オーラルフレイル対策推進事業、フレイル予防市町村モデル事業、介護予防推進モデル事業、介護予防等推進研修事業の6つの事業を本格的に展開していく予定です。

<長野県>

<事例：県外郭団体とも連携した事業展開>

静岡県では、健康寿命の実現に向けて、健康長寿プログラムの普及、健康マイレージ事業、企業との連携、健康長寿の研究、重症化予防対策を進めてきた。静岡県と後期高齢者医療広域連合としずおか健康長寿財団（県の外郭団体）が協力・連携して事業展開を行う動きも始まっています。

<静岡県>

2（4）国保中央会・国保連合会に求められる役割との連携

国保中央会及び国保連合会は、国保・後期高齢者医療・健診・介護のデータを集積したKDBシステムを運用しており、保険者に対し、その活用支援を行っている。KDBシステムで作成される市町村単位の集計は、全国値や同規模保険者と比較しての分析が可能であるため、市町村にデータを提供すると同時に、市町村等におけるKDBシステム活用に向け、帳票の読み取り方や操作方法についての研修を行い、使用を動機づけることが必要である。KDBシステムに習熟すると、帳票の二次加工等により、詳細な分析も可能となる。国保中央会・国保連合会は保健事業に携わる者が必要な分析や評価を実施できるよう、活用方法に関する研修を随時開催していくことが求められている。

また、国保中央会・国保連合会は、各保険者における保健事業の展開を支援するために、国保・後期ヘルスサポート事業を実施している。同事業では、各国保連合会が、公衆衛生等の専門家を委員として組成した保健事業支援・評価委員会による保険者支援等が実施されている。市町村は保健事業の実践に際し、支援・評価委員会から具体的なアドバイスを得ることができる。さらに、国保連合会では、高齢者保健事業の実施に資するよう、データ分析をはじめ、事業の企画立案、事業評価について、都道府県・広

域連合と連携のもと、広域連合と構成市町村を対象とした研修会を実施することが求められている。国保連合会は、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業として、学識経験者らによる保健事業支援・評価委員会を設置し、国保保険者・広域連合が行う保健事業に関して専門的観点からの助言や指導を行っており、平成28年度は24広域連合が支援を受けている。

ここでは、広域連合のデータヘルス計画及び個別保健事業の検討の場となるだけでなく、国保から後期高齢者医療制度まで継続した取組を市町村とともに検討する機会と捉えることができる。

なお、都道府県と同様に、国保連合会も広域連合等を支援する立場にあることから、後期高齢者に関する都道府県単位の会議や研修会等への参画が可能となるよう調整を図る、共同の会議や研修会の開催、意見交換の場を設置するなど、平素から両者が相互に連携に努めることが重要である。

4-（5）国に求められる役割

広域連合等における取組や介護予防、医療機関との連携等の好事例を収集し情報提供するとともに、科学的な知見をもとにした取組や手順等をまとめたガイドラインを示すなど、事業の普及を支援する。併せて国民に向けて高齢期のフレイルと疾病の関係や相応しい健康管理等について、地域支援事業等との連携の上、情報提供や周知に努める。

それとともに、実施体制の整備やレセプト・健診データ等を活用したデータヘルスの取組が円滑に行われるよう、高齢者の特性を共通の指標で把握可能とする質問票等の導入検討や KDB システムの機能拡充など、必要な環境の整備に努める。

また、事業実施の経費について保険者インセンティブの適切な活用を促進するために、生活習慣病の重症化予防やフレイル等の取組の指標への重点的な点数配分や取組の成果の指標化など、財政面での支援策の検討・拡充に努める。

また、各都道府県や広域連合、市町村、関係機関・団体の連携体制構築のため、それぞれの全国組織等の中で現状や課題の共有を図り、必要な情報や知見の周知に努め、研修や会議の場をともに用意するなど人材の資質向上と働きやすさの面についての環境整備にも努める。

図表 I-8 後期高齢者医療における保険者インセンティブ

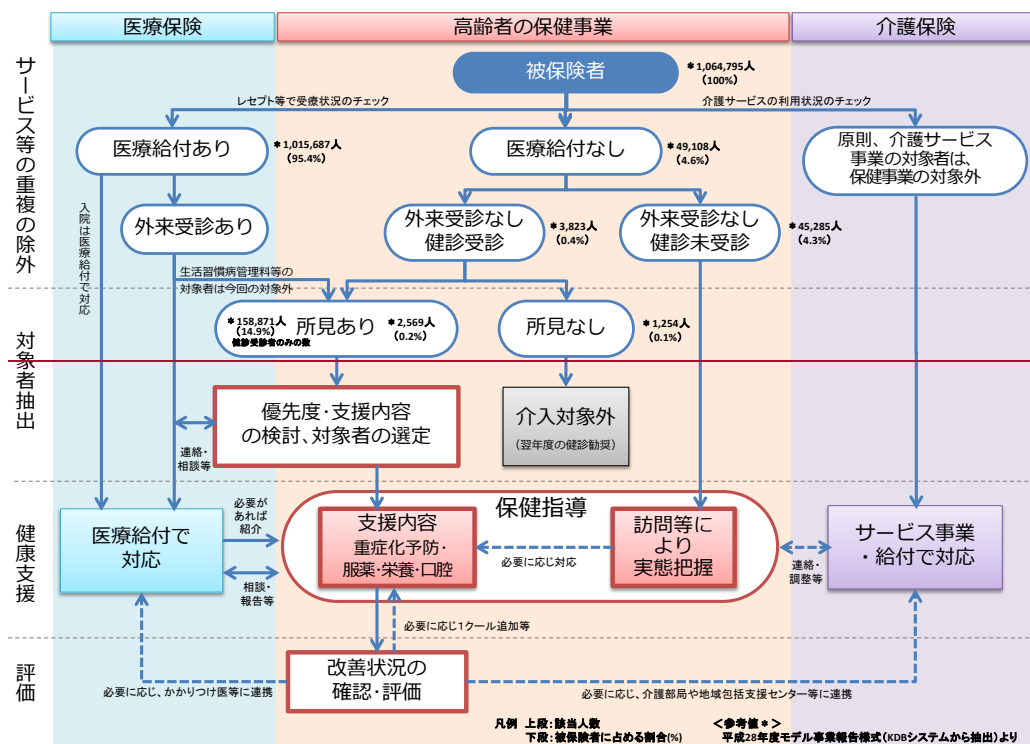
そのため、両者は、地域の実情を踏まえ、相互に補完する形で役割分担を検討することが望ましい。

イ 連携調整

介護保険における介護予防事業は、基本的には生活機能の低下等の自己申告を起点として実施される。一方、医療保険の保健事業では健康・医療情報を活用し、本人や家族が問題に気付いていない場合でもリスクのある被保険者を把握し実施することが可能であるため、より早期からのアウトリーチに適している。

このように両者には、対象者の把握方法やアプローチ方法の特長があるため、フレイル対策の対象者の選定の際には、保健事業の取組と介護予防事業の取組との重複の確認や調整を行うなど、対象者の状態に応じてより効果的な支援を行うことが求められる。また、こうした連携を緊密にするため、医療保険と介護保険の担当者が出席するサービス調整のための会議を開くなど、連携体制を整えることが望ましい。

図表 I-5 後期高齢者の保健事業の実施フロー（関係者間の連携）



原則として介護保険のサービス事業及び給付を受けている者は高齢者の保健事業の対象外となることから、介護保険担当部局と連携し、重複を回避する必要がある。一方で、健康・医療情報等から、疾病の重症化予防の必要性や疾病ではないがフレイル状態の進行がうかがわれる者については、関係部局間で情報を共有するなどして必要な支援につなげることが求められる。また、医療の受診者は、かかりつけ医等との連携の上取組を進める必要がある。

② 国保・保健衛生担当部局との連携

市町村の保健衛生や国保を所管する部局は、これまでも健診・保健指導等の実施主体として住民の健康の保持増進を担当してきた。これらとの連携により、若い世代からの生活習慣病等への取組の延長線上で、重症化予防の必要性を検証することが可能となる。また、これらの部局は母子世代からの予防接種や健診等を通じて医師会・かかりつけ医との接点があり、高齢者への取組に当たっても、医療面の支援の必要性や課題を共有しやすい状況にある。

取組に当たっては、既存の事業の実施状況を把握し、相互に対象者を紹介する際の連絡調整方法、取組の役割分担等について、企画段階から連携・

~~調整を図ることが望ましい。~~

~~③ 福祉担当部局との連携~~

~~2) 国保連合会との連携~~

~~国保連合会は、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業として、学識経験者らによる保健事業支援・評価委員会を設置し、国保保険者・広域連合が行う保健事業に関して専門的観点からの助言や指導を行っており、平成28年度は24広域連合が支援を受けている。~~

~~ここでは、広域連合のデータヘルス計画及び個別保健事業の検討の場となるだけでなく、国保から後期高齢者医療制度まで継続した取組を市町村とともに検討する機会と捉えることができる。~~

~~なお、都道府県と同様に、国保連合会も広域連合等を支援する立場にあることから、後期高齢者に関する都道府県単位の会議や研修会等への参画が可能となるよう調整を図る、共同の会議や研修会の開催、意見交換の場を設置するなど、平素から両者が相互に連携に努めることが重要である。~~

~~(3) 地域連携（関係団体との調整等）~~

3 効果的な実施に向けた取組内容の検討

(1) 高齢者の保健事業の進め方（全体的な流れ）

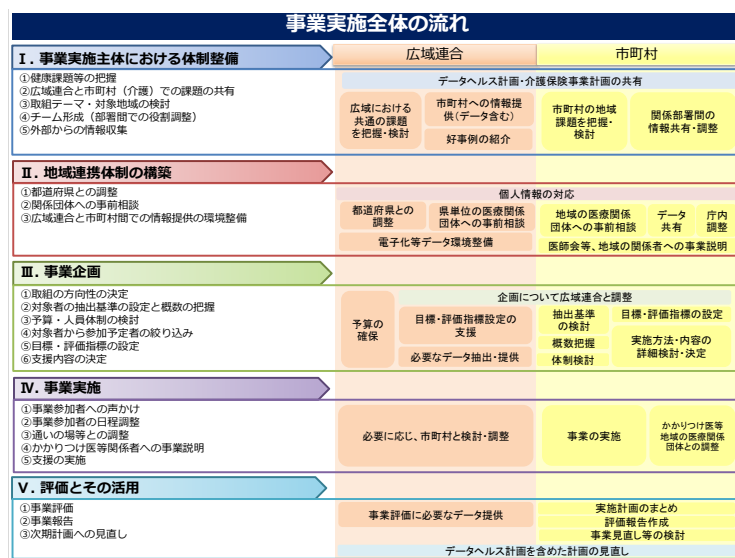
高齢者の保健事業は、一体的実施の取組等として広域連合から構成市町村に事業を委託する場合と、広域連合が自ら実施主体（関係機関等民間事業者への委託を含む）として取り組む場合と、構成する市町村に実施を委託する場合とがある。いずれの場合においても、広域連合と市町村の連携の下、企画・計画段階から、地域の健康課題や保健事業の実施や評価の進め方について、関係者間で十分に話し合い、方向性を共有することが重要である。図表 I-9 図表 I-9 図表 I-9 図表 I-9に高齢者の保健事業の基本的な手順について示す。

書式変更：フォント：MS ゴシック

書式変更：フォント：MS ゴシック

書式変更：フォント：MS ゴシック

図表 I-9 高齢者の保健事業の全体的な流れ



（詳細は「II 実践編」及び別冊事例集「(3) 12 進捗管理シート」を参照。）

(2) 健康課題の把握（データヘルス計画等との整合、調整）

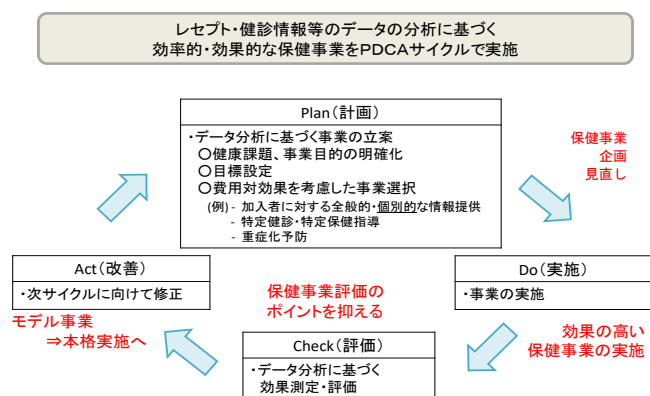
取組内容の検討に当たって、まず、地域の健康課題を把握する必要がある。活用するデータは、健診結果・質問票データ、レセプト（医療費）データ、人口動態統計、要介護認定データなどであり、これに質的情報も加味して分析する。各種情報は、KDBシステム等を用いて、経年比較や国、都道府県平均との比較、同規模保険者等との比較を行うとともに、自治体別の特徴、二次医療圏別の特徴等の広域的な把握も行いながら、地域の特性

などを整理する。

全ての広域連合において、中長期的な保健事業の実施計画であるデータヘルス計画が策定されており、策定の過程でこうした健康課題の把握がなされ、計画に基づく保健事業が進められているところである。把握した健康課題については、市町村にも情報提供し、認識を共有することが必要であり、事業を協働して実施する動機付けとしても重要な基盤部分となる。

生活習慣の変化や医療技術の向上等に伴い、健康課題は常に変化するため、データヘルス計画の見直しの度に、高齢者の健康・医療情報の動向を押さえ、直近の状況から健康課題を再確認し、保健事業の方向性を検討することが望ましい。

図表 I - 10 データヘルス計画



また、市町村が自ら保健事業を実施する場合は、広域連合が保有する健康・医療情報を入手しながら、自ら持ち合わせている情報も加味して、高齢者の健康課題を把握することが必要となる。

(3) PDCAサイクルの構築

事業成果が適切に把握、評価され、その結果が次回の事業の実施方法に反映されて、継続的な改善が図られるよう、事業のPDCAサイクルの構築に努める必要がある。以下にこの観点から事業の流れの概略を示す。

(詳細は「Ⅱ実践編」P53「2 取組の実際2—取組の実際2—取組の実際2—取組の実際2」を参照。)

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

1) 既存事業の見直し（健康診査、保健指導、健康相談、健康教育等）

高齢者の保健事業は、広域連合による事業だけでなく、**他の保険者や市町村の保健衛生担当部局等の**関連部局でも実施されることがある。このため、見直しに当たっては、他の保険者や関連部局と連携して既存事業の実施内容と達成状況を把握、評価する必要がある。

このように、既存事業の整理、いわば「棚卸し」を行い、前記（2）で整理した健康課題や実施結果と照合して、医療保険者として実施効果の検証を行い、事業のスクラップアンドビルド（最適化）を図る。

2) 事業内容の検討と準備

健康課題を踏まえ、事業の対象者像（性・年齢、健康状態、ADL、生活状況）、実施地域等を明らかにし、健診結果やレセプトデータを活用しつつ対象者の概数を把握する。

その上で、対象者を健診結果などから抽出し、参加予定者を各種条件により絞り込むための対象者の選定基準や健康支援の方法及び実施方法（訪問指導、立ち寄り型相談²⁶）などを決め、実施計画書を作成する。

さらに、事業の具体的な実施内容や方法（アセスメント項目、支援内容・方法等）を検討する（実施プログラムの作成）。

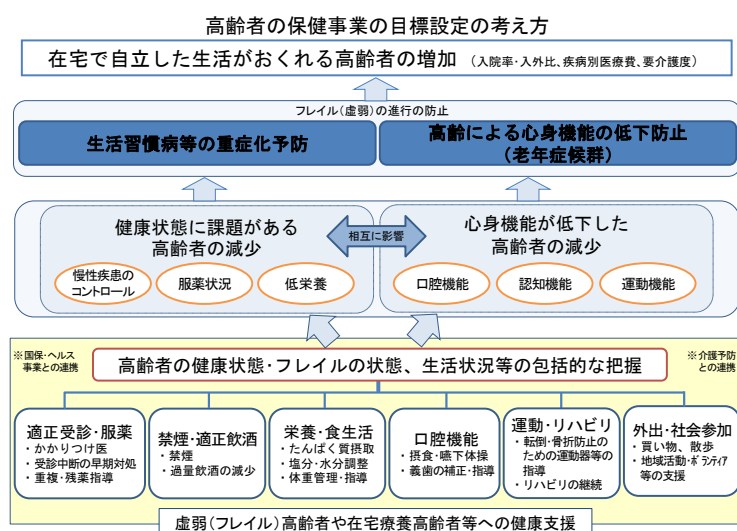
3) 目標の設定と評価の準備

事業の実施後に事業評価を行い、継続的な改善につなげていくため、事業実施前に目標と評価指標を設定する。目標には中長期的な大目標・中目標と毎年度の個別事業により達成を目指す短期的な小目標が考えられ、評価指標もそれぞれに設定することが求められる。

短期的な目標は、事業の実施前後で、すぐに変化状況が確認できるもの（低栄養対策の場合の体重や質問**票項目**で把握される食事摂取の状況等）であり、中長期的な目標は、短期的な目標が達成されたのちに起こる変化や望ましい状態像（医療費の減少、要介護認定率の低下等）を示すものとなる。

²⁶ 「立ち寄り型相談」とは、身近な地域で利用者が立ち寄りやすい集会所や高齢者施設・薬局等の拠点において、相談支援を行う形式の保健事業を指す。

図表 I - 11 高齢者の保健事業の目標設定の考え方



評価はストラクチャー（事業実施体制）、プロセス（事業の実施過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（事業の成果）の4つの観点から行い、次年度以降の事業計画・内容の検討などに役立てる。

図表 I - 12 保健事業評価の視点

評価の構造	評価の視点・内容
ストラクチャー 実施体制は整っているか	・達成したい目標にむけて、関係者の理解が得られているか。 ・保健指導の実施体制が構築できたか(直営・委託) ・委託の場合、十分に事業を実施できる事業者であるか。 ・保険者等との連絡、協力体制ができているか。
プロセス うまく運営できているか	・事業実施手順書を作成し、関係者間で共有できているか ・募集、初回実施、継続、評価の各段階でチェックしているか。 ・対象者に合わせた内容が準備できているか ・参加者の健康状態を事前に把握、指導者に提供できるか。
アウトプット ちゃんと実施できたか	・計画した事業が実施できたか ・ねらったセグメントの対象者が参加できているか ・最後まで継続できたか ・実施回数、人数は計画どおりか
アウトカム 結果は出ているか	目的とした成果が上がっているか。 関心度・生活習慣、健康状態(検査値)、療養状況 医療費（非参加群との比較があるとよい）

事業評価の中でもアウトカム評価については、中長期的な経過を把握する必要があることから、保健事業実施後の健康状態やその結果の医療費の動向などの継続的なフォローが必要であり、そのためのデータ環境が整備されていることが欠かせない条件となる。KDBシステム等の活用も含め、国保とも連携して追跡評価の方法をあらかじめデザインしておくことが求められる。

また、数値化できない質的情報である保健指導の内容や対象者の反応、家族や介護者の感想、福祉関係者の対応状況など、必要に応じ評価に役立てよう事業実施前から準備をすることが求められる。

アウトカム評価については、成果があらわれるまでに一定の時間を要することもあるため、短期的評価については、市町村等の事業を直接実施する者が行い、中長期的な評価は統一した指標をもって、広域連合、都道府県、国等において評価できるよう分担することも必要である。

4) 健康支援の実施と評価

実施プログラム、指導マニュアルに従い、**医療**専門職による保健指導を実施し、評価を行う。今後、ますます費用対効果が問われる保健事業において、現場における実現の可能性を重要視しつつ、適切な事業計画を組み事業の評価を正しく行い、その結果を正しく解釈する**ことが求められる。そのためには**、各自治体の近隣の大学や研究機関の専門家からの協力を得ることも有用だと考えられる²⁷。具体的な実施に当たっては、2の(2)の2)で前述した国保連合会に設置された保健事業支援・評価委員会等の支援を受けることも考えられる。

(詳細は「Ⅱ実践編」を参照。)

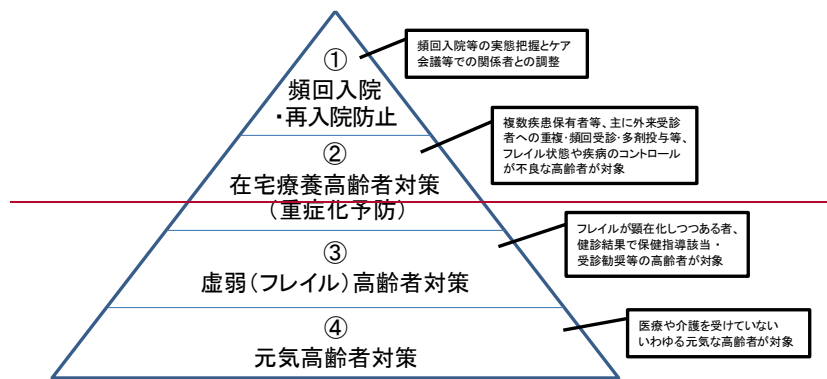
~~-(4) 重点的に対象とする事業(テーマ別の取組、事業要件等)~~

~~1) 取組の重点化~~

~~当面の取組としては、図表I-13に掲げたピラミッドの2層目、3層目を対象とした取組に重点化するなど、地域の実情を考慮した取組とする。~~

図表I-10 取組の重点化イメージ

²⁷~~平成29年度 高齢者の特性を踏まえた保健事業(フレイル対策)に関する文献調査報告(別冊参考資料P37)~~



なお、状態像③の対象者の把握には、健診結果（健診で用いられる標準的な質問票の回答結果も含む）やレセプトデータだけでなく、基本チェックリストの結果や各地で試用されているフレイルのチェックの結果を併用することもある。

2) 事業のテーマ別の取組

平成 28、29 年度のモデル事業では、主にフレイルやプレフレイルの段階から要介護状態になる前の者に対して、相談・指導等の支援を行う取組が行われていた。モデル事業での実践を踏まえ、重点化すべき取組としては以下のようなものが挙げられる。

ア 国保等、壮年期の医療保険から連続した取組（重症化予防・服薬指導等）
 アー 生活習慣病等の重症化予防
 高血圧や糖尿病等の生活習慣病のコントロールが不十分なため、重症化のおそれがある者に対し、重症化を予防するための栄養・運動等の相談や指導を実施。

イ 服薬に関する相談・指導
 多医療機関受診等により服用する薬が多い場合や、薬の管理に関する困りごとを抱える者に対し、適正な服薬のための相談や指導を実施。

ウ その他（複合的な取組等）
 壮年期からの特定健診等の受診により蓄積された健診結果等を活用した高血圧・高血糖などの複数のリスクへの対応やフレイルの相談・指導を栄養や口腔などに関する相談・指導と組み合わせて実施。

② 介護予防と連携した取組（低栄養・口腔機能低下等）

ア 栄養に関する相談・指導

低栄養又は過体重の傾向がある者や、疾病等に伴う在宅での食事管理ができない者を対象に相談や指導を実施。

イ 口腔に関する相談・指導

咀嚼、嚥下等の口腔機能の低下など口腔に関する問題を有する者を対象に誤嚥性肺炎等の疾病予防、口腔機能の改善のための相談や指導を実施。

ウ その他（訪問歯科健診等）

要介護状態にあり、通常の歯科健診を自ら受診できない在宅の高齢者に対して、訪問歯科健診を実施し、必要に応じて歯科診療に連携する。イの口腔に関する指導と併せて実施されることもある。

3) 事業の要件

高齢者の保健事業の実施に当たっては、高齢者の特性を踏まえ効果的、効率的に実施するために、後期高齢者医療制度事業費補助金においては、以下①～④の条件を満たすものであることが補助の要件となっている。糖尿病性腎症の重症化予防の取組の場合は、⑤の条件も満たす必要があり、④の事業評価に当たっては、2の（2）の2）の国保連合会の支援・評価委員会の利用が推奨されている。

① 対象者の抽出基準が明確であること

② かかりつけ医（歯科医）と連携した取組であること

③ 保健指導に専門職²⁸が携わること

④ 事業の評価を実施すること

⑤ 各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携²⁹を図ること

⑥ 生活習慣病等の重症化予防事業を行う場合には、実施計画の策定段階から、第三者（保健事業支援・評価委員会、有識者会議等）による支援・評価を活用すること

なお、医療保険や介護保険の給付によって重複する内容の管理や指導を受けている者は原則として対象としないこととしている。

²⁸ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等

²⁹ 糖尿病性腎症重症化予防の取組の場合。ここでいう連携とは、相互の情報共有や指導助言を受けることなどを指す。

4) モデル事業の実施と結果の活用

平成 28、29 年度に実施したモデル事業の結果について、概要をまとめた。(詳細は「Ⅱ実践編」P81「4—KDB システム等を活用した評価の試行(平成 28 年度のモデル事業をもとに)」を参照。)

モデル事業の参加者を全体で見ると、参加しなかった者に比べて、健診結果の値が低下する傾向にあり、医療費や介護給付費においても伸びが緩やかな傾向がうかがわれた。また、生活習慣病等の新規罹患者が、支援しなかった者に比べて低い傾向も見られた。

なお、今回の結果は事業としての取組から得られた単年度データの分析であり、研究的にデザインされた事業ではないこともあり、事業効果と判断するには時期尚早と考え、今後、平成 29 年度のモデル事業の結果等も用いて継続した検証を行うこととした。

また、継続的な検討に当たって今回のモデル事業の検証結果や参加自治体からのヒアリングなどを基に、対象者の抽出基準、取組別の評価指標について、本ガイドラインに共通項目(案)を示したところである。

(詳細は「Ⅱ実践編」P51、P66 を参照。)

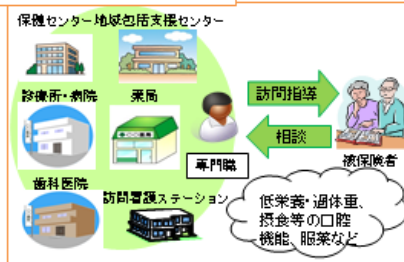
図表 I-11 モデル事業の概要

高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進

概要

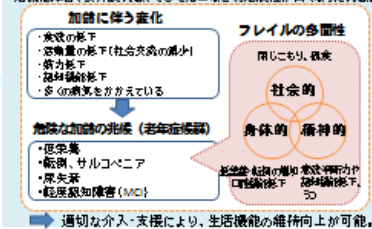
- 低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防のため、高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施。
- 後期高齢者医療広域連合において、地域の実情に応じて、地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、薬局等を活用し、課題に応じた専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性が高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等を実施。
 〈例〉・低栄養、過体重に対する栄養相談・指導 ・摂食等の口腔機能低下に関する相談・指導
 ・外出困難者への訪問歯科健診
 ・複数受診等により服用する薬が多い場合における服薬相談・指導 等

推進のための事業イメージ



(参考)高齢者の特性(例:虚弱(フレイル))

加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



(4-5) 効果を高める工夫

1) 対象者の主体性の重視等

保健事業の企画に当たっては、対象者本人の安心、楽しみ、元気、交流、社会とのつながりといったポジティブな要素を重視し、効果を実感できるようにすることが有効である。生活の上で「できなくなったこと」を把握するだけでなく、「できること」に着目し、それを維持し、増やしていくことで、本人の自信や前向きな姿勢を育むという観点から目標を設定し、保健指導を行うことが望まれる。

また、健康支援の方法は、保健指導だけではなく、医療機関へのつながり、他の保健事業との連携や移行なども含め、様々な選択肢があり、対象者の状況に応じ柔軟に実施することが必要である。

こうした健康支援を実施するのは、保健指導を行う医療専門職だけでなく、家族、介護者、さらには本人によるセルフケアも含め、適切に組み合わせて進めることが望ましい。

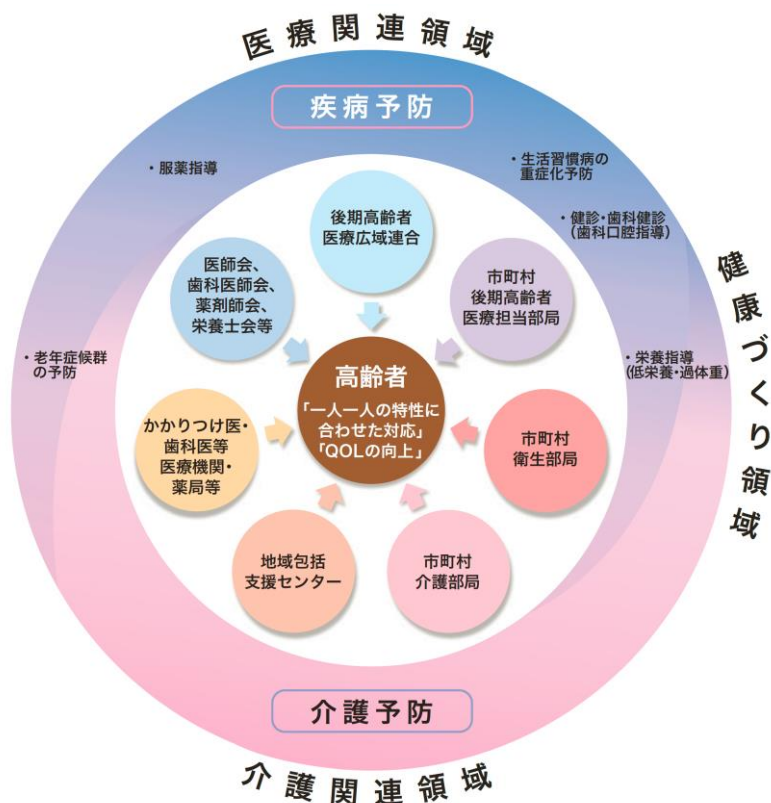
2) 高齢者の特性に合わせた地域ぐるみの健康支援

これまでも述べてきたとおり、高齢期における健康状態は、それ以前の生活習慣等が大きく関わっている。このため、壮年期からの取組と連続性を図ることは有効と考えられ、市町村や他の医療保険者と状況や課題を共有し協働することが望まれる。

一方で、高齢期になって顕在化する心身の衰えや多病等は、後期高齢者では顕著となり個人差が大きく、複合的な状況となるため、後期高齢者医療制度のみならず通いの場をはじめとした介護保険の地域支援事業や地域包括ケア推進のための活動、健康づくり事業などとの連携により、顔の見える関係づくりを進め、多くの関係者とともに地域ぐるみで支援に当たることが、何よりも重要な要素となる。

|

図表 I-13 高齢者の複合的な状況への対応（重層的な体制・多機関・多職種連携）



3) 取組テーマ複数の健康課題に一体的に取り組むを組合せた事業展開の必要性

医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者への健康支援としては、関係部局との連携により重複を避けつつも一体的な取組が必要となる。その際は、複合的な状態にある高齢者の特性を考慮し、単一のテーマ・プログラム健康課題に対する取組よりも、栄養と口腔、栄養と運動など複数のテーマ健康課題に対する取組を組み合わせた取組を行うことにより、高齢者の負担を軽減し効果性を高める可能性がある。

例えば、健診結果等を活用した生活習慣病の重症化予防の取組によっ

て、脳卒中等の重篤な疾病の発症や透析導入をできる限り遅らせることができると、要介護状態の予防にもつながり、高齢者のQOLを維持するとともに医療及び介護財政の負担軽減を期待することができる。

また、口腔機能低下を防止する取組においても、肺炎等の発症予防によるつながるといふ報告があるため急速な全身状態の悪化を遅らせ、要介護状態への移行や重症化予防高齢者特有の変化への対処が期待できることから、重度の要介護高齢者や脳卒中等、肺炎発症リスクが高い高齢者への支援が重要である。さらに、多剤服用による有害事象などへの影響に対処することにより、できる限り長く在宅で自立した健康的な生活を続けられるような支援が重要となる。

図表 I - 14 高齢者の健康支援のイメージ

内 容	支援のイメージ	
①生活習慣病等の重症化予防に関する課題		<相談・支援のスタンス> ○在宅の日常生活を支える (生活習慣・スタイルへの支援) - スローガン (例) - ・毎日歩こう ・たんぱく質は欠かさず食べよう ○対象者の主体性を重視 ・安心、楽しみ、元気といったポジティブな要素を重視 ・できなくなったことの把握だけでなく、できることに着目 ・自信や前向きな姿勢を育む
②栄養に関する課題		
③口腔に関する課題		
④服薬に関する課題		

内 容	支援のイメージ	
連携の国保等、壮年期の医療保険から 介護予防と連携した取組		<相談・支援のスタンス> ○在宅の日常生活を支える (生活習慣・スタイルへの支援) - スローガン (例) - ・毎日歩こう ・たんぱく質は欠かさず食べよう ○対象者の主体性を重視 ・安心、楽しみ、元気といったポジティブな要素を重視 ・できなくなったことの把握だけでなく、できることに着目 ・自信や前向きな姿勢を育む
①生活習慣病等の重症化予防に関する課題		
②服薬に関する課題		
③栄養に関する課題		
④口腔に関する課題		

4) 連携の意義と共有の必要性について

本ガイドラインにおいては、関係者、関係機関がつながりをもって取組を進めることを広い意味で「連携」と表現している。しかし、連携と

一言で言っても、その意味内容は情報共有にとどまるものから、互いに連絡を取り合い、共通理解を図り、共通の目的に向け役割分担を行いながら、共同して取り組むことまで幅がある。このため、それぞれの場面で必要とされる連携について関係者間で共通認識が図れるよう検討し、状況に合わせた取組を進める必要がある。

4 取組を推進するための環境整備

(1) 人材育成

1) 高齢者に関する健康支援の知識・技術の周知、資質向上

保健指導を行う医療専門職や事業を担当する行政職員が、後期高齢者の特性を踏まえた個別指導の方法や事業企画運営等について必ずしも熟知しているわけではない。日頃から高齢者の健康面でのサポートに関わることが多い医療、介護、福祉などの専門職や関係者などから、保健事業の実施に当たり協力を得ることが不可欠である。

このため、こうした対象者に対して、フレイルへの対応も含め高齢者の特性を踏まえた保健事業への理解を深め、必要な知識・技術等の質を向上するための研修等の取組が求められる。様々な専門職や関係機関が、高齢者の特性を理解することにより、高齢者の複合的な状況にチームで対応するなど支援をマネジメントできる力量を獲得し、高齢者一人ひとりの課題に応じた対応が重要となる。

2) 研修等の実施方法

広域連合が保健事業の取組に当たって事業説明会を兼ね先進的な取組を紹介するなど、直接研修を実施する方法がある。例えば、一体的実施については、国保中央会が研修指針を提示し、国保連合会における研修の実施を予定している。また、地域の健康課題や重点対策を共有、推進する点から都道府県や国保連合会、保険者協議会等と共同での研修を検討、実施することも考えられる。例えば、一体的実施については、国保中央会が研修指針を提示し、各都道府県国保連合会における研修の実施を予定している。

(2) 周知・広報

1) 住民に対する周知の必要性

保健事業の実施に当たり、被保険者をはじめ地域住民の理解・協力が得られるよう、事業の趣旨・目的や内容について周知を図る必要がある。

壮年期の肥満対策に重点を置いた生活習慣病対策から、高齢期にあつては、フレイルに着目した対策へと徐々に転換することが必要である。こうした高齢者の特性を踏まえた保健事業について理解が広がることで、これまで低栄養状態に気付いていなかった高齢者が進んで保健指導を受け、また、その周りの者たちも高齢者の心身の状況の変化に早期に気付く、声掛けをするなど、効果的な取組の土壌づくりにつながる。

さらに、地域社会の理解が深まることで、ボランティアや近隣住民、

自治会による見守りや援助など、高齢者を支える活動を促し、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らす社会づくりに資することができる。

2) 市町村等関係者への周知

高齢者自身に対するフレイルの啓発とともに、市町村の保健事業関係者及びケアマネジャー等の介護関係者へ、高齢者の医療ニーズに関する支援について、取組の周知と連携の必要性に対する理解を促していくことも必要である。

(3) 個人情報の適切な取扱い

1) 保健事業実施における個人情報の取扱い

健診結果やレセプトデータなどの個人情報は、保健事業の対象者の抽出や効果検証などを行うために必要不可欠である。

特にKDBシステムによって、健診、レセプト、介護のデータを統合的に管理できることから、これらを活用することでリスクの高い被保険者を的確に把握し、効果的、効率的に保健指導を実施することができ、その後のデータを追跡し、効果検証に役立てることもできる。

これらの個人情報を保健事業に活用することは、被保険者の健康管理等に寄与し、公益性があるものと考えられる。

こうした保健事業への個人情報の利用は、**原則として**、各広域連合及び各市町村の個人情報の保護に関する条例等の規定に基づき、適正な取扱いが求められる。

この点、厚生労働省の事務連絡においては、診療報酬明細書、特定健診記録等を活用し、被保険者のニーズに応じた保健事業を効果的、効率的に実施することは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和58年法律第80号）等に基づく保険者の事務（事業）に当たるものと整理されており²⁰、保健事業に個人情報を活用することは、医療保険者として法令上想定される目的内利用であると整理される。

また、個人情報を外部に提供するに当たっては、本人の同意や個人情報に関する審議会の承認を得るなど、条例の規定に基づいた所要の手続を経るとともに、外部委託等により受託業者に個人情報を提供する場合は、契約や覚書において、提供する個人情報の範囲や目的などを定め、守秘義務

²⁰「国保データベース（KDB）システムから提供される情報の活用について」（平成25年6月25日付け事務連絡―厚生労働省健康局がん対策・健康増進課、老健局介護保険計画課、老健局老人保健課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課）

を課すなどの方法で、適正に取り扱う必要がある。

こうしたことを踏まえ、個人情報の保護に配慮しながら、これを適正に活用できるよう、各自治体の状況を踏まえつつ工夫・検討することが求められる。

さらに、今般成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）においては、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規定が設けられたところである。こうしたことを踏まえ、一体的実施における個人情報の授受等については以下の事項に留意する必要がある。

2) 保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の取扱い

① 広域連合と市町村の間での情報の授受

広域計画に基づき一体的実施の事業委託を受けている等の要件を満たす市町村と、広域連合は、法の規定により、効果的かつ効率的な保健事業を実施するために必要となる被保険者の医療・介護・健診等の情報の提供を求めることができるようになり、求められた場合には提供しなければならない。対象となる情報は、KDBシステムに掲載されている被保険者の医療・介護・健診等の情報であって、KDBシステム内で各自治体が把握できるものとする方針である。（今後、所要の手続きを経て、令和元年内に厚生労働省令において定めることとしている。）

共有する個人情報の取り扱いについて、担当者に対する周知徹底等を含め、各自治体は、個人情報保護条例等を遵守し、厳正な管理を行う必要がある。また、2)に挙げる事項に留意し、広域連合と構成市町村において取り扱いに齟齬をきたすことのないようにする必要がある。

なお、広域連合から市町村への事業の委託に当たっては、市町村における個人情報保護に係る具体的な措置や情報セキュリティ対策を確認する必要がある。

② 市町村から関係機関等に委託する場合の留意事項

一体的実施等の保健事業の事業委託を受けた市町村は、当該事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に委託することができ、この場合、事業の実施に必要な範囲内において被保険者の医療・介護・健診等の情報を提供すること

ができる。

ただし、当該市町村は、委託を受けた関係機関等が個人情報を適切に管理し、適正な目的で使用していることを監督する責任を負う。また、これらの関係機関等に対して、委託した事業を実施するために必要な範囲を超えた個人情報の提供は認められない。加えて、委託を受けた関係機関等には、法令上、秘密保持義務が課されるとともに、漏洩した場合には罰則が科されること等が新たに規定された。市町村から関係機関等に対しては、適切な事業運営が行われるよう要請する必要がある。

【委託先関係機関等における個人情報の適正な管理例】

委託元である市町村等においては、委託先の関係機関等に対して、個人情報の適正な管理を行うため、以下のような取組を求めることが想定される。

(i) 委託元である市町村等へのデータ提供依頼時

- データの利用目的や利用する従業者氏名等の情報を市町村等に提出させる。

(ii) 個人情報を含むデータの保管

- 個人情報の取扱に係る責任者、作業場所、保管場所等について市町村等に提出させる。
- 個人情報を含むデータのファイルにパスワードをかけるとともに、電子媒体を送付する場合には予め暗号化を行う。
- 個人情報を含むデータは、インターネットに接続されている環境に保存しない。

(iii) 従事者に対する教育及び監督の実施

- 業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施する。

(iv) 市町村等への随時の報告

- 市町村等の求めに応じ、書面等により定期的にデータの管理状況等について報告させる。
- 事故発生時の対応マニュアルを整備し、事故が発生したときは、速やかに市町村等に報告させ、その指示に従うとともに、事故又は被害の拡大を防止するよう努める。

(v) データの消去

- 個人情報を含むデータを消去する場合は、電磁的記録媒体に強磁気をかけて内部のデータを破壊する、電磁的記録媒体をシュレッダーにかける等の方

法により、当該データが記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該データを判読不可能とするのに必要な措置を講じさせる。

- ・ 廃棄した個人情報の内容、廃棄方法、廃棄日等の情報を市町村等に提出させる。作業処理上やむなく発生した複写物又は複製物についても同様とする。

③ ボランティア参加者への情報提供に関する留意事項

一体的実施を推進するにあたり、ボランティア参加者が、通いの場における保健事業や健康教室等の運営補助として事業展開に関わることが想定される。その際、事業に参加した高齢者の情報を高齢者本人から取得することも考えられる。こうしたこと自体は差し支えないが、知り得た情報をみだりに口外することのないよう、市町村は、ボランティア参加者に個人情報保護の観点から配慮を求めていく必要がある。

他方、ＫＤＢシステムによる医療・介護・健診等の個人情報を個別に把握して支援を行う業務は、基本的には医療専門職が取り組むべきものであり、運営補助等の業務を行うために共有する必要はないことから、原則として、ボランティア参加者に医療・介護・健診等の個人情報を提供しないよう留意する必要がある。

なお、市町村において、保健事業を効果的かつ効率的に実施するためにＫＤＢシステムによる医療・介護・健診等の個人情報をボランティア参加者に提供する必要がある場合には、ボランティア参加者に対して予め個人情報の取扱いに関する研修を行う等、各市町村において定めている個人情報の取扱いに沿って運用することが求められる。

④ 関係機関等から他の関係機関等への事業の再委託に関する留意事項

市町村等は、事業を適切かつ確実に実施することができる関係機関に事業を委託し、当該機関が個人情報を適切に管理し、適正な目的で使用していることを監督する責任を負う。委託した関係機関等から他の関係機関等への再委託については認めないものとするのが望ましい。

(4) 実施上の留意事項

1) 委託する場合の留意点

広域連合が職能団体や民間事業者に委託する場合は、事業の実施内容について具体的な仕様を詳細に定め委託する必要がある。実施の進捗を定期的に把握し、事業結果の評価を行う。また、実施データを含む成果物は、広域連合等に帰属させる必要がある。

2) 事業立ち上げ時の留意点

新たに後期高齢者を対象とした事業を立ち上げるに当たっては、所管部局の決定や、予算と実施体制の確保、関係部局との連携など様々な課題に取り組まなければならない。このため、次の点について留意する必要がある。

① 課題と方針の共有

当該自治体における健康課題と後期高齢者の特性を踏まえた保健事業の必要性、今後の方針について、医療保険・介護関係課等で意見交換し共有する。その際、担当レベルでの会議から始め、上位の職階による会議へと持ち上げていくことや、既存の連絡会議の場等を活用することなど、円滑に進める方法を工夫する。

② 実施体制の確保

共有した方針に基づき実施のための予算や庁内の連携体制を確保し、主管部局を決定する。自治体における政策課題、主要施策に関する協議の場や予算編成過程に乗せ、情報や認識の共有を図る。

さらに実施体制を強化するために、保健と介護を統括する課を設ける自治体もあり、総合的な施策を展開している。

③ 連携体制づくり

事業の企画段階から、関係機関、団体と情報や課題を共有し、取組の方向性などについて議論するなど、連携・協力体制づくりを進める。事業内容が固まる前から相談・協議を行うことで、一体となって保健事業を推進することにつながる。

④ ノウハウのマニュアル化

事業の立ち上げに当たっては専門性のある職員などが中心となり、実施過程を一元的に管理し、推進の牽引役となることが有効である。あわせて、実施手順をマニュアル化するなど、特定の職員に過度に依存することのないようシステム化していくことが求められる。

また、マニュアル作成に当たっては、適切な記録の作成・保管についても記載することが必要である。

⑤ 既存事業の活用

糖尿病性腎症の重症化予防や重複・頻回受診対策等の類似事業が国民健康保険において実施されている場合、その事業の対象者を75歳以上に拡大し、後期高齢者の特性を踏まえた内容を取り入れるなど、既存事業の活用を図ることも検討すべきである。

⑥ 事業の進捗管理シートの活用

事業の実施に当たってはいくつかのステップがあり、これら各段階で必要とされる事項を確実に押さえて進めることが必要である。このため、「Ⅱ実践編」を参照し、「1 事業実施主体における体制整備」、「2 地域連携体制の構築」、「3 事業企画」、「4 事業実施」、「5 評価とその活用」といった各ステップにおける実施事項について、進捗管理シートを活用しつつ進めていくことが有効である。

⑦ 取り組みやすい内容からの着手

高齢者の抱える健康や生活上の課題は複合的で多岐にわたる。1人の高齢者に対しても、それを支える関係者は、[図表 I-13 図表 I-13 図表 I-13 図表 I-13](#)のように、多面的・重層的に重なり合い、これら全てを一度に充足することは困難である。

このため、地域資源や関係者の連携状況、市町村内の体制、健康課題等の問題意識の共有状況など地域の事情を踏まえ、まずは、取り組みやすい範囲や資源の整った部分から着手し、そこから取組分野を広げていくという発想も必要である。

⑧ 安全配慮

安全管理に留意した運営ができるよう準備する。トラブル発生時における相談窓口をあらかじめ設置しておく。

5 後期高齢者の質問票

後期高齢者医療制度の健診については、制度発足当時より特定健診の項目に準じて実施しており、質問票についても特定健診に準じて「標準的な質問票」を活用してきた。しかし、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において、平成 28・29 年度に後期高齢者医療制度事業費補助金を活用して実施した低栄養防止・重症化予防のモデル事業の検証を進める中で、「標準的な質問票」はメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイル等の高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえないことが課題とされた。このため、平成 30 年 4 月に公表した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」では、適切な質問票を作成することが検討事項とされた。

これを踏まえ、今般、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」において検討を重ね、フレイル等の高齢者の特性を把握するための新たな質問票として図表 I-15 図表 I-15 図表 I-15 の「後期高齢者の質問票」を策定した。

図表 I - 15 「後期高齢者の質問票」の内容について

類型名	No	質問文	回答
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
口腔機能	4	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか ※さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
	5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
体重変化	6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
運動・転倒	7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
	8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの 物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
社会参加	13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
	14	ふだんから家族や友人との付き合いがありますか	①はい ②いいえ
ソーシャルサポート	15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

（１）後期高齢者の質問票が用いられる状況等の整理と方針

後期高齢者の質問票の活用目的は、第一に健康課題等の把握を行い、把握した健康課題等をもとに必要な支援へつなぐことであり、後期高齢者医療制度の健診時の活用を第一に位置づける。ただし、他の活用を制限するものではなく、例えば通いの場等において活用することも想定し、策定している。また、健診実施機関の実施状況に対応できるよう、自記式及び他記式のいずれでも可能な方法を想定している。

（２）後期高齢者の質問票の利活用方法

後期高齢者医療制度の健診において、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的に把握するためのスクリーニングだけではなく、高齢者の特性を踏まえた保健事業において活用することや、また保健事業における事業前と事業後の変化から評価をし、行動変容を把握することも可能である。ま

た、特定健診の「標準的な質問票」に代わるものとしてKDBシステム等にデータを収載し、経年推移についても把握することも可能である。また、後期高齢者の質問票を教育ツールとして活用し、被保険者にフィードバックすることによって本人への気づきを促すツールとして役立てることも可能である。

なお、後期高齢者の質問票を有効に活用するためには、各関係部局や医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係する医療関係団体等にも周知を図り、様々な場において、質問票が活用されることが望ましい。

（３）後期高齢者の質問票の役割について

後期高齢者の質問票の役割としては、以下の５点を挙げることができる。

- （１）特定健康診査の「標準的な質問票」に代わるものとして、後期高齢者に対する健診の場で質問票を用いた問診（情報収集）を実施し、高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握する。
- （２）通いの場等においても質問票を用いて健康状態を評価することにより、住民や保健事業・介護予防担当者等が高齢者のフレイルに対する関心を高め、生活改善を促すことが期待される。
- （３）質問票の回答内容とKDBシステムから抽出した健診・医療・介護情報を併用し、高齢者を必要な保健事業や医療機関受診につなげ、地域で高齢者の健康を支える。
- （４）保健指導における健康状態のアセスメントとして活用するとともに、行動変容の評価指標として用いる。
- （５）KDBシステムにデータを収載・分析することにより、事業評価を実施可能とし、PDCAサイクルによる保健事業に資する。

（４）質問項目の考え方

フレイル等高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握するという目的から、(1)健康状態、(2)心の健康状態、(3)食習慣、(4)口腔機能、(5)体重変化、(6)運動・転倒、(7)認知機能、(8)喫煙、(9)社会参加、(10)ソーシャルサポートの10類型に整理した。また高齢者の負担等を考慮し、できるだけ簡便に回答を得られるように質問項目数は15項目として構成した。

（５）質問票の活用場面について

本質問票は、健診の際に活用されることを想定しているが、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業における通いの場やかかりつけ医の医療機関等、様々な場面で健康状態の評価が実施されることも期待される。

① “健診” の場で実施する

⇒健診を受診した際に、本質問票を用いて健康状態を評価する。健診時は多くの高齢者にアプローチができる機会である。

② “通いの場（地域サロン等）” で実施する

⇒通いの場等に参加する高齢者に対して本質問票を用いた健康状態の評価を実施する。

③ “かかりつけ医等（医療機関）” の受診の際に実施する

⇒医療機関を受診した高齢者に対して、本質問票を用いた健康評価を実施する。

後期高齢者の質問票の各質問項目に対する回答の意味や活用方法については、別紙 1 の「後期高齢者の質問票の解説と留意事項」³¹を参照されたい。高齢者の健康状態等の把握や、本人へのフィードバックに活用し、適切な保健指導を実施することが求められる。

（6）質問票を用いた支援について

1）高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに、必要な支援に繋ぐ

「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」において、市町村ではKDBシステムにより、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるようになる。質問票の情報に、KDBシステムから抽出した医療、健診、介護情報を組み合わせることで、高齢者の健康状態を多面的にとらえることが可能となる。例えば、受療状況（未受診、中断を含む）、服薬状況についてはKDBシステムを参照することとし、本人からの聞き取りの負担の軽減と客観性を担保することとしている。

また、高齢者は少しのきっかけで体調を崩すなど比較的、健康状態等の変化が大きく、1年に1回の健診の機会だけではなく通いの場等や医療機関受診の機会等において、定期的な健康チェックのツールとして質問票を活用することが考えられる。他方、現在のKDBシステムは特定健診のスキームによる処理が行われているため、健診結果は1年に1人1レコードが保管可能な状況となっている。このため、通いの場等における質問票結果を追加で取り込むにはシステム改修が必要となるなど、今後の検討課題である。

³¹ 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究）「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進のための後期高齢者の質問票活用に向けた研究（研究代表者 津下一代）」の成果の一部を参考にして作成された。

市町村における活用の際は、健診の際に記入した質問票については、KDB システム等による活用が可能であるが、通いの場等において質問票を活用する場合は、当面の間、市町村でエクセル等に記入し活用いただくなどの対応をしていただくことが必要となる。

2) 地域の健康課題を整理・分析

質問票の回答結果は、令和2年度からKDBシステムに収載される。KDBシステムを活用することで、保険者単位よりも細分化された地区別分析、都道府県単位の集計・同規模保険者単位の集計・全国集計との比較、経年変化、性・年齢別の分析等、様々な角度からの分析が可能となり、地域における健康課題を整理・分析することができる。

6 今後引き続き検討すべき事項関連事項

(1) モデル事業から見えてきた課題と検討事項

平成28、29年度に実施されたモデル事業の取組状況から見えた課題のうち、継続的な検討事項について記載する。

1) データヘルス推進のための環境整備

広域連合が保有する健康・医療情報を各市町村に提供できていない例があった。健診結果が電子化されていない、システム環境が整っていない等の背景要因とともに、レセプト情報等個人情報の提供手続の困難さ、市町村内の情報共有の不十分さなどが主たる理由とみられる。

システム環境については、データを管理する国保連合会との連絡調整を密に図りつつ、全ての市町村において活用が可能となるよう計画的に整備を進める必要がある。また、個人情報の適切な取扱いについては、市町村及び広域連合双方の手続が必要となることから、事業推進に必要なデータ活用が可能となるよう積極的に取組を進めることが求められる。

2) 地域課題や事業目的の共有（関係者間の調整、体制づくり）

広域連合の保健事業が市町村への委託により実施されても、関係者による事業目的や課題の共有が十分ではないことから、事業趣旨が理解されておらず、既存事業の置き換えに使われ当初の目的に沿った事業になっていないことがある。

本ガイドライン策定の背景・目的（P3、4）を参考に、地域の健康の課題解決のための事業とすることを主眼として、広域連合と市町村間、地域の関係団体等との連絡調整を十分に行い、目的を共有して取組を進める必要がある。

一方で、医学的な問題意識に基づく必要性の検討とともに、地域資源や庁内他部局・関係者の協力が得やすい取組から着手するなど実施しやすさの面からの検討も重要となる。

3) 適切な対象者選定・評価方法の検討

事業の対象者については、事業目的に沿った抽出基準を設定できず、希望があった人＝対象者＝参加者とするなど、対象者の捉え方が適切でない例やフレイルの概念が十分に理解されていないため、適切に選定できていない例があった。支援の必要な高齢者を適切に抽出するための基準の設定方法が課題となっている。（詳細は「Ⅱ実践編」P47を参照。）

また、行政の事業としては、予算や人材の関係から参加予定者数が決められることが多いが、その場合であっても被保険者の全体像（健康課

題の全体的な内容と規模感等）を把握し、今回の取組によってそのうちのどれだけの対象者に関わることができるか、関わった結果どの程度、全体へのインパクトの可能性があるのか承知しておく必要がある。また、投入資源に対する費用対効果等についても検討が必要である。

4) 効果的な取組に向けた標準化等の検討

取組内容・方法とともに、効率的な対象者抽出基準があることや効果を確認する評価法や共通の評価指標を設定することなどは、初めて事業を実施する広域連合等においても取組のひな型として活用できるものであり、全国的な取組の進捗状況を把握し、医療費等の中長期的な指標の観察・評価の上で重要なものとなる。

平成30年度以降、本ガイドラインを基に全ての広域連合において低栄養防止・重症化予防等の取組に着手し、高齢者の保健事業が全国展開されることを目指しているところである。今後、これらの事業を検証し、実態を踏まえてガイドラインの改訂を行う。

(2.1) 糖尿病性腎症重症化予防事業（連携協定・プログラム策定）

糖尿病性腎症重症化予防については、平成28年3月に日本医師会、日本糖尿病対策推進会議及び厚生労働省の三者で「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」を締結し、これを踏まえ同年4月に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し取組が進められてきた。平成28、29年度以降において、このプログラムの効果検証に当たった「糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発研究班」において、が立ち上げられには、5複数の広域連合が参加しており、一定の検証が進められている効果が確認されたところである。平成31年3月には事業の質の向上に向けて、本研究班の成果等を踏まえ「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」が作成されるとともに、同4月には「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定がされ、た事業の質の向上に向けてさらなる取組が進められている。主な内容については、本ガイドラインにおいても関連する項目に反映している。

（詳細は「Ⅱ実践編」及び別冊参考資料を参照。）

(2) 後期高齢者に対する歯科保健サービスの効果実証事業（マニュアル作成）

広域連合が実施する歯科健診結果を用いた効果実証事業が、平成27年度から厚生労働省医政局歯科保健課で実施され、平成30年10月度には検証結果をもとに「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」が作成されたる予定である。当該事業における検証の主な内容については、本ガイド

ラインにおいても関連する項目に反映している。マニュアル作成後、広域連合の歯科口腔保健の取組に当たっては、同マニュアルを参照して効果的な取組を進める必要がある。(詳細は「Ⅱ 実践編」及び別冊参考資料を参照。)

(3) 高齢者の特性を踏まえた保健事業（フレイル対策）に関する文献調査（エビデンス確認）

平成 29 年度に厚生労働省保険局高齢者医療課において、高齢者の保健事業に関する学術的な研究・文献等についての最新の知見を収集分析し、当該対策の実効性を高めるための調査・検討を行った。主たる内容としては、高齢者の健康状態・疾病罹患状況等のアセスメント・評価指標、支援効果等及びフレイルに関する定義、スクリーニング指標等について、既存の研究成果等のレビューを行い、構造化抄録を作成した。

さらに、後期高齢者の質問票についての検討も行い、後期高齢者の質問票を開発した。(詳細は別冊参考資料を参照。)

(4) その他（健診等のあり方の検討）

従来の後期高齢者の健診における質問票は特定健診の質問票に準じたものを使用していた。このため、平成 30 年度には、高齢者の健康状態を把握するための質問票の標準項目案作成を目的として、文献検索・レビューの実施、統計情報活用方法の検討、後期高齢者の質問票等の見直しに関する検討を有識者会議において実施した。この検討を受け、「後期高齢者の質問票」の策定に至った。

特定健診の標準的な質問票は、特定保健指導対象者の選定や保健指導を行う上で、有用な質問が含まれているが、高齢者の健康課題の把握に資するよう、より適切な質問項目の設定を検討する必要がある。また、健診項目、判定基準等についても、学会等の動向を踏まえつつ適宜、検討を行う必要がある。

健診結果については、時系列の変化を見える化するなど注意すべき点を分かりやすく説明した ICT を用いて情報提供する方法など ICT を活用した本人への分かりやすい知らせ方や、例えば病院の診療時の検査情報の保険者への提供や健診情報を関係者で参照できる仕組みなど、活用方法についても検討が必要となる。

Ⅱ 実践編

その1 高齢者の保健事業実践編

1 ガイドライン実践編の位置付け

本実践編は、高齢者の保健事業を推進するに当たって、事業の主体となる広域連合（市町村）が参考とする実施の手順等をまとめたものである。

掲載内容としては、モデル事業における検討をもとにした効果的・効率的な取組や高齢者に関する学会等の診断基準、調査・研究等のエビデンスなどから、高齢者の保健事業として実施が妥当と考えられる取組等を整理している。今後、エビデンスや効果的な取組事例の蓄積に伴い、内容を改定する予定としている。

2 取組の実際

保健事業の実施に当たっては、目的の明確化、企画に関する有効性、実現性、事業における役割分担や評価、情報の共有化などをあらかじめ検討する必要がある。「5W1H」により情報を整理することも有効な手段である。

Who：誰が（どのような人材が）事業を推進するのか？

What：何を（どのような保健事業）を実施するのか？

Where/Whom：どの地域で、誰に対して実施するのか？

How：どのような仕組みで実施するのか？

財源、人材、時間、地域資源などの制約はどうか？といった点についても明確にしておく必要がある。

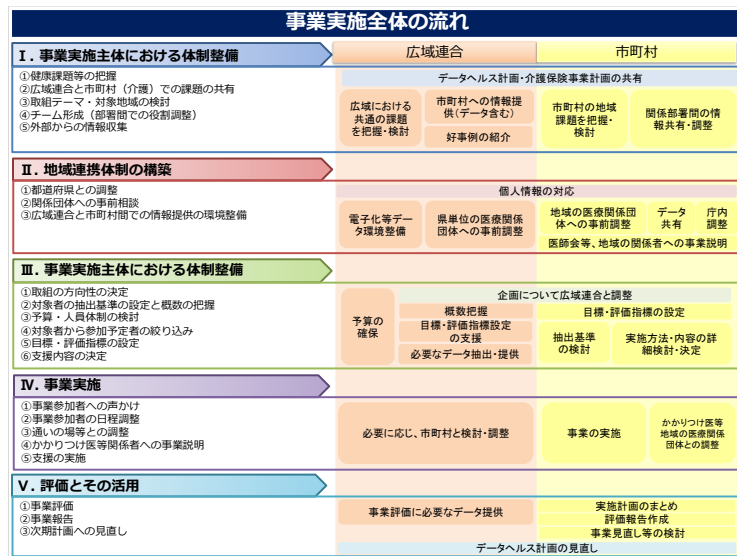
また、保健事業を推進するには、広域連合が運営主体として主体性を発揮することが重要であり、市町村及び関係機関との十分な連携・協力体制を構築することが大切である。広域連合が市町村に委託して事業実施する場合には、市町村は広域連合との連携のもと、関係機関と実施体制を構築する必要がある。

さらに、保健事業の実行性を高めるためには、健康課題の抽出から保健事業の企画・実施・評価といったノウハウや保健事業に関する知識・技術の習得といった人材の育成、多職種連携の仕組みづくり等に関するより実践的な研修の実施を検討する必要がある。

こうした点を念頭に以下では、高齢者の保健事業の全体の流れと個別の実施事項について解説する。

(1) 事業実施全体の流れ

図表Ⅱ-1 事業実施全体の流れ



（※ 市町村が広域連合から委託等を受けて実施する場合を想定）

(2) それぞれの段階における実施事項

1) 事業実施主体における体制整備

① 健康課題等の把握

広域連合及び市町村は、KDB システム等を活用し、保有する健診・レセプト等の健康情報から課題を把握できる仕組みの構築、分析力の強化を図ることが重要である。現状の分析や市町村健康増進計画、データヘルス計画、**介護保険事業計画**等も踏まえ、地域の高齢者（被保険者）が抱える健康課題の抽出を行う。また、併せて地域資源の把握も行う。さらに、これらの課題について従来の事業では対応できていない事項も明らかにする。**広域連合は、主に広域的に共通する課題や市町村間の違い等を把握し、市町村への情報提供に努める。**

② 広域連合・市町村間での課題の共有と協力関係の構築

広域連合は、主に広域的に共通する課題や市町村間の違い等を把握し、市町村への情報提供に努める。把握された健康課題は、後期高齢

者を被保険者とする広域連合と市町村の間に共有することが必要である。

③ チーム形成

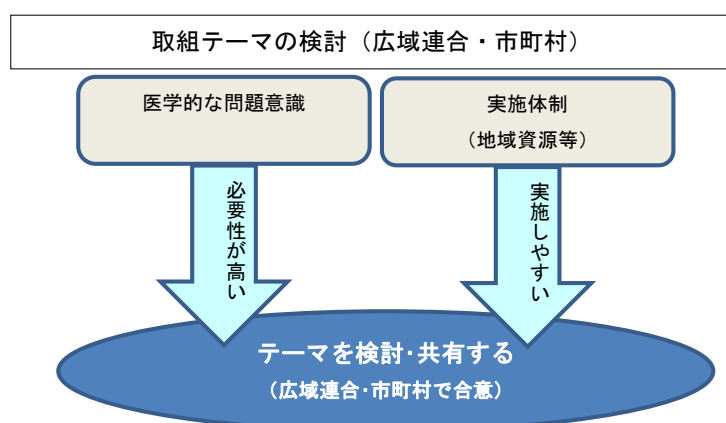
広域連合と市町村との間で、主担当を明確にしながら、事業実施（準備段階から、実施、評価に至る全般）に当たってのチームを形成する。市町村が実施主体となる場合にも、一つの部局が単独で実施するのではなく、主担当の部局を明確にし、関係部局（後期高齢者医療担当部局、保健衛生担当部局、介護保険担当部局等）が連携しながら進めることが重要である。

その際、幹部も参画したチーム形成が必要となる。

③ 取組テーマ・対象地域の検討

各種ある健康課題のうち、当該地域で優先的に取り組むテーマや対象集団を検討する。取組は、必要性や地域資源等の状況も勘案し、着手しやすいものとするのが肝要である。健診も医療も受けておらず、健康状態が明確ではない高齢者がいる場合には、その実態を把握し、要因の分析から着手することも考えられる。保健事業は広域連合が主体的に進める場合と市町村への委託等により実施する場合がある。市町村への委託等により実施する場合、広域連合は市町村と十分に協議するとともに、情報提供や連携関係づくり等必要な支援を行うことが不可欠である。広域連合が主体として実施する場合には、全県一律に事業を行うのが難しいこともあるため、はじめは対象地域を特定して実施し、段階的に全体に拡大する等計画的に進めることも検討する。

図表Ⅱ-2 取組テーマの例



問題意識の例	実施体制の例
・低栄養を改善しフレイルや骨折を予防する必要があることがデータから明らかになった。	・保健衛生担当部局の既存事業と協働可能 ・地域で活躍している在宅栄養士がいる ・栄養士会が協力的である
・口腔機能を改善し低栄養や誤嚥性肺炎を予防する必要があることが明らかになった。	・歯科医師会・歯科衛生士会が協力的である ・協力を得られやすい在宅歯科衛生士がいる
・転倒リスクを下げるため服薬状況が課題であることが明らかになった。	・薬剤師会が積極的、支援が望める
・糖尿病性腎症が高額医療費の多くを占め、重症化予防の取組が必要である。	・地域で活躍する在宅保健師がいる ・国保の重症化予防から継続した取組が可能
・虚弱高齢者が、要介護状態のみならず疾病の重症化につながる傾向が高く支援の必要性がある。	・地域包括支援センターが高齢者訪問に積極的である
・健診を受けておらず、医療機関の受診もしていないために健康状態がわからない。	・地域で活躍する在宅保健師がいる

④ 外部からの情報収集

広域連合及び市町村は、国が実施するセミナーや意見交換会等に参加し、これまでのモデル事業をはじめとした事例や、事業実施に必要な情報の収集に努める。また、広域連合は、市町村において既に

事業実施されている事例をはじめ各種情報を市町村に提供するように努める。

2) 地域連携体制の構築

国・都道府県・市町村・関係機関との連携は、非常に重要である。各機関が実施する研修会の参加や保険者協議会等の積極的な活用により、日頃から顔の見える関係づくりを心がけることが大切である。

① 都道府県との調整

都道府県の関係部局や保健所、研究所等の外部機関との連絡調整については、事前相談や協力を求める段階から、広域連合が主体的な調整に努める。

② 関係団体への事前相談

高齢者の保健事業には、医師会（**取組テーマ健康課題**によっては歯科医師会、薬剤師会、栄養士会等の職能団体）が関係することが多い。事業実施に先立ち、地元医師会等に対して、健康課題や事業のねらいについて情報提供し、対象者の抽出基準や支援の方法等について相談し、助言を受ける。

医師会への事前説明

服薬指導に取り組むに当たっては、処方内容の見直しを含め、事業の対象となる被保険者のかかりつけ医との意見交換が不可欠になる。

事業実施に先立って、市医師会に事業の全体像を説明し、個々のかかりつけ医の方とはどのように意見交換をすればよいかを相談の上で事業に臨んだ。

＜北海道北見市＞

③ 広域連合・市町村の間での情報提供の環境整備

広域連合は、KDB システム等を活用しながら、対象者の抽出、事業評価等を実施できるようにレセプト・健診データ等の必要な情報を市町村に提供する。

事業実施に当たっては日常生活圏域調査基本チェックリストの結果や要介護情報等、他の制度や事業等で得られたデータの活用も考えられる。今般の法整備によりが、情報の所有者が異なるため、他部署が保有するデータの閲覧はしやすくなった。に当たっては市町村内であっても手続が必要となる場合がある。広域連合及び市町村は、基本方針において個人情報の取扱いについて定め、高齢者の特性を把握するために有効となる医療・保健・介護データが相互に活用できるよう働きかけるなど、環境整備に努める必要がある。

図表Ⅱ-3 事業実施に用いるデータとその保有者・閲覧者

	広域連合	市町村		
		後期高齢者医療担当部局	保健衛生担当部局	介護保険担当部局
レセプト(医療費関連)	○	△	△	△
健診結果	○	△	△	△
介護給付費・要介護度等	△	△	△	○
基本チェックリスト結果	△	△	△	○

○：データ保有者、△：委託等の一定の条件下で閲覧可能

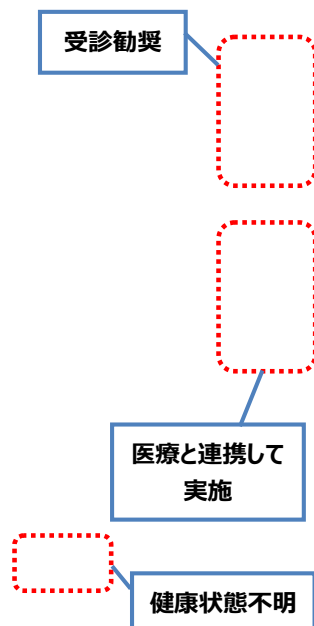
3) 事業企画

① 取組の方向性の検討

高齢者の保健事業を実施するに当たっては、保険者内でターゲットとすべき健康課題が何か、対象とすべき人がどのくらいいるのかを把握する必要がある。

KDBシステムでは、被保険者を健診受診状況と（生活習慣病での）医療機関受療状況で分類しての割合での集計が可能である。これにより保険者における健康課題の全体像を把握することができる。

図表Ⅱ-2 KDBシステム帳票「後期高齢者の健診状況」(帳票ID:P26_018)



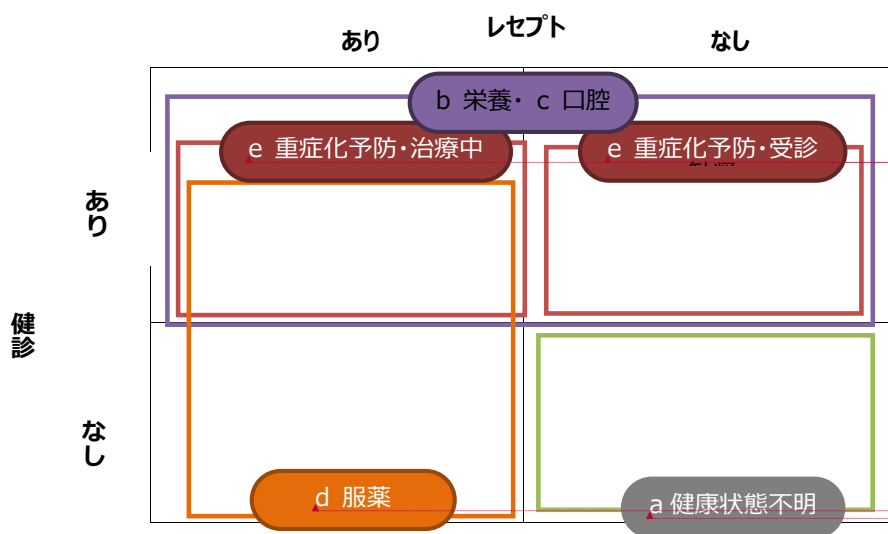
地域の健康課題のうち、上記の図では、a 健康状態が不明な人、e 重症化に課題がある人の概数について把握することができる。

健康課題としてはこれらに限定されることはなく、レセプトと健診結果（後期高齢者の質問票の結果を含む）に関する情報が蓄積されているKDBシステムを活用すると、以下のような情報を用いて地域において a 健康状態が不明の人、b 栄養に課題がある人、c 口腔に課題がある人、d 服薬に課題がある人、e 生活習慣病の重症化に課題がある人の概数を把握することができる。

- ・ a 健康状態が不明な人：レセプトと健診結果のいずれもない
- ・ b 栄養に課題がある人：健診結果の値でBMIの値と体重の変化量が基準値に該当
- ・ c 口腔に課題がある人：歯科健診で「問題あり」もしくは後期高齢者の質問票で「むせがある」「かたいものが食べられない」
- ・ d 服薬に課題がある人：処方薬数が基準値に該当

・ e 重症化に課題がある人：健診結果の値で血糖・血圧・脂質が基準値に
該当

健康課題のある人の概数を把握するための主な情報源



書式変更：フォントの色：白

書式変更：フォントの色：白

書式変更：フォントの色：白

書式変更：フォントの色：白

健診受診者が少ない地区については、医療レセプトの集計により地域の健康課題を把握する必要がある。その場合は、KDBシステム帳票「地域の全体像の把握」等を参考に、地域の状況を把握する必要がある。

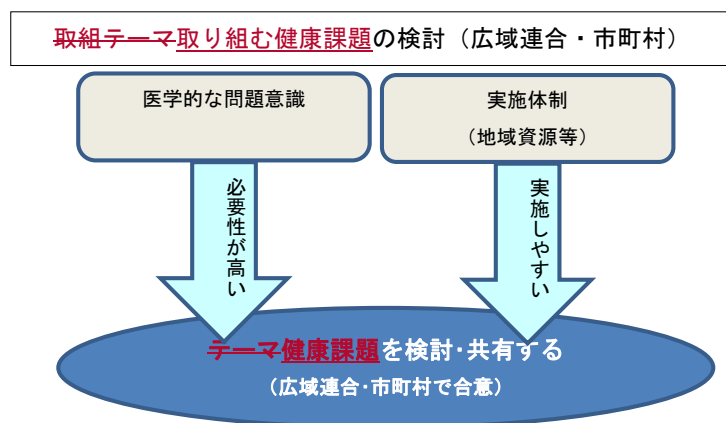
なお、KDBシステムの活用については、今後、国保中央会からも研修指針において提示する予定である。

各種ある健康課題のうち、当該地域で優先的に取り組む課題や対象集団を検討する。取組は、必要性や地域資源等の状況も勘案し、着手しやすいものとするのが肝要である。健診も医療も受けておらず、健康状態が明確ではない高齢者がいる場合には、その実態を把握し、要因の分析から着手することも考えられる。

保健事業は広域連合が主体的に進める場合と市町村への委託等により実施する場合がある。市町村への委託等により実施する場合、広域連合は市町村と十分に協議するとともに、情報提供や連携関係づくり等必要な支援を行うことが不可欠である。広域連合が主体として実施する場合には、全県一律に事業を行うのが難しいこともあるため、はじめは対象

地域を特定して実施し、段階的に全体に拡大する等計画的に進めることも検討する。

図表Ⅱ-3 取組の方向性の検討



問題意識の例	実施体制の例
・低栄養を改善しフレイルや骨折を予防する必要があることがデータから明らかになった。	・保健衛生担当部局の既存事業と協働可能 ・地域で活躍している在宅栄養士がいる ・栄養士会が協力的である
・口腔機能を改善し低栄養や誤嚥性肺炎を予防する必要があることが明らかになった。	・歯科医師会・歯科衛生士会が協力的である ・協力を得られやすい在宅歯科衛生士がいる
・転倒リスクを下げるため服薬状況が課題であることが明らかになった。	・薬剤師会が積極的、支援が望める
・糖尿病性腎症が高額医療費の多くを占め、重症化予防の取組が必要である。	・地域で活躍する在宅保健師がいる ・国保の重症化予防から継続した取組が可能
・虚弱高齢者が、要介護状態のみならず疾病の重症化につながる傾向が高く支援の必要性がある。	・地域包括支援センターが高齢者訪問に積極的である
・健診を受けておらず、医療機関の受診もしていないために健康状態がわからない。	・地域で活躍する在宅保健師がいる

高齢者の保健事業では、健診結果やレセプト情報を活用し、解決が必要なテーマ課題（疾患・健康状態等）について具体的な支援を行う。国保の被保険者のうち特定健診を受診した者については、特定健診から特定保健指導につなげる手法が確立しており、市町村と

しても、対象者へのアプローチを進めやすい状況にある。

一方で、後期高齢者の大半が医療機関を受診しており、レセプト情報を活用することで、対象者把握や健康状態に応じた支援につなげることも容易になると考えられる。特に、治療中断や未受診等については、医療機関での対応が難しい場合もあるため、レセプト等の情報が集約される保険者による取組として実施することも重要である。

健診も医療も未受診であるため健康状態を把握できない被保険者については、対象者の実態把握から取組み、必要性に応じた支援につなげる方法もある。健康・医療の受診状況で被保険者を分類すると図表Ⅱ-4のようになる。

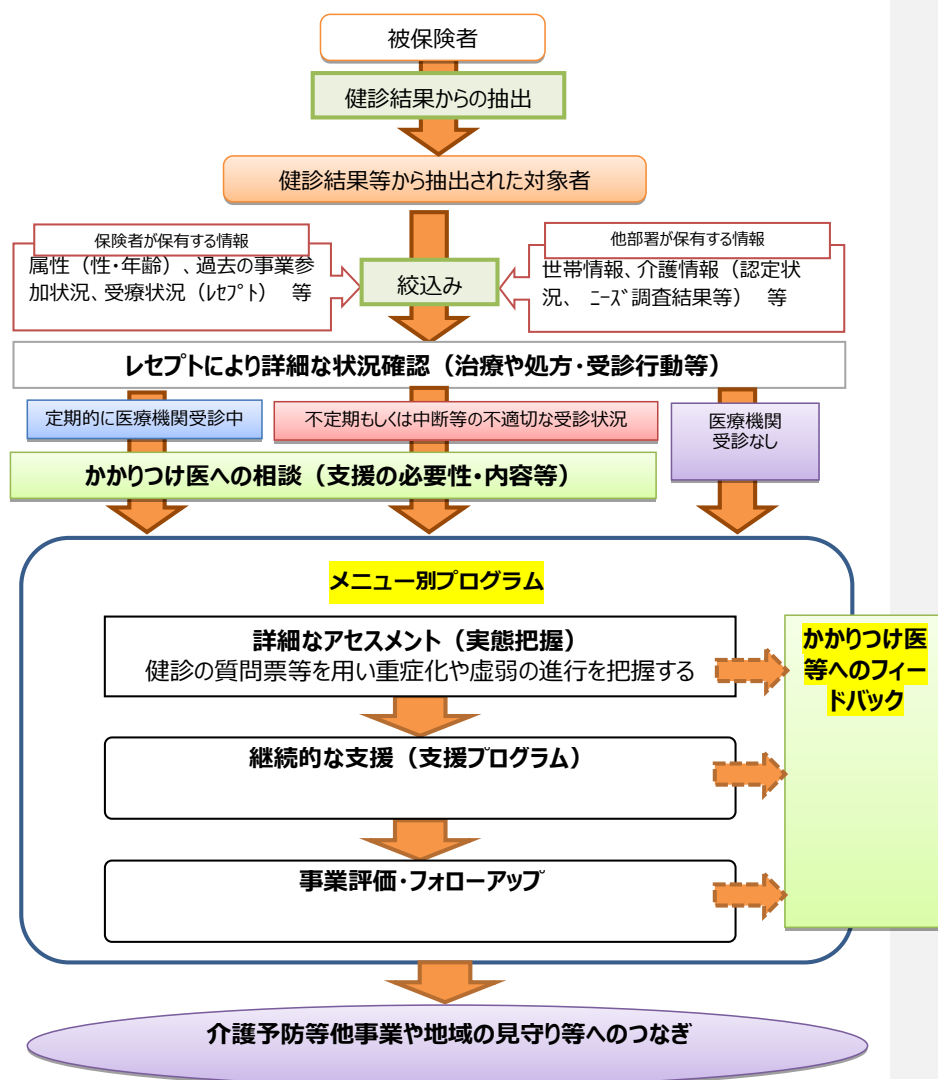
医療・健診の受診状況		取組の方向性
A 健診で健康状態を把握	医療（外来）受診あり・健診受診あり (24.3%※)	取組テーマ健康課題に応じた支援を実施する レセプトから医療受診・処方の状況等を把握し、具体的な支援を実施する ・かかりつけ医と連携した支援 ・必要に応じて外来治療からの情報提供を受ける
	医療（外来）受診なし・健診受診あり (0.4%※)	取組テーマ健康課題に応じた支援を実施する ・健診結果に基づき、取組テーマ健康課題に応じた支援 ・必要に応じ医療の受診勧奨、介護へつなぐ
B レセプトで健康課題を把握	医療（外来）受診あり・健診受診なし (71.1%※)	レセプトから医療受診・処方の状況等を把握し、医療と連携の上、必要な支援を実施する ・レセプトから多病・多剤・治療中断の状況を把握 ・かかりつけ医等に支援実施の可否について確認 ・本人の状況を確認の上、かかりつけ医にフィードバック ・継続的な支援が必要な場合は、取組テーマ健康課題に応じた支援や介護予防等につなげる
C 課題を把握 質問票で健康	医療（外来）受診ありもしくはなし・健診受診なし	健康課題に応じた支援を実施する ・かかりつけ医と連携した支援 ・必要に応じて外来治療からの情報提供を受ける ・健診結果に基づき、健康課題に応じた支援 ・必要に応じ医療の受診勧奨、介護へつなぐ
健康状態	医療（外来）受診	健康状態を把握する

図表Ⅱ-4 健診・医療の受診状況別の取組の方向性

	なし・健診受診なし (4.2%※)	・保険者が保有する情報からは健康状態が不明であるため、質問票等による健康状態の把握から始める ・把握した健康状態から必要に応じ、保健指導・医療の受診勧奨・介護予防等に連携する ・必要に応じて、使用許諾が得られた介護保険情報
※は、モデル事業実施自治体のうち、データ提供のあった52自治体における被保険者の構成比		
		生委員、地域包括支援センター等の関係者から、健康状態や既存サービスの利用状況等の情報把握

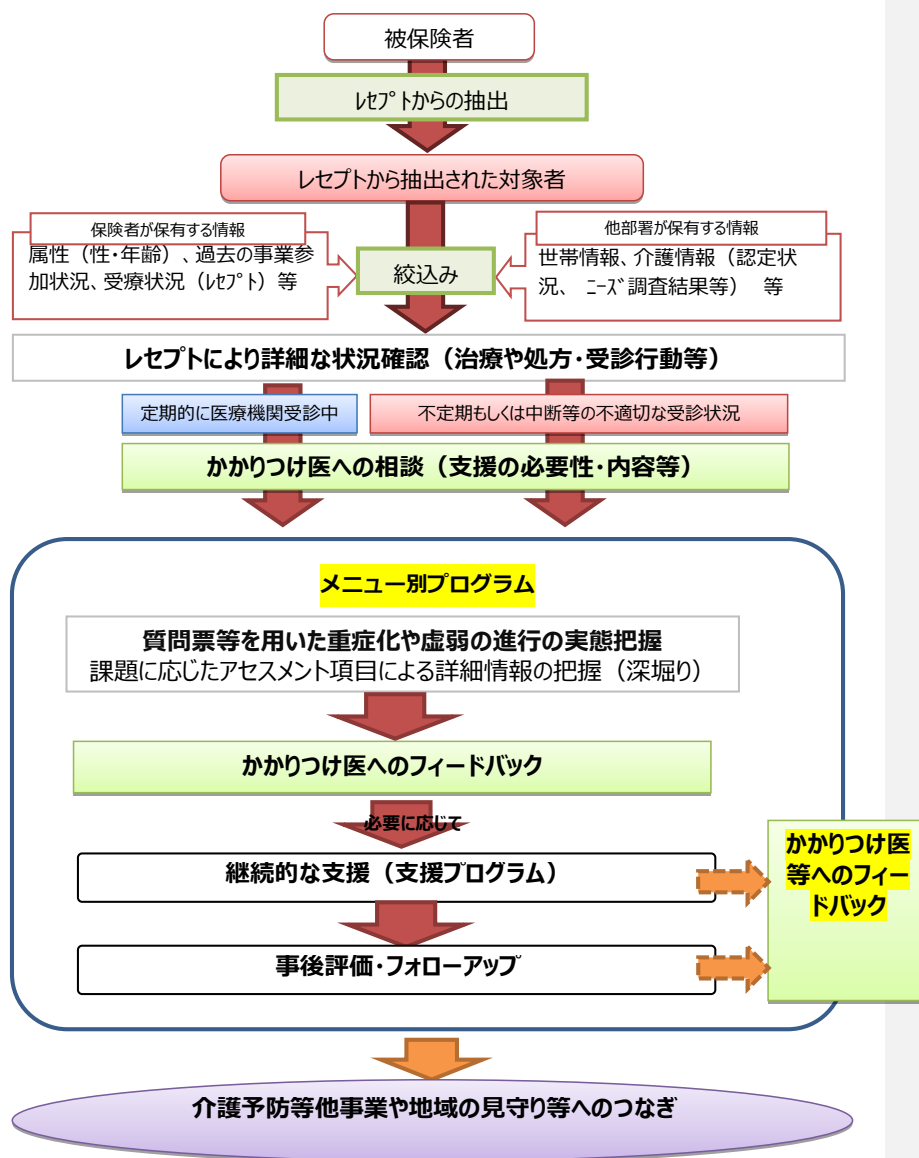
図表Ⅱ-5 保健事業の流れ

< A : 健診結果で健康課題が把握できる対象者の場合 >

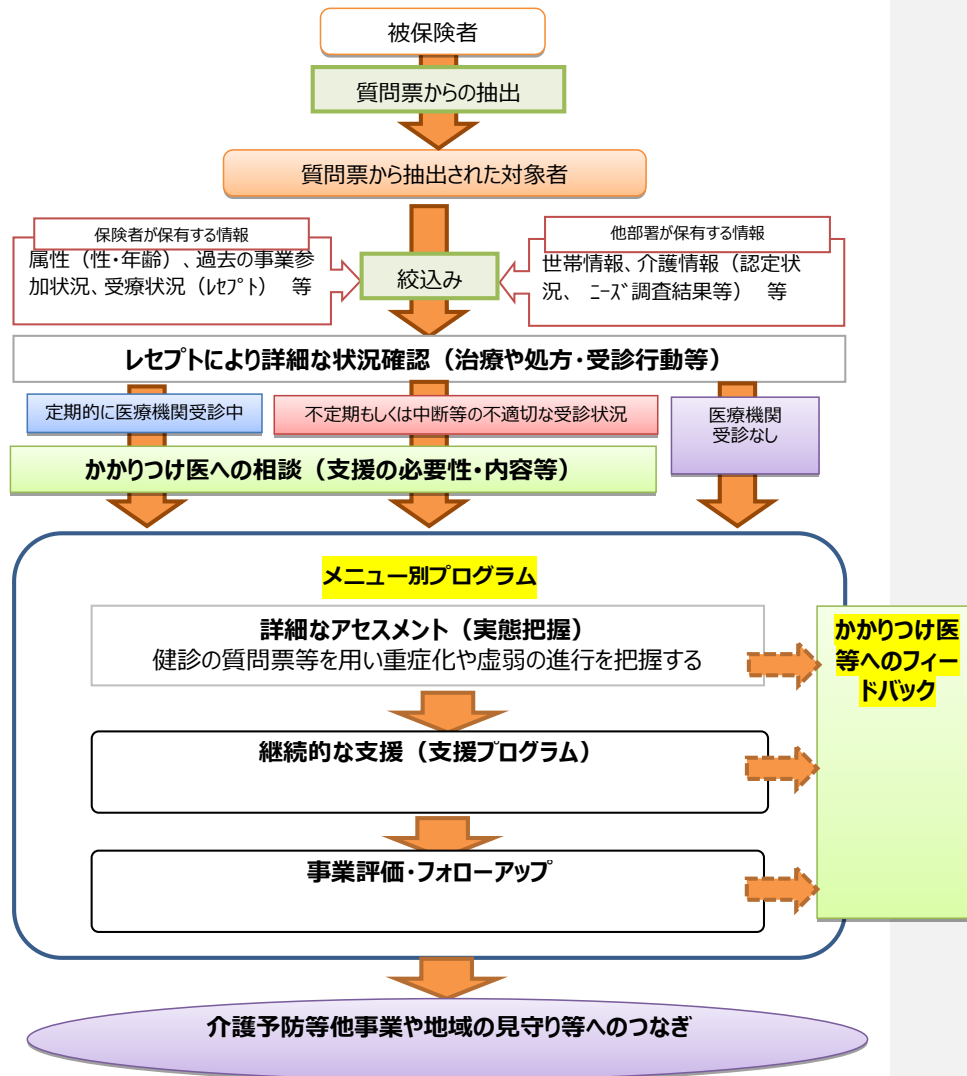


<B：レセプトで健康課題を把握する場合>

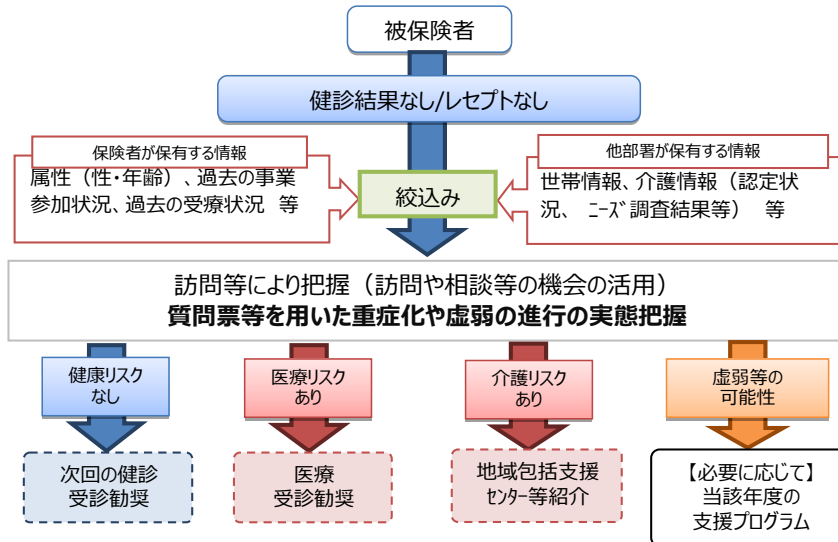
書式変更：左揃え、改ページ時 1 行残して段落を区切らない、段落前で改ページしない



<C：後期高齢者の質問票をもとに健康課題を把握する場合>



<D：健康状態が不明な対象者の場合>



② 対象者の抽出基準の設定と概数の把握

ア—対象者抽出に当たっての考え方

取組テーマ健康課題等に応じて、具体的な対象者の抽出基準を設定し、被保険者の中から事業で対応すべき対象者の概数を把握する。把握した対象者については、予算や体制の制約から、全てに対応することが難しい場合もある。そのため、抽出した対象者については、各種条件により事業として対応可能な人数に絞込みを行う（P89898886の「④ 対象者から参加予定者への絞込み」を参照。）。

また、疾患の状態（重症度）等から対応の優先度が高く、個別での対応が必要な場合と集団での対応が考えられる場合とがあるため、対象者の概数を把握する際には、優先度の高い人の人数についても別途把握する必要がある。

なお、長期入院や長期入所者、重篤な疾患で治療中の者等については対象者抽出の段階であらかじめ除外する（取組テーマに該当する内容での介護保険給付を受けている場合、総合事業に参加している場合もあらかじめ除外する。）。

イ—具体的な抽出基準の例

以下に取組テーマ別の抽出基準の例を示す。モデル事業において

は、レセプトから対象者を抽出していたのは、服薬に関する取組の場合のみであった。今回提示するレセプトから対象者を抽出する観点はいくまで例であり、引き続き検討が必要な事項である。現段階では地域の実情に応じて、実現可能な項目と基準を設定することが望まれる。

なお、対象者の抽出項目は、事業評価の際にも必ず確認すべき項目であるため、事業の実施前後で計測可能なものとする。

図表Ⅱ－6 健診等から対象者を抽出する場合の抽出項目と基準の例

取組テーマ		抽出項目	基準	
			優先度高	
栄養		BMI	20 以下	18.5 未満
		体重減少	1 年で 2～3kg	半年で 2～3 kg
口腔		「一部かめない食べ物がある」※1	2 つとも該当	
		「お茶や汁物でむせることがある」※1		
重症化予防※2	糖尿病	HbA1c	7.0%以上※3	8.5%以上
	高血圧	収縮期血圧	160mmHg	180mmHg
		拡張期血圧	100mmHg	110mmHg
	糖尿病性腎症	尿蛋白 eGFR	+ 45 未満	2+ 30 未満

平成 28 年度のモデル事業で用いられた対象者抽出基準具体的な内容は別冊事例集 P 9～17 参照

※1 基本チェックリストは自治体で保有しているので、使用許諾が得られる場合に使用

※2 服薬中の人については基準値を下回っていてもフォローが必要な可能性がある

※3 ADL が低下している人の HbA1c の基準値は 8.0%以上とも言われている

※4 単独の指標ではなく、複数の指標が高い場合には特に注意を要する

※5 全身状態や認知機能の状態等を総合的に勘案して、対象者を抽出することが望ましい

図表Ⅱ－7 レセプトから対象者を抽出する観点の例

取組テーマ	抽出の観点
受診状況	・生活習慣病等での定期的受診が必要な疾患での治療中断がある ・複数の疾患での受診がある ・救急外来の利用が頻繁にある ・糖尿病で治療中であるが、長年腎機能の検査を受けていない
口腔	・誤嚥性肺炎の既往がある ・過去一定期間歯科受診がない

服薬	- 一定数の薬剤を複数か月処方されている（多剤） - 併用禁忌の薬剤が処方されている - 効能が重複した薬剤を処方されている - 多数の診療科を受診している
----	---

前記のうち、多剤に関しては地域により処方の状況（薬の数や種類）が異なることがあるため、現段階では薬剤数について統一的な基準を示すことは難しい。多剤に着目した支援を実施する際にはレセプト等を分析の上、地域の実情に応じ検討を進めることが必要となる。

～「対象者」の捉え方～

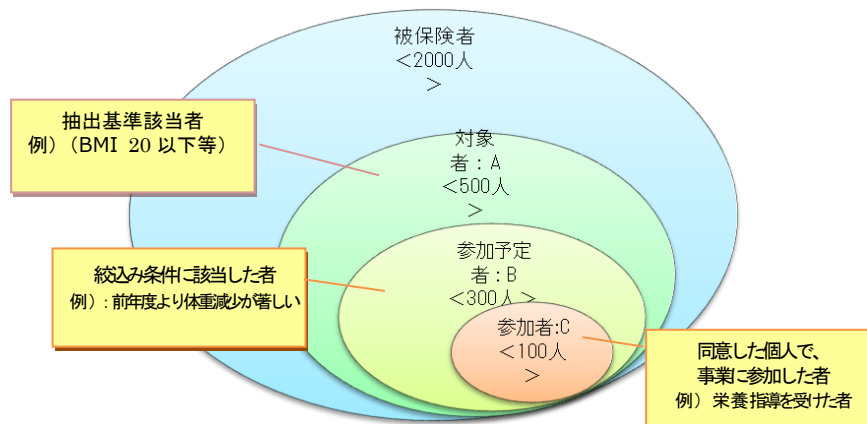
「対象者」とは、被保険者全員のうち事業の対象者抽出基準に該当した者であり、実際に事業への参加の声をかけた「参加予定者」ではない。（図表Ⅱ-6 図表Ⅱ-6 図表Ⅱ-6 参照）

本来であれば、「対象者」全員が事業に参加できることが望ましいが、予算や体制の関係上、全員への対応が難しい場合、何らかの条件で絞り込み、声かけ等をする者を選定する。このようにして選定された者が「参加予定者」である。

広域連合への補助事業等という「対象者」は、絞りをした後の「参加予定者」ではなく、対象者抽出基準に合致する者を指している。

図表Ⅱ-6 「対象者」と「参加予定者」と「参加者」の捉え方

（取組テーマ健康課題が低栄養対策のイメージ）



モデル事業の一部には、ケアマネジャーが必要と感じた人・医療機関からの紹介等で参加者を決めている例があった。この場合、ケアマネジャーや医師等

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

書式変更: フォント: MS ゴシック

が必要と感じた条件を事業企画の段階で言語化することが必要となる。

また、企画段階で事業目的に照らして支援の必要性のある人（対象者）の概数を把握し、全体に対するインパクトを考慮する必要がある。当面は大まかな推計値であっても、広域連合（市町村）が保有する健診・レセプトデータ、**基本チェックリスト**やその他の地域の情報等を組合せ、できる限り現実に近い数値を検討することが望ましい。地域の実態把握が進むにつれて、正確な対象者数が把握できるように計画的に事業を進めることが求められる。

予算や体制の都合上、単年度ですべての対象者を参加予定者とすることができなくとも、継続的に複数年かけてすべての対象者が一度は選定されるようにするなど公平性に対する考慮も必要となる。

なお、事業の実施率等の算出方式は下記のとおりである。

・実施率（％）＝参加者（Ｃ）÷対象者（Ａ）

（例の場合は、20％＝100人÷500人）

・効果評価＝参加者（Ｃ）のうちの改善等の割合（改善者数等／参加者Ｃ）

・事業評価に当たっては参加者（Ｃ）と不参加者（Ｂ－Ｃ）の状況を比較して評価する方法もあり、可能な場合は実施することが望ましい。

③ 予算・人員体制の検討

事業予算は、事業の方法や内容、対象者数にある程度見込んだ上で固める場合と、既存事業との兼ね合いから、あらかじめある程度の予算枠がある場合がある。いずれの場合においても、財源確保に向け、実施予定の保健事業の効果・有効性を説得力あるものにすることが重要である。また、活用できる補助金等は有効に活用することが望ましい。

~~【広域連合が実施主体の場合】~~

~~現状では、広域連合が自前の人材で保健指導等の実務を実施することは少ない。また、広域連合が自ら主体となって事業を実施する場合でも、高齢者に直接、各種支援を行うのは外部組織（民間事業者等）に所属する専門職となることが多い。~~

~~この場合、事業実施予定の市町村の関係部局（後期高齢者医療担当部局、保健衛生担当部局、介護保険担当部局等）にはあらかじめ、事業実施（事業趣旨・対象者・委託事業者等の概要）を周知相談する必要がある。その上で、対象者抽出やフォローに関する情報共有等について、協力関係を築くことが重要である。~~

【市町村が実施主体の場合】

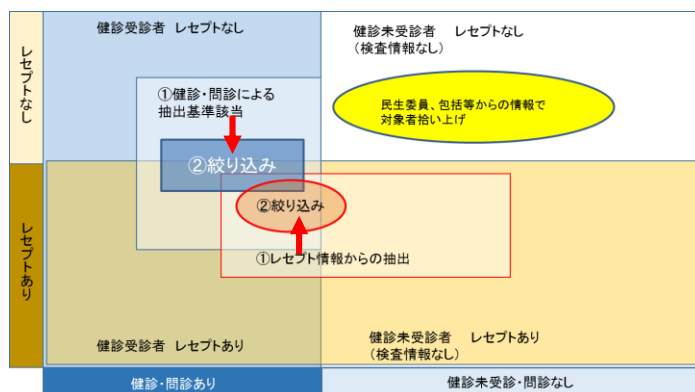
市町村が実施主体となる場合、後期高齢者医療担当部局が主担当となる場合もあれば、保健衛生担当部局や介護保険担当部局が主担当となる場合もある。いずれの場合においても、対象者抽出や高齢者への支援内容の企画や標準化等においては、序内連携を図ることが重要である。特に具体的な支援に当たっては、専門職の視点も必要であるため、主担当部局に専門職がいない場合には適宜連携して進めることが重要である。

また、事業実施に当たり、外部人材等の活用についても検討する。外部委託の場合には、委託の予算の確保や調達の準備等を行う。

④ 対象者から参加予定者への絞り込み

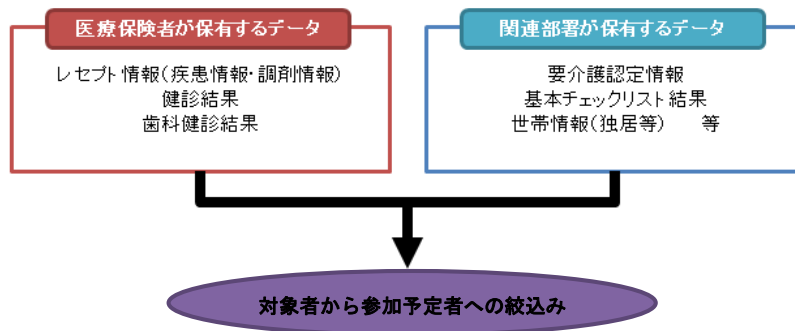
予算や体制の制約上、抽出基準によって抽出された対象者全てに支援することが難しい場合がある。その場合には、対象者を一定の条件により限定し、参加予定者としての絞り込みを行う。

図表Ⅱ- 7 重症化予防の取組の対象者抽出と絞り込みの考え方



絞り込みに用いるデータには、以下のようなものがある。事業のねらいに合わせて、広域連合や市町村の後期高齢者医療担当部局の医療保険者が保有するデータ、市町村のその他の関連部局が保有するデータを複合的に用いる。

図表Ⅱ- 8 絞り込みに用いるデータ



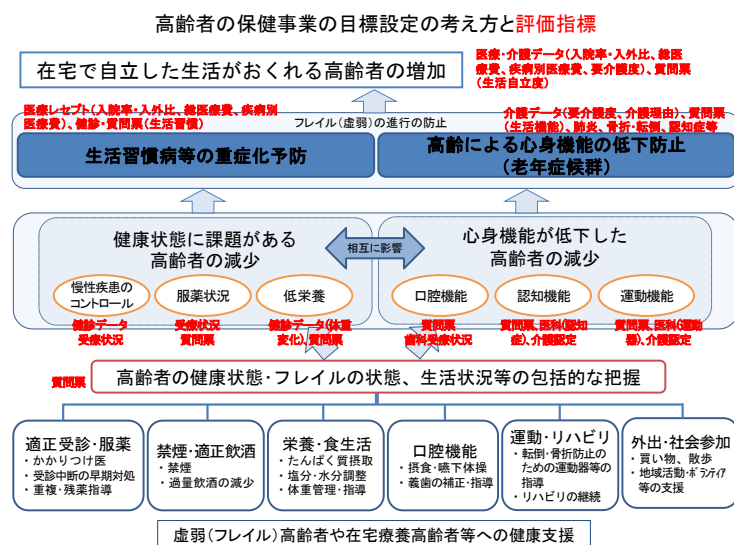
具体的な絞り込み条件の例で、いずれの**取組テーマ健康課題**にも共通するものは、75歳や80歳のような節目の年齢であることが考えられる。その他、健診結果を活用する場合は、経年での変化が大きいものとする等が考えられる。また、抽出に用いた指標の中で、数が多い順（例：服薬の種類数が多い順等）や他の疾患の罹患状況（例：高血圧で対象とするが、糖尿病での治療もしている等）により絞り込みを行うことも考えられる。

絞り込み条件は、1つに限定されることなく、実施主体で対応可能な参加予定者を絞り込むために、複数組み合わせることもある。

⑤ 目標・評価指標の設定

高齢者の保健事業の最終的な目的は、生活習慣病等の重症化が予防され、心身機能の低下が防止されることにより、高齢者が住み慣れた自宅で、社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間を延ばすことである。そのために、把握した地域の健康課題の解決に向けた目標を設定する。何（評価指標）をいつまでにどのくらい改善するのか、出来るだけ具体的な数値で設定することが望ましい。

図表Ⅱ-9 高齢者の保健事業における目標設定の考え方と評価指標



評価指標は、システムから取得可能なデータ（健診結果や**基本チェックリスト結果**、医療費データ等）や事業の過程でアセスメント等により把握する項目となる。高齢者の心身の状態は、急激に悪化することはあるが、早急な改善はあまり期待できず、逆に状態の維持や悪化の速度を減退させることが事業の効果ということもできる。そのため、評価指標は、事業の前後で収集が比較的容易な項目であり、支援による効果が短期的に確認しやすい指標と中長期的に把握ができる指標で設定する必要がある。目標及び評価指標の設定が取組の開始前に適切になされていない場合、評価自体が難しくなる可能性があるため、関係者と協議・検討のうえ設定する必要がある。目標や評価指標に不安がある場合は、大学・研究機関や国保連合会に設置されている支援・評価委員会等、専門家の支援を受けることなども検討されたい。

⑥ 支援内容の検討

参加予定者として特定した高齢者に対しての声掛け方法、支援の場所、期間、頻度、アプローチ方法（個別・集団）、アセスメント方法・

項目（高齢者の個別の状態の把握）、使用ツール等について検討する。特に**取組テーマ健康課題**によって、すぐに効果が期待できるものと、効果が表れるには一定期間を要するものがある。そのため、テーマに応じて期間を検討する必要がある。また、優先度の高い人については個別対応を基本とし、標準的な基準に該当する人については、実施主体の予算や体制に応じて、集団でのアプローチを検討することも考えられる。なお、参加予定者への声掛け、実際の支援を誰が行うのか等について役割分担を明確にする必要がある。これらの内容は、関係者間で共有できるよう計画書として取りまとめ、複数の支援者による支援を標準化するためにマニュアルを作成する。

4) 事業実施

① 参加予定者への声掛け

希望者からの手上げ等、参加予定者からの（自発的）な申込みを待っている場合、事業の参加者はごくわずかにとどまる可能性が高い。最終的には本人や家族の同意を得た上での実施となるが、「外出し、地域サロンや活動等への参加ができること」を目標とした働きかけなど、参加予定者には、案内を送付した上で必ず訪問する等、保険者の側からの積極的なアプローチが必要である。

○効果的なアプローチ方法

対象者に案内文とアンケートを郵送し、予約なしで全員に訪問した。予め案内文をだしておくことで、不審がられることもなかった。案内文をもらったと訪問予約の電話が入ったり、不在の場合でも次回訪問予定日をポストに投函したことで、多くの人を参加につなげることができた。

＜愛知県大府市＞

なお、医療機関、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生委員等、地域の関係者から参加予定者の紹介を受ける方法をとることもあり得る。その場合、参加者が十分に集まるよう、関係者に対し、事業内容や対象者像について情報提供を行う必要がある。

② 支援の日程調整

支援の対象となる人に対し日程調整を行う。日程調整の結果、その後の支援スケジュール等については、台帳を作成し、キャンセル等が適宜修正されるように進捗管理を行う。

③ かかりつけ医等関係者への事業説明

事業実施を行う地域を管轄する医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等関係機関への説明に併せ、必要に応じて参加者のかかりつけ医等関係者に事業概要や支援を行うことについて説明する。

必要に応じて、支援に当たり注意すべき点等について情報提供を依頼する。

○かかりつけ医との連絡調整 ＜円滑な連絡方法・連絡票の検討＞

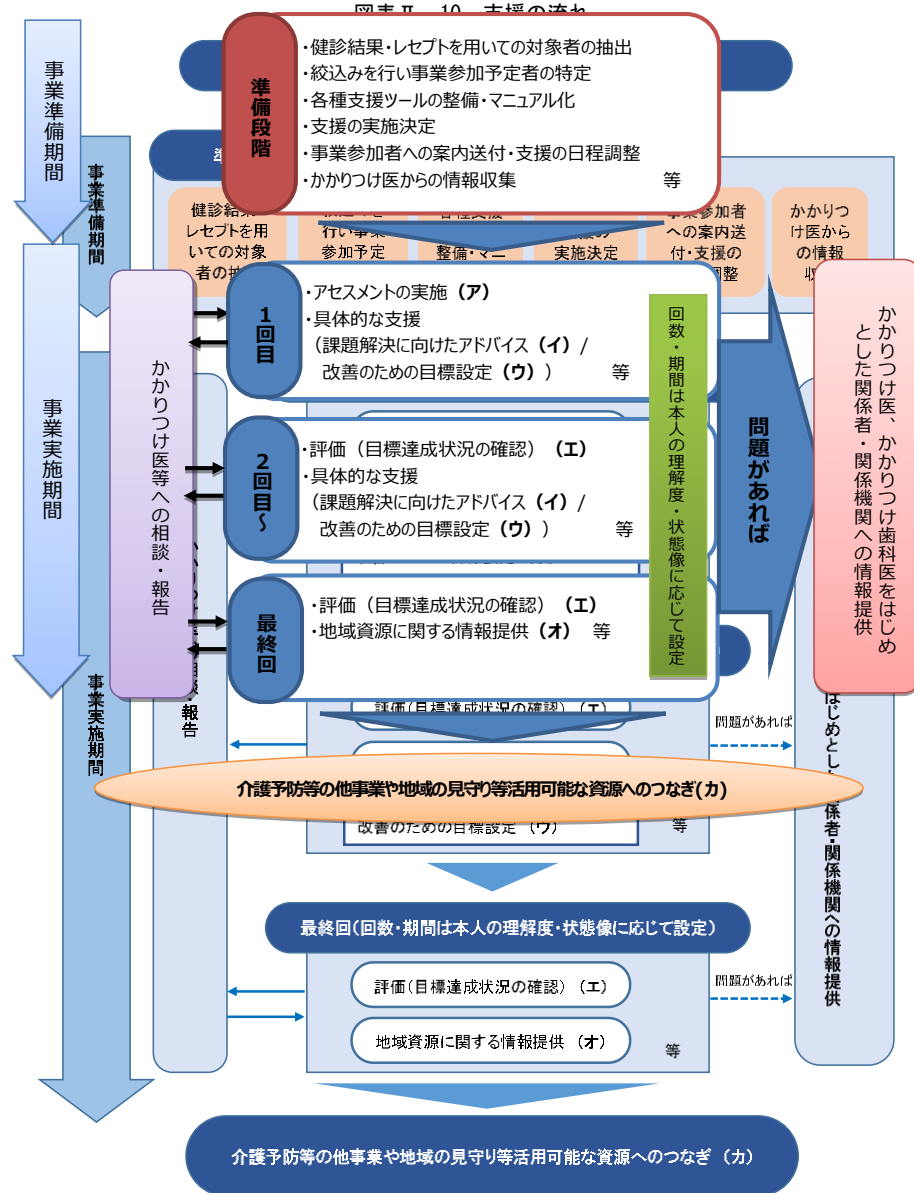
- ・対象者選定時の相談（対象者として適切さ等 例：がん末期等は外す）
- ・治療方針や指導内容の確認
- ・報告について（内容・方法・頻度・連絡票等の様式等）

＜神奈川県大和市・長野県佐久市＞

④ 支援の実施

事業参加に同意した人に対して具体的な支援を行う。支援内容は、事業のねらいに応じて若干異なるものの、全体の流れとしては以下のようになる。

図表Ⅱ-10 支援の流れ



必要に応じてかかりつけ医の指示
(キ)

・健診結果・レセプトを用いての体調者の抽出

取組テーマ健康課題に応じた効果的・効率的な支援手法を選択し、支援の期間、頻度（回数等）を設定する。支援方法は、**医療**専門職のアウトリーチによる訪問を基本とするが、地域の状況も踏まえ、地域の拠点等への立ち寄り型相談等、他の方法を組合せ効果的・効率的な方法を検討する。高齢者の支援は、状況把握と支援効果の確認のために最低2回は実施する必要があるが、**取組テーマや**、事業参加者の理解状況等により、柔軟に設定する。また、支援の期間については、**取組テーマ健康課題**によって一定の間隔を設けたほうがよい事業と、短期間での効果が期待されるものがある。ただし、高齢者については健康状態の変化が激しいこともあるため、半年以上の期間をおくことは望ましくない。なお、費用対効果など事業の効率性に留意する。比較的短期間、低頻度の、電話指導等も併用した軽易な支援方法であっても、一定の効果が報告されていることも考慮する。

(ア) アセスメント

参加者の具体的な課題を把握するために、アセスメントを実施する。**各取組テーマの主なアセスメント項目は以下のようなものとなる。**

抽出時に使用したデータ（健診結果やレセプトデータ等）とともに、本人や家族、介護者との直接対話の中から、アセスメントシートを用いて、独居や多受診などの社会的要因や日常の生活習慣（食事、睡眠、社会参加・活動、嗜好品等）に関する詳細な状況把握を行う。

特に医療保険者が行う保健事業であるため、医療機関のかかり方や処方されている薬剤の内容等、医療の視点をもったアセスメントを行うことが重要であり、レセプト等保険者で保有する情報で事前に確認できる内容についてはあらかじめ把握するよう努める。

なお、高齢者については特定の**取組テーマ健康課題**で抽出し、事業の対象としても、複合的な課題を抱えている場合がある。例えば血糖値に着目しすぎて血圧がコントロールされていないこともあり得る。支援につなげるための入り口が特定のテーマであっても、高齢者の健康状態を包括的に把握し、全体の改善を図るという視点が重要である。

食事や栄養状態等の高齢者の状況把握に当たっては、既存のアセスメントツールを使うことがある。これらのツールは使用に当たり、出典を明記する必要がある、場合によっては使用料が発生するものもある。また、結果の判定も依頼しなければならない可能性があることにも留意する必要がある。

また、本人の同意を得た上で、かかりつけ医等の協力が得られる場合には、医療として行った検査の結果等の情報提供を依頼し、状態の把握に努めることも考えられる。

図表Ⅱ-13 アセスメント項目の例

取組テーマ	項目	データソース
共通	身長・体重・BMI・血圧	健診結果
	世帯構成・医療機関の受診状況・服薬数	聞き取り
栄養	簡易栄養調査点数	簡易栄養調査
	アルブミン値	健診結果・血液検査
	食事回数/内容・摂取エネルギー・たんぱく質量・水分摂取量・排便の状況・食事環境・買い物環境・食欲不振の有無・ストレス状態・急性疾患の罹患状況・うつ状態	聞き取り
	有所見状況	歯科健診結果
口腔	口腔内・義歯の状態・口腔清掃の実施状況	基本チェックリスト該当項目・聞き取り
服薬	医療機関の受診状況・服薬管理の状況・残薬の状況	聞き取り
重症化予防	（糖尿病）空腹時血糖、HbA1c （糖尿病性腎症）eGFR、クレアチニン、尿蛋白 生活習慣（タバコ、酒、運動等）	健診結果
	浮腫・入院歴・ストレス状態・急性疾患の罹患状況・うつ状態・食事回数/内容・摂取カロリー	聞き取り
	日常生活自立度	要介護認定情報
その他	運動機能検査（ロコモ度テスト、転倒スコア、歩行速度等）、地域サロン等への参加・活動等	その場で実施
	認知機能検査、健康度自己評価等	
	基本チェックリスト、ブリードの5項目等	

平成28年度のモデル事業内容等より作成（詳細な項目については、別冊事例集P18～23参照）

（イ）アドバイスの実施

アセスメントにより明らかになった課題の中から改善を目指すべき課題を特定し、解決のための具体的なアドバイスを実施する。その際重要なことは、課題やできないことの把握・指摘をするのではなく、できることに着目し、それを続けられることを意識したアドバイスをすることである。

図表Ⅱ-14 具体的なアドバイスの内容の例

取組テーマ	アドバイス内容の例
-------	-----------

取組テーマ	アドバイス内容の例
低栄養	摂取すべき栄養素・食品、調理方法 食品の入手方法（惣菜の入手方法や配食サービスの利用） 食事のとり方（量や時間、間食の利用方法）
口腔	口腔清掃等に使用する用具 口腔清掃等の方法（歯磨き、口腔清掃の方法） 義歯の使い方 姿勢 嚥下体操・唾液腺マッサージの方法 間食や飲み物のとり方 よく噛むこと 歯科医療機関の受診
服薬	薬の管理方法（保管場所等） お薬手帳の活用方法 医療機関への情報提供の方法（場合によっては、代行して情報提供）
重症化予防	摂取すべき栄養素・食品、気をつけるべき食品等※ 日常生活で気を付けるべき事項（毎日血圧測定を行う、3食決まった時間に食べる、飲み忘れがないよう薬は見える場所に置く等） ストレッチや散歩の推奨、積極的な社会参加・活動

平成28年度のモデル事業内容等より作成（詳細は別冊事例集P31～39参照）

※—重症化予防等については、病期のステージによって摂取すべきもの、摂取すべきでないものが異なる。本人の状況を確認した上で、適切なアドバイスをする必要がある。

（ウ）改善目標の設定

具体的なアドバイスを実施するとともに、課題解決に向けた目標を設定するように支援する。目標には、なりたい状態を示す状態目標と具体的にとるべき行動を定める行動目標がある。行動目標のほう、高齢者にとっても支援の効果が把握しやすいため、設定する目標は、行動目標であることが望ましい。なお、目標は、参加者の状況に応じ、できるだけ取り組みやすいもの、成果につながりやすいものとする。

図表Ⅱ-15 設定する目標の例

取組テーマ	設定する目標の例
-------	----------

低栄養	野菜を毎食2皿以上とる 1日3食時間を決めて食べる たんぱく質のおかずを毎食食べる 塩分摂取に気を付けて食事をする ご飯の量を増やす、おやつ時に牛乳を飲む 油料理を1日1回はとる 1日1回は玄関から外に出る 地域の活動に参加する 外出した際に魚や肉を買う
口腔	毎食後歯磨きをする 1日1回は舌の清掃を行う 入れ歯を毎日洗う、夜間は入れ物を決めて保管する 摂食・嚥下体操を実施する 歌ったり、話をしたり、声を出して本や新聞を読む 安全な姿勢で飲食する よく噛んで食べるようにする
服薬	医師の処方通りに服薬する お薬手帳は1冊にする 過去に処方された薬剤と現在服用している薬剤を別にして保管する 薬に関する疑問点は都度確認する
重症化予防	血圧測定とウォーキングを行う、体重測定を行う、歩数計をつける 野菜を意識的に食べる 薬の内容を確認し、整理する うどん・ラーメンの汁を全部飲まない

平成28年度のモデル事業内容等より作成（詳細は別冊事例集P31～39参照）

なお、支援の期間・頻度（回数等）は、事業スキームとしてあらかじめ設定することが必要であるが、参加者の課題の難易度、理解度等によって変更が必要となる場合もある。個々の参加者の状況に応じ、柔軟な設定を可能とするような対応も望まれる。場合によっては、電話指導等の併用や各回の支援内容に応じて訪問する医療専門職の職種を選択するなど、効率的な実施に努める。

（エ）参加者についての個別評価（目標達成状況の確認）

参加者に対する具体的な支援の後、設定した目標が達成されているかを評価する必要がある。評価の結果、一定の成果がみられる場合には、支援を修了し、引き続き支援が必要と判断される場合には、

同事業内で引き続き支援を継続させるか、他のサービス（介護予防の総合事業等）へとつないでいく。

（オ）地域資源に関する情報提供

個別の支援の後、高齢者が地域での生活に有用となる介護保険の地域支援事業における地域サロンや保健衛生担当部局等の各種健康相談事業、独居高齢者・閉じこもり高齢者へのアウトリーチ事業等について情報提供する。

（カ）地域資源へのつなぎ

支援終了後、介護予防等の他の事業や地域の見守り等、活用可能な地域資源につなぎ、実施した支援が定着する。

（キ）かかりつけ医等への情報提供

高齢者の状態像、具体的な課題等、支援の結果把握した内容については、かかりつけ医・かかりつけ歯科医、薬剤師等、栄養士等の関係者に対し、日常の診療等に活かしてもらうようフィードバックを行う。

○かかりつけ医へのフィードバック

事業参加者について、支援の中で把握した情報については、一つの書式にまとめ、日ごろの診療に役立てていただくよう、個別支援の後に、それぞれのかかりつけ医にフィードバックした。 <長野県佐久市>

5) 評価とその活用

① 事業評価

（ア）事業評価の範囲等

参加者への支援の終了後、事業自体の評価を行う。どのような事業でも、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカムの4つの観点により、その事業実施が適切であったか、効果があったかを確認（評価）し、改善が必要な場合には適宜、修正を行う。

事業評価では、あらかじめ定めた評価指標に関するデータを収集し、支援の前後の状態を比較する。また、数値化できない定性情報である保健指導の内容や本人・家族・介護者の反応・感想、参加者の満足度や健康意識の変化、福祉関係者の対応状況等も評価に活用する。地域

資源の活用状況やそれによる参加状況の変化などについても考察する。

(イ) 短期的評価と中長期的評価

高齢者は、支援により状態が改善することもあり得るが、その改善の速度は緩やかであることが考えられる。また、状態が悪化しないことも成果ということができる。そのため、事業評価は短期的な評価と中長期評価を行う必要がある。また、状態の変化が事業の効果であることを確認するために参加者と非参加者の比較が必要となるが、研究としての取組ではないため、実施可能な範囲での評価を行う。なお、医療費や健診結果等、中長期的な視点で追跡・評価が必要な項目については、KDB システムを活用すると、複数の市町村の事業であっても共通のフォーマットでデータを比較することが可能となる。

個別事業の評価の場合、件数が少なく期待していた効果の確認が難しい場合がある。比較的短期間で変化が期待できる内容については、実施主体（市町村等）で評価し、事業のマクロ的視点や中長期の追跡が必要な場合等は、取りまとめ機関（広域連合や国）が実施・支援するなど、役割を分担していくことも考えられる。

OKDB システムを活用した保健事業の進め方

高齢者の保健事業について、KDB システムの活用方法をまとめたガイドが作成された。

（別冊参考資料 P91）

以下の PDCA サイクルのそれぞれの場面において、活用するシステムメニュー・機能・画面・帳票等と活用ポイントについて、取組例を用い紹介している。

1. 健康課題の把握、2. 事業企画（準備、対象者抽出、概数把握、絞込等）、3. 支援の実施、4. 事業評価

事業評価に当たっては、事前に KDB システムで対象者名簿等を作成し、参加者等を登録することにより、終了後の参加・非参加別の比較等が容易となる機能があが改修が予定されている。

健康課題取組テーマ別の事業評価の指標として考えられるのは、以下の項目である。

図表Ⅱ-11 事業評価指標の例

取組 テーマ	項目	評価時期		データソース
		短期	中長期	
共通	BMI・血圧	●	○	健診
	医療費（入院/外来別）・疾患名・服薬数		●	レセプト
	介護給付費・要介護度		○	介護レセプト
	事業参加満足度	○		聞き取り

取組 テーマ	項目	評価時期		データソース
		短期	中長期	
栄養	体重	●		健診
	食物摂取頻度調査	○		聞き取り
	アルブミン値	○		健診
口腔	一部かめない食べ物がある お茶や汁物等でむせることがある	○ ○		基本チェックリスト（健診質問票）
	有所見状況	○		歯科健診
	歯科医療費		●	歯科レセプト
	口腔内の状態・口腔清掃等の 実施状況	○		聞き取り
服薬	調剤医療費・処方薬剤種類数	●	○	レセプト
	残薬の状況	○		聞き取り
重症化予防	（糖尿病）空腹時血糖、 HbA1c （糖尿病性腎症）e-GFR	●	○	健診

●：最低限実施すべき評価指標、○：その他測定可能な場合に実施する評価指標

平成 28 年度のモデル事業内容等より作成（詳細は別冊事例集 P9～17 参照）

医療保険者が行う保健事業の評価では医療費・健診結果を確認することが望ましい。医療費や健診結果の効果の確認は、支援後 1～5 年程度追跡調査を行う。そのため、長期的なデータの変化についても確認可能な環境整備の検討を行う。

② 事業報告

事業実施後、地域の関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の職能団体やその他関係機関）や住民に対し、協議会や広報等を通じて事業評価結果等を含め報告を行う。

○関係者への事業報告

事業の実施過程や支援した人の個別の状況の変化、次年度についての課題については、関係者で集まる協議会で議論し、その結果については、報告書として取りまとめ、関係者に配布した。 <長野県佐久市>

③ 次期計画に向けての見直し

事業評価でストラクチャーやプロセス等も含め評価を行う中で、改善点を明確にし、次期計画に向けての見直しを行う。

6) 事業を効果的に行うために必要な事項

① 個人情報取扱に関する検討

対象者抽出や指導、結果の評価のためには、事業実施主体と協力関係機関等の間で、個人情報のやり取りが発生する。円滑な実施に向け、本人同意の取得等も含め、各自治体の個人情報保護条例等を勘案しながら、適切な対応を検討、準備する。

個人情報の取扱い ＜本人への同意の取り方＞

○事業参加に当たっての同意取得のポイント

- ・使用目的、評価結果への活用等の内容の明示
- ・共有する関係者、期間等の説明
- ・「健康づくり条例」においてデータ活用を裏付け

（文書例は別冊事例集 P107 を参照。）

＜神奈川県大和市＞

② 苦情・トラブル対応に関する検討

事業開始後、支援の内容等について、事業参加者もしくはその関係者から苦情が寄せられたり、場合によってはトラブル事案となる場合もある。そのような場合に遅滞なく対応できるよう、相談窓口を明確にする等の対応方策についても、事業開始前に検討する。

③ 事業委託先の選定

事業を外部委託で行う場合、事業委託先の選定を行う。事業委託に際しては、実施報告の様式・頻度・進捗状況の把握方法（打合せ等）についてもあらかじめ決めておき、事業が遅滞なく進行しているかの管理を行える仕組みを準備する。

業務委託 ＜外部業者との契約の留意点＞

○仕様書の記載ポイント

- ・事業目的、委託業務の範囲、役割分担等の内容の明示
- ・報告について内容・方法・頻度等
- ・守秘義務、違反の取扱い、成果物の所有権

（文書例は別冊事例集 P109 を参照。）

＜神奈川県大和市＞

④ 支援者の研修の実施

支援を行うのが医療専門職であっても、それまでの業務範囲によっては地域の高齢者と接する経験がない場合もある。そうした場合でも支援の質を担保するために、支援者の経験に合わせた導入支援やフォロー研修等の検討も必要となる。広域連合が広域的に事業の普及に向けた研修を企画することなども有効である。

○指導者・事務担当者研修

- ・事業の企画立案にあたって必要なノウハウを学ぶ
- ・効果的なPDCAの回し方

（詳細は別冊事例集 P123 を参照）

<岐阜県岐阜市>

⑤ カンファレンス等での情報共有・関係機関との連絡調整

必要に応じてカンファレンスを行うなど各支援者間で実施状況を共有し、適宜支援内容の見直し・改善を図る。また、支援の中では対応が難しいと思われる事項や関係機関等と情報共有すべきと思われる事項が発生した場合には、本人の意向を確認しながら、適宜医療機関や地域包括支援センター等の関係機関に連絡調整する。

⑥ 支援内容の記録・評価に必要なデータの取得

支援の各回においては、具体的な支援内容を記録として残し、評価に必要なデータを適時取得する。

⑦ 事後フォロー

支援の規定回数終了後であっても、最終回の時点でフォローの必要性が高い参加者については、適宜連絡を取り、その後の状況を確認する。

⑧ モニタリング

支援期間中は、個別の支援が遅滞なく進行しているか、支援内容が適切であるか等について、事業実施主体が適宜モニタリングを行い、必要な場合は支援内容・方法等を含め、軌道修正を行う。

3 モデル事業等に見る各種健康課題別の取組の例

栄養（低栄養）に関するプログラム例

1. 概要

事業目的：地域に暮らす高齢者の低栄養状態を改善し、介護予防・QOL向上を目指す。

対象者：低栄養に陥る可能性のある状態の高齢者

抽出基準：BMI18.5未満（健診結果）、6か月で2～3kg以上の体重減少（質問票 No6）

実施体制：管理栄養士による3～6か月を1クールとする計3回の居宅訪問

2. 実施体制

管理栄養士や保健師等、医療専門職による電話もしくは訪問によるアウトリーチ支援を行う。栄養状態は口腔機能とも関連することから、必要に応じて歯科衛生士等の、医療歯科専門職とも連携する。各地域の栄養士会では、栄養相談や研修の講師等を行う栄養ケア・ステーションが設置されているため、実施体制構築に当たり、連携することも考えられる。また、高齢者本人による改善の取組だけでなく、地域の食に関する資源を活用する視点も重要であることから、地域医療関係団体や食生活改善推進委員等との連携も有効である。

書式変更：蛍光ペン

3. 対象者の抽出・絞り込み

栄養（低栄養）に関するプログラム対象者の抽出方法として、BMI（18.5未満）や後期高齢者の質問票（No6：6か月で2～3kg以上の体重減少）を活用する方法がある。

健診結果を活用する場合、経年でBMIや体重の減少幅が大きい人や過去の健診で異常のある人を優先すると効果的である。

レセプトデータから低栄養支援が必要な者を抽出する場合（例えば、医療機関の退院患者や栄養指導を受けた者、アルブミン検査の実施者、栄養障害や慢性疾患を有する場合）、在宅での支援の必要性を検討し、対象者抽出につなげることが必要である。

4. 実施内容

（1）動機づけ・事前アセスメント・目標設定

初回訪問時は、体重・BMIの確認や変化の状況等の他、改善計画の立案のために必要な「栄養状態に関わる食生活・日常生活上の課題」を見つけ出すために、その具体的な状況・背景を確認する。具体的には、下表に示すような項目についてアセスメントを行う。また、栄養状態が悪化する背景には、

口腔の問題や咀嚼・嚥下機能の低下が関連している場合がある。そのため、口腔・嚥下の状態についても確認する。

レセプトデータが活用できる場合には、本人からの聞き取りだけではなく、受診している診療科（歯科含む）・傷病名・処方内容等から栄養状態への影響を確認しておくことが望ましい。

アセスメント項目の例

区分	項目	データソース
栄養	体重変化	後期高齢者の質問票 (No.6) 【6カ月間で2～3kgの体重現状がありましたか：はい】
	食習慣	後期高齢者の質問票 (No.3) 【1日3食きちんと食べていますか：はい】
	簡易栄養調査点数	簡易栄養調査
	アルブミン値	健診結果・血液検査
	食事回数・内容、摂取エネルギー、タンパク質量、水分摂取量、排便の状況、食事環境、買い物環境、食欲不振の有無、ストレス状況、急性疾患の罹患状況、うつ状態	聞き取り
口腔	咀嚼機能・嚥下機能	後期高齢者の質問票 (No.4) 【半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか※ささいか、たくあんなど：はい】 後期高齢者の質問票 (No.5) 【お茶や汁物等でむせることがありますか：はい】 歯科健診結果
	有所見状況	歯科健診結果
	口腔内・義歯の状況、口腔清掃の実施状況	聞き取り

アセスメントの結果、明らかになった課題に応じて、具体的な助言を行う。具体的には下表のような内容が想定される。

低栄養に関する支援としては、摂取する食事の内容（栄養素）等に限定し

がちであるが、高齢者の生活全般の IADL³² を向上させ、栄養改善を図る支援を行う必要がある。改善のためにどのような食品を摂取するかだけでなく、適切な食品をどのように入手するか等についての支援も重要である。

なお、アセスメントの結果、極短な体重減少や体調不良、口腔・嚥下状態の問題等を把握した場合には、医師や歯科医師等への受診勧奨を行う。

具体的な助言内容の例

対象者の状況	助言内容の例
体重減少がある場合、 欠食がある場合	摂取すべき栄養素・食品の紹介 調理方法に関する説明 食事のとり方（量や時間、間食の利用方法）の紹介 食品の入手方法（配食弁当や食材の宅配）の紹介 コミュニティバスの時刻表の紹介 日持ちのする食品（缶詰等）の利用の提案 共食（家族、友人等）の機会を増やすことの提案
ダイエット中の場合	無理のない食事内容・方法に関するアドバイス
口腔機能の低下が疑われる場合	※口腔のプログラム参照

具体的な助言に加えて、栄養状態の改善に向けて、課題解決に向けた改善計画（目標と行動計画）を対象者とともに立案する。目標は、なりたい状態を示す「状態目標」よりも、具体的にとるべき行動を定める「行動目標」が望ましい。具体的には下表のような目標が挙げられる。

目標達成のための行動計画には、対象者が無理なく取り組みやすい内容とし、身近な地域の食に関する資源の活用等の視点を盛り込む。対象者の状況に応じて、配食サービスやボランティア、栄養教室など、必要な支援・サービスの調整を行う。

支援に当たっては、高齢者それぞれの食事内容、買い物や調理、食事環境、食事にまつわる生活や課題等から、できることをじっくりと聞き出しながら、課題解決に向けて取り組みやすい内容を一緒に考え提案するというスタンスで臨むことが必要である。

³² IADL (Instrumental Activity of Daily Living) 手段的日常生活動作：食事や着替えなどの ADL (日常生活動作) を基本としたより高度な動作をいう。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や金銭管理、服薬管理、外出して乗り物に乗ること等。

なお、より高い効果を得るためには、栄養と運動の併用した支援、栄養と歯科・口腔の併用した支援のように、それぞれの高齢者に合致したテラーメイドの取組とすることが重要である。

設定する目標の例（低栄養の場合の行動目標）

野菜を毎食2皿以上とる
1日3食時間を決めて食べる
たんぱく質のおかずを毎食食べる
塩分摂取に気を付けて食事をする
ご飯の量を増やす、おやつ時に牛乳を飲む
油料理を1日1回はとる
1日1回は玄関から外に出る
地域の活動に参加する
外出した際に魚や肉を買う
週に●回以上、家族や知人等と食事をする

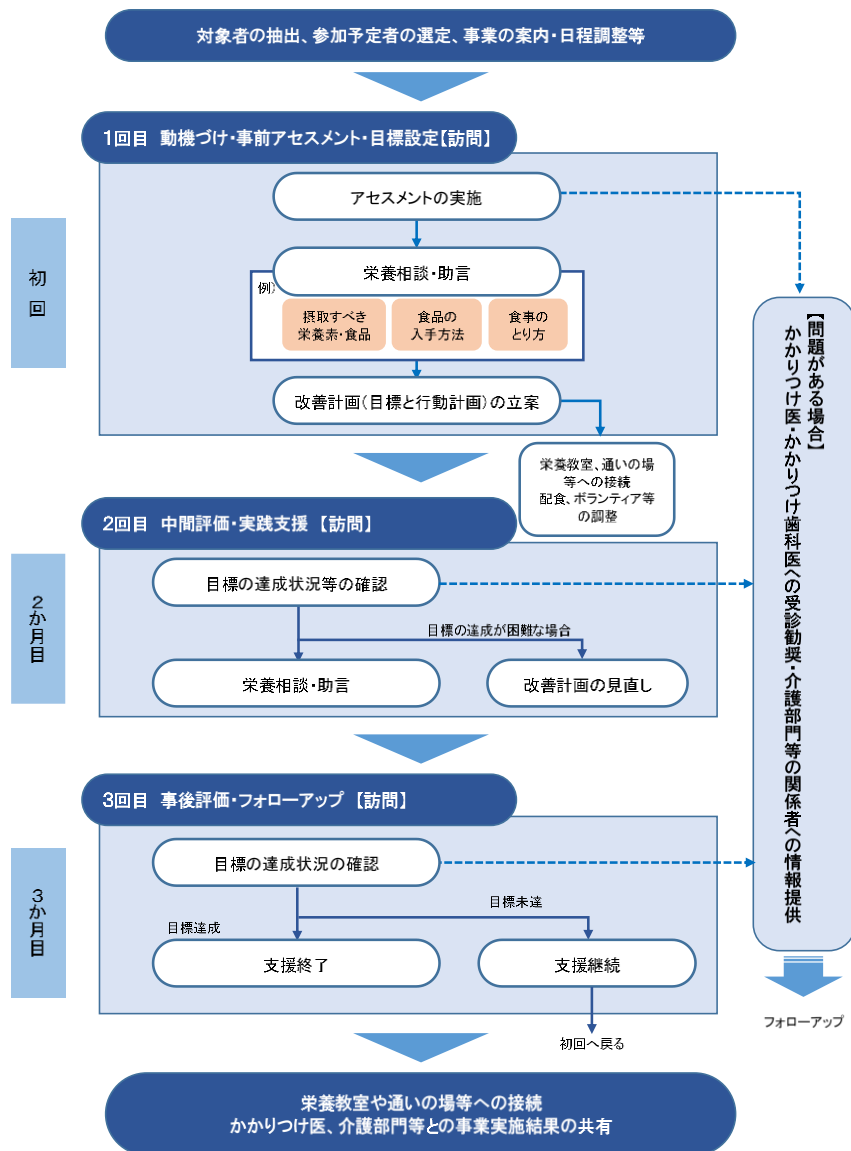
（2）中間評価・実践支援

中間評価では、設定した目標の達成状況や体重の変化状況等を確認する。
評価指標としてBMIを用いる場合があるが、BMIは改善傾向にあっても変化量が小さく、評価が難しいため、評価には体重を用いることも必要である。
また、アルブミン値を用いることもあるが、侵襲的であり費用もかかる。このため、毎年の健診データを利用し、できるだけ参加者の負担にならないよう努める等、効率的な収集方法を検討する必要がある。

目標の達成が困難と想定される場合や、継続的な実施が難しいと考えられる場合には、改善計画の見直し（目標の対設定、行動計画の見直し）を行う。

（3）事後評価・フォローアップ

事後評価では、設定した目標が達成されているかどうかを確認する。目標が達成されている場合は支援終了とし、引き続き支援が必要と判断される場合には、同事業で引き続き支援を継続するか、地域支援事業等、他のサービスへ接続する。



口腔に関するプログラム例

1. 概要

事業目的：歯科衛生士等が支援することにより、口腔機能低下防止とともに低栄養防止を図る。

対象者：口腔機能の低下（またはその恐れ）がある高齢者

抽出基準：口腔機能・食機能の低下の恐れがある（質問票 No.4,5）もしくは歯科健診³³で「問題あり」と判定された者

実施体制：歯科衛生士・保健師等による3～6か月を1クールとする居宅訪問（2回）・電話による支援（1回）

2. 実施体制

歯科衛生士や保健師等、医療専門職による電話もしくは訪問によるアウトリーチ支援を行う。口腔機能の低下は栄養状態の悪化にもつながることから、口腔に関する支援にとどまらず、管理栄養士等との連携の上、栄養に関する支援を行うことも想定される。

また、高齢者本人による取組だけでなく、専門的ケアの提供も必要となる場合があることから、地域の歯科医師会・歯科衛生士会や（かかりつけ）歯科医との連携も重要である。さらに、口腔内の状況は服薬状況とも関係するため、かかりつけ医との連携も必要である。

3. 対象者の抽出・絞り込み

口腔に関するプログラム対象者の抽出方法として、後期高齢者の質問票（No4, 5：口腔機能・食機能の低下の恐れがある）や歯科健診結果を活用する方法がある。その他、平成30年度から高齢者の健診の質問票の項目に加わった「食事をかんで食べるときの状態」についての活用も有用である。

歯科受診や口腔に関する相談に関心がなかったり、必要性に気付いていない対象者・家族等に利用を促すには、日常的に高齢者に接する機会のあるケアマネジャー等の介護関係者等に対する啓発が重要である。

4. 実施内容

（1）動機づけ・事前アセスメント・目標設定

初回訪問時は、改善計画の立案のために必要な「口腔機能に関する課題」

³³ 歯科健診については、平成30年10月に厚生労働省医政局歯科保健課が作成した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」を参照されたい。

を見つけ出すために、その具体的な状況・背景を確認する。歯科健診を受診している場合はその内容を参照しつつ、下表に示すような項目についてアセスメントを行う。

嚥下機能の低下には、睡眠導入剤や抗不安薬が影響している可能性があるため、服用している薬剤等についても確認することが重要である。また、口腔機能だけではなく、栄養状態の悪化がみられる場合には、栄養に関する項目についても確認することが望まれる。

アセスメント項目の例

区分	項目	データソース
口腔	有所見状況	歯科健診結果
	口腔内・義歯の状況、口腔清掃の実施状況	目視、聞き取り
	咀嚼・嚥下機能	後期高齢者の質問票 (No.4) 【半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか※さきいか、たくあんなど：はい】 後期高齢者の質問票 (No.5) 【お茶や汁物等でむせることがありますか：はい】 歯科健診結果
栄養	体重変化	後期高齢者の質問票 (No.6) 【6カ月間で2～3kgの体重現状がありましたか：はい】
	食習慣	後期高齢者の質問票 (No.3) 【1日3食きちんと食べていますか：いいえ】
	簡易栄養調査点数	簡易栄養調査
	アルブミン値	健診結果・血液検査
	食事回数・内容、摂取エネルギー、タンパク質量、水分摂取量、排便の状況、食事環境、買い物環境、食欲不振の有無、ストレス状況、急性疾患の罹患状況、うつ状態	聞き取り

アセスメントの結果、明らかになった課題に応じて、具体的な助言を行う。具体的には次のような内容が想定される。支援の中で助言する嚥下体操や口腔清掃方法などについては、参加者本人に対してだけでなく、介護をしている家族や介護スタッフがいる場合には、それらの人にも助言することが重要である。

なお、アセスメントの結果、口腔・嚥下状態の問題や義歯不良、歯科医療未受診等を把握した場合には、歯科医師等への受診勧奨を行う。また、服薬内容により、口腔機能の低下が予見される場合には、本人に同意をとった上で、かかりつけ歯科等の医療歯科専門職との連携のもと、かかりつけ医への相談等を行う。

書式変更：蛍光ペン

具体的な助言の内容の例

対象者の状況	助言の内容の例
歯や口が痛い等で食べられない、もしくは歯の欠損がある場合	歯科医院の受診勧奨
口腔機能の低下が疑われる場合	歯科医院の受診紹介 口腔体操リーフレットの紹介 介護予防教室等の紹介 姿勢に関する助言 嚥下体操・唾液腺マッサージの方法の紹介 食事のとり方、とろみ等の食事形態に関する紹介 間食や飲み物のとり方に関する助言 よく噛むことの推奨
口腔内の清掃に課題がある場合	口腔清掃等に使用する用具 口腔清掃等の方法（歯磨き、口腔清掃の方法） 義歯の使い方

具体的な助言に加えて、口腔機能の改善に向けて、課題解決に向けた改善計画（目標と行動計画）を対象者とともに立案する。目標は、なりたい状態を示す「状態目標」よりも、具体的にとるべき行動を定める「行動目標」が望ましく、具体的には下表のような目標が挙げられる。目標達成のための行動計画には、対象者が無理なく取り組みやすい内容とし、対象者自身によるセルフケアに加え、必要に応じて歯科衛生士や歯科医師等による専門的ケアを組み合わせる。対象者の状況に応じて、健康教室（口腔機能向上）など、

必要な支援・サービスの調整を行う。

より高い効果を得るためには、歯科・口腔と栄養の併用した支援のように、
目前の高齢者に合致したテラーメイドの取組であることが重要である。

設定する目標の例（口腔の行動目標）

毎食後歯磨きをする

1日1回は舌の清掃を行う

入れ歯を毎日洗う、夜間は入れ物を決めて保管する

摂食・嚥下体操を実施する

歌ったり、話をしたり、声を出して本や新聞を読む

安全な姿勢で飲食する

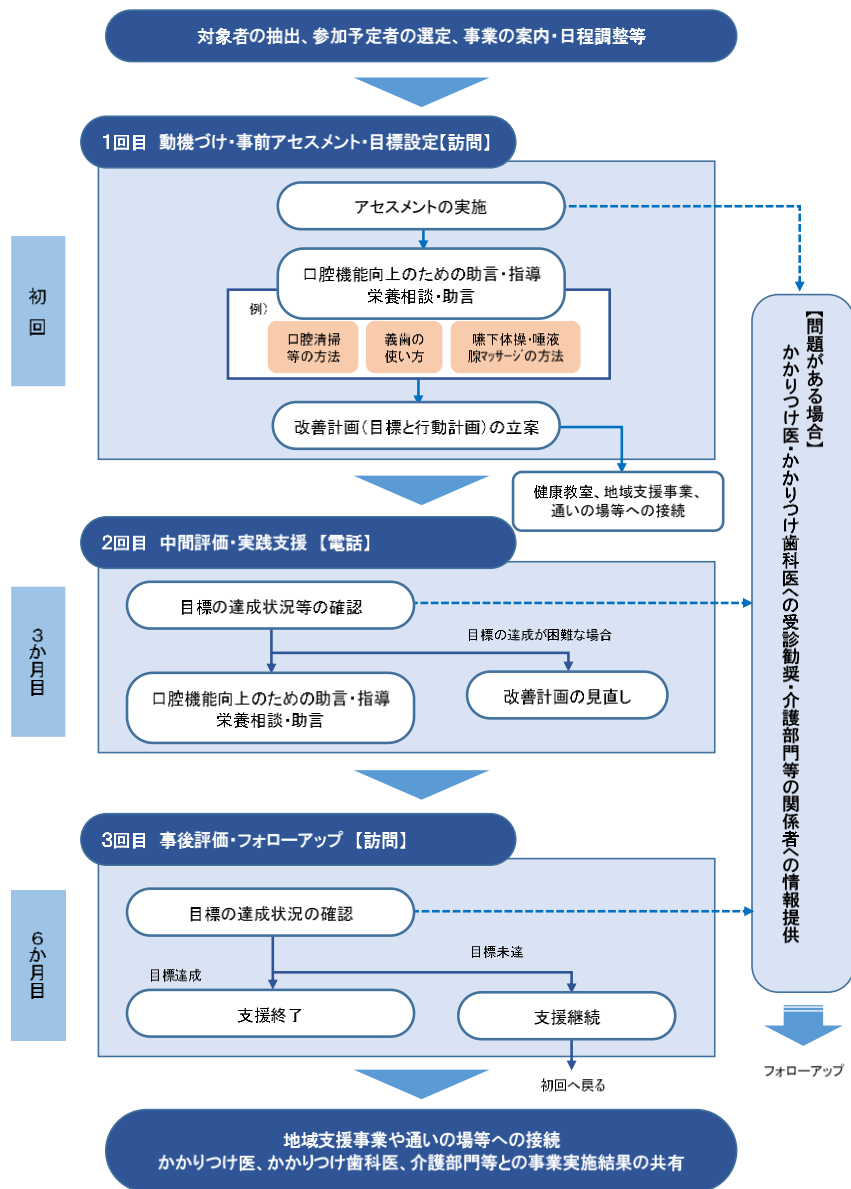
よく噛んで食べるようにする

（２）中間評価・実践支援

中間評価では、設定した目標の達成状況や口腔・嚥下の状態等を確認する。
目標の達成が困難と想定される場合や、継続的な実施が難しいと考えられる
場合には、改善計画の見直し（目標の対設定、行動計画の見直し）を行う。

（３）事後評価・フォローアップ

事後評価では、設定した目標が達成されているかどうかを確認する。目標
が達成されている場合は支援終了とし、引き続き支援が必要と判断される場
合には、同事業で引き続き支援を継続するか、地域支援事業等、他のサービ
スへ接続する。



重症化予防に関するプログラム例 ＜糖尿病性腎症の場合＞

1. 概要

事業目的：糖尿病を抱える高齢者について個別訪問を行い、腎症に至るような重症化を防ぐ。

対象者：腎機能低下の所見がある糖尿病患者

抽出基準：糖尿病…HbA1c78.0%以上、高血圧…140/90mmHg 以上、

糖尿病性腎症…尿蛋白 2+、eGFR4530未満

実施体制：管理栄養士による6か月を1クールとする居宅訪問による支援（3回）

2. 実施体制

重症化予防については、食生活の影響も大きいと、地域の保健師・管理栄養士が主体となって指導を実施することが想定される。実施に当たっては、支援対象者の病期や状況に応じた適切な対応が求められることから、指導内容や保健指導上の留意点についてかかりつけ医や専門医等の助言・指導が得られるよう、医師会やかかりつけ医等との連携体制を確保することが重要である。

3. 対象者の抽出・絞り込み

重症化予防に関するプログラム対象者の抽出方法として、健診結果や KDB システム等によるレセプトデータを活用する方法（糖尿病：HbA1c78.0%以上、高血圧：140/90mmHg 以上、糖尿病性腎症：尿蛋白 2+、eGFR4530未満）がある。また、慢性疾患の重症化予防では、体重管理も必要であるため、BMI27.5 超等を目安に対象とすることもあり得る。対象疾患に応じた抽出基準は、健診結果やレセプトデータを基に、地域の関係者と協議の上設定する必要がある。

レセプトデータにより抽出した対象者の場合には、かかりつけ医等と相談の上、選定する。

地域課題として重点化対策となった対象疾病（例えば糖尿病性腎症やCKD）等がある者、糖尿病歴が長い者等は、優先する対象者として考慮する。

なお、糖尿病性腎症については、国で策定されたプログラムに加えて、都道府県でもプログラムが策定されているため、地域での事業実施に際してはその内容を参考に必要がある。

<参考>糖尿病腎症重症化予防プログラム

重症化リスクの高い医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化リスクの高い者に対して主治医の判断で対象者を選定して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止する目的で、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省の三者で、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定。各都道府県版のプログラムも策定されている。

参考 URL : ○糖尿病性腎症重症化予防プログラム

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/program.pdf>

○糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発研究班 HP

<http://www.tokutei-kensyu.tsushitahan.jp/jushoka/>

4. 実施内容

(1) 動機づけ・事前アセスメント・目標設定

初回訪問時は、重症化予防のために必要な生活習慣等に関する課題を明らかにするため、その具体的な状況・背景を確認する。

レセプトデータが確認可能な場合には、受診している診療科・傷病名・処方内容等から重症化の程度や日常生活への影響について確認しておくことが望ましい。

アセスメント項目の例

区分	項目	データソース
重症化 予防	(糖尿病) 空腹時血糖、HbA1c (高血圧) 血圧 (糖尿病性腎症) eGFR、クレアチニン、 尿蛋白	健診結果
	健康状態	後期高齢者の質問票 (No.1) 【あなたの現在の健康状態はいかが ですか：あまりよくない・よくない】
		後期高齢者の質問票 (No.3) 【1日3食きちんと食べていますか： いいえ】
	体重変化	後期高齢者の質問票 (No.6) 【6カ月間で2～3 kgの体重現状があ りましたか：はい】
	生活習慣（たばこ、酒、運動等）	後期高齢者の質問票 (No.12) 【あなたはたばこを吸いますか：は い】 聞き取り
	浮腫、入院歴、ストレス状態、急性疾患 の罹患状況、うつ状態、食事回数・内容、 摂取カロリー	聞き取り

アセスメントの結果、明らかになった課題に応じて、具体的な助言を行う。
具体的には次のような内容が想定される。日頃より高齢者の状態をよく知る
かかりつけ医等と連絡調整し、個々人の状態を総合的に踏まえた指導内容等
について相談することが望ましい。

血圧に関する重症化予防に取り組む際、血圧を下げすぎると起立性調節障
害で立ちくらみを起こしやすいということもあるため、注意が必要である。
糖尿病の重症化予防にあたっては、降圧剤や血糖降下剤を服薬中の人につい
ては HbA1c が 6.0% を下回っていても、注意してフォローする必要がある。
疾病が重複する場合は特に注意が必要である。

具体的な助言内容の例

対象者の状況	助言内容の例
健康状態が「よくない」または「あまりよくない」という状態が、慢性的に続いているような場合	保健センターの紹介、かかりつけ医の受診勧奨
急な健康状態の悪化の場合	医療機関の紹介、受診勧奨
喫煙をしている場合	<咳や痰が続くなど、自覚症状がある場合> かかりつけ医の受診勧奨、近隣の医療機関の紹介 <禁煙の意思がある場合> 禁煙に関する情報（リーフレット等）の提供 禁煙外来を実施している医療機関のリストの提示、 受診勧奨
食事内容の見直しの必要性がある場合	摂取すべき栄養素・食品、気を付けるべき食品に関する助言
日常生活の改善の必要性がある場合	日常生活で気を付けるべき事項（毎日血圧を行う、 3食決まった時間に食べる、減酒等の食生活の改善、 飲み忘れがないよう薬は見える場所に置く等）に関する助言 ストレッチや散歩の推奨 積極的な社会参加・活動の推奨、情報提供

具体的な助言に加えて、生活習慣改善に向けて、課題解決に向けた改善計画（目標と行動計画）を対象者とともに立案する。目標は、なりたい状態を示す「状態目標」よりも、具体的にとるべき行動を定める「行動目標」が望ましく、具体的には下表のような目標が挙げられる。目標達成のための行動計画には、対象者が無理なく取り組みやすい内容とし、専門的な栄養に関する情報が必要な場合には、管理栄養士等による助言を行う。また、対象者の状況に応じて、健康教室など、必要な支援・サービスの調整を行う。

設定する目標の例（重症化予防の行動目標）

血圧測定とウォーキングを行う

体重測定を行う

歩数計をつける

野菜を意識的に食べる

薬の内容を確認し、整理する

うどん・ラーメンの汁を飲まない

（２）中間評価・実践支援

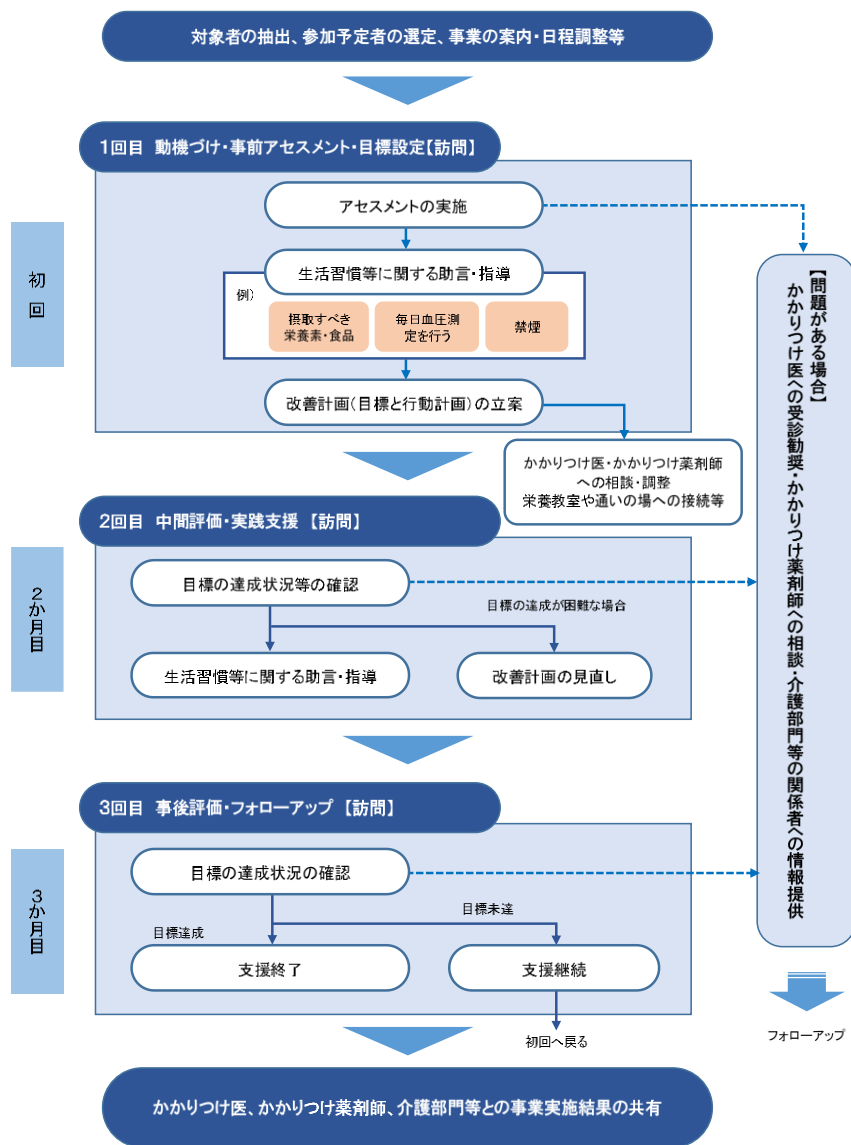
中間評価では、設定した目標の達成状況や受診状況等を確認する。目標の達成が困難と想定される場合や、継続的な実施が難しいと考えられる場合には、改善計画の見直し（目標の対設定、行動計画の見直し）を行う。

（３）事後評価・フォローアップ

事後評価では、設定した目標が達成されているかどうかを確認する。主に、事業実施前後の検査値（HbA1c 等）の比較を実施する。できるだけ参加者の負担にならないよう毎年の健診データや診療時の検査値を活用する等、効率的な把握に努める。なお、新たな処置や服薬の変更・開始等、治療内容を考慮して評価する必要がある。

目標が達成されている場合は支援終了とし、引き続き支援が必要と判断される場合には、同事業で引き続き支援を継続するか、地域支援事業等、他のサービスへ接続する。

治療中の者については、かかりつけ医等への指導結果等の報告など、フィードバックを行う。



服薬に関するプログラム例

1. 概要

事業目的：薬剤の服薬状況や残薬状況を評価し、ポリファーマシー（多剤併用にある中でも害をなすもの）の回避、服薬アドヒアランス³⁴の向上等を目的とする。

対象者：一定数以上の薬剤が処方されている又は一定数以上の診療科を受診している高齢者

実施体制：薬剤師による3か月を1クールとする居宅訪問による支援（3回）

書式変更：文字間隔広く 0.05 pt

書式変更：文字間隔狭く 0.15 pt

2. 実施体制

訪問服薬指導の実施に当たっては、あらかじめ、事業対象者の抽出条件や指導内容等について、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師のいる薬局等との十分な情報共有、調整が必要である。実際の訪問服薬指導は、地域の薬剤師会に事業を委託し、対象となる高齢者宅に訪問が可能な薬剤師が訪問、指導を行う方法が考えられる。

3. 対象者の抽出・絞り込み

服薬に関するプログラム対象者の抽出方法として、KDB システム等からレセプトデータを活用し、一定数以上の薬剤が処方されている又は一定数以上の診療科を受診している高齢者を抽出する方法がある。その際、機械的に抽出した人の中から、医療専門職（薬剤師等）の目でさらに絞り込みが必要な場合もある。

書式変更：蛍光ペン

多剤の基準値については、学会等での統一的なものは示されていない。『高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2015』（日本老年医学会、2015）では、1日の服用数が6～7種類以上で薬物有害事象の発生増加に関連した報告が紹介されている³⁵。一方で、処方の状況は、高齢者の状態や地域の事情によっても異なるため、単月ではなく複数月の処方や地域の全体的な処方状況等もみて検討する。

4. 実施内容

（1）動機づけ・事前アセスメント・目標設定

初回訪問時は、処方内容や残薬の状況、医療機関の受診状況等を確認し、服薬が適切に行われているかどうか、ポリファーマシーの問題の有無等を確認する。

³⁴ 患者が積極的に治療方針の決定に参加し、その決定に従って治療を受けることを意味する。

³⁵ 秋下雅弘（研究代表者）©日本老年医学会／高齢者の薬物治療の安全性に関する研究班（2015年12月）

薬の数は、利尿剤、睡眠導入剤、痛み止め等患者の訴えに応じて増えていくこともある。そのような状況を把握するには多科受診の状況も把握する必要がある。

ポリファーマシーに伴い、副作用として老年症候群（ふらつきや転倒、食欲低下、記憶障害、抑うつ、便秘、排尿障害・失禁、嚥下機能低下等）が生じる場合もあることから、必要に応じてそれらの事象を確認することが想定される。

服薬行動に関連する全身機能の情報（認知機能、嚥下機能、視力・聴力、手指機能、ADL）についても把握できると、適切な指導につながる。

なお、医療機関から処方された薬剤だけではなく、市販薬や健康食品、サプリメントの使用状況も健康状態に関係するため、これらの情報をアセスメントで把握する必要がある。

アセスメント項目の例

区分	項目	データソース
服薬	医療機関の受診状況、服薬管理の状況、残薬の状況	聞き取り
	1年間のうち転倒の有無	後期高齢者の質問票（No.8） 【この1年間に転んだことがありますか：はい】
	認知機能の状況	後期高齢者の質問票（No.10） 【周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれていますか：はい】 後期高齢者の質問票（No.11） 【今日が何月何日かわからない時がありますか：はい】

アセスメントの結果、明らかになった課題に応じて、具体的な助言を行う。具体的には次のような内容が想定される。

多剤の改善のみならず、飲みづらさや飲み忘れが改善するよう対象者のADLや認知機能、日常生活リズム等に合わせた支援が必要である。また、高齢者の中には、自身で服薬量を調整したり、独居のために服薬管理ができない人もいる。その場合、単に服薬数が問題ではなく、服用している薬の形状や飲み合わせが影響していることもあるため、個別の状況を十分に把握し

た上での支援が必要となる。

なお、アセスメントの結果、医師等への相談が必要と判断された場合には、本人の同意の上、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師のいる薬局等に対して、服薬状況等に関する情報提供を行う。

具体的な助言内容の例

対象者の状況	助言内容の例
服薬管理に問題がある場合	薬の管理方法（保管場所等）や服薬の工夫に関する助言 お薬手帳の活用方法に関する助言
ポロファーマシーの恐れがある場合 ・1年以内に転倒の経験あり ・認知機能に関して不安を抱いている場合など	かかりつけ医やかかりつけ薬剤師のいる薬局への相談の勧奨

具体的な助言に加えて、課題解決に向けた改善計画（目標と行動計画）を対象者とともに立案する。目標は、なりたい状態を示す「状態目標」よりも、具体的にとるべき行動を定める「行動目標」が望ましく、具体的には下表のような目標が挙げられる。目標達成のための行動計画には、対象者が無理なく取り組みやすい内容とする。必要に応じて、医師やかかりつけ薬剤師のいる薬局への相談など、必要な調整を行う。退院時などに病院と診療所、地域の薬局、市町村等の間で連携を図ることにより、高齢者に最適な服薬状況を把握し調整することも考えられる。

設定する目標の例（服薬の行動目標）

医師の処方通りに服用する
お薬手帳は1冊にする
過去に処方された薬剤と現在服用している薬剤を別にして保管する
薬に関する疑問点はその都度確認する

（2）中間評価・実践支援

中間評価では、設定した目標の達成状況や受診状況、服薬状況等を確認する。服薬支援の効果の確認は、間隔を開けずに実施することが望ましい。

目標の達成が困難と想定される場合や、継続的な実施が難しいと考えられる場合には、改善計画の見直し（目標の対設定、行動計画の見直し）を行う。

（３）事後評価・フォローアップ

事後評価では、設定した目標が達成されているかどうかを確認する。

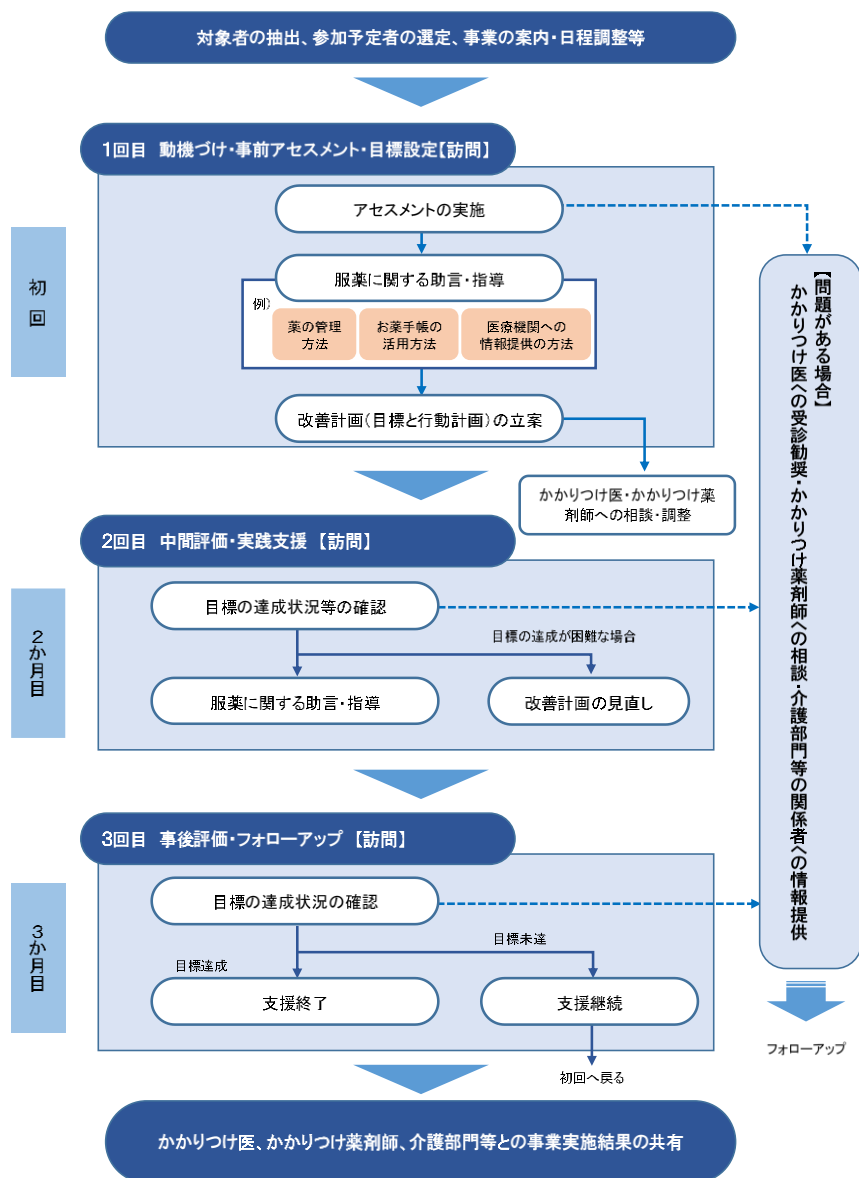
評価の観点として、服薬状況の適正化だけでなく、副作用の改善、飲みづらさ・飲み忘れの改善、生活に不適切な量や回数の減少、それらに伴う残薬の量についても評価することも必要である。

目標が達成されている場合は支援終了とし、引き続き支援が必要と判断される場合には、同事業で引き続き支援を継続する。

高齢者で薬物有害事象が増加する要因

- ▶多くの因子が高齢者における薬物有害作用増加に関連している。
- ▶そのうち最も重要なのは、薬物動態の加齢変化に基づく薬物感受性の増大と、服用薬剤数の増加である。

疾患上の要因	複数の疾患を有する → 多剤併用、併科受診 慢性疾患が多い → 長期服用 症候が非定型的 → 誤診に基づく誤投薬、対症療法による多剤併用
機能上の要因	臓器予備能の低下（薬物動態の加齢変化） → 過量投与 認知機能、視力・聴力の低下 → アドヒアランス低下、誤服用、症状発現の遅れ
社会的要因	過少医療 → 投薬中断



テーマ別の取組状況と留意点

(1) 栄養に関する相談・指導

【対象者の抽出・絞り込み】

対象者の抽出基準として、主に BMI が使われていた。BMI は健診結果及び基

本チェックリストから把握することが可能であり、高齢者の状態像把握の基本項目と考えられる。

一方で、高齢者では身長短縮による見かけ上のBMIの上昇が観察されることが、減量とともないサルコペニアをきたしやすいことから、一律にBMI25以上に対して体重減量を指導しないように留意することが必要である。体重が増加している場合には、脂肪量の増加だけでなく、体内水分量の増加（浮腫、心不全、腎不全のおそれ）もあることにも留意する。

BMIによる抽出の場合、モデル事業のそれぞれの地域の実情を踏まえ基準値が設定されていた。より早期の対応の必要性を感じ、実施1年目から2年目にかけて基準値をBMI18.5から20に変更したところもあった。

過体重の高齢者に健康上の課題が多いことから、BMI25以上を対象とする事例もあった。ロコモティブシンドロームや糖尿病の重症化予防のためには、減量が望ましいケースもあるため、体重の変化やBMI27.5以上などを目安に支援をすることが考えられる。

検査指標以外にも、独自の質問項目を用いて、対象者を抽出する事例もあった。

健診結果を活用する場合は、経年で減少幅の大きい人や過去の健診で異常のある人を優先すると効果的であった。

レセプトデータから低栄養支援が必要な者を抽出する場合（例えば、医療機関の退院患者や栄養指導を受けた者、アルブミン検査の実施者、栄養障害や慢性疾患を有する場合）、在宅での支援の必要性を検討し、対象者抽出につなげる必要がある。

【アセスメント】

レセプトデータが活用できる場合には、本人からの聞き取りだけでなく、受診している診療科（歯科含む）、傷病名、処方内容等から栄養状態への影響を確認しておくことが望ましい。

【具体的な支援内容】

低栄養に関する支援としては、摂取する食事の内容（栄養素）等に限定しがちであるが、高齢者の生活全般のIADL36を向上させ、栄養改善を図る支援を行う必要がある。

²⁶ IADL（Instrumental Activity of Daily Living）手段的日常生活動作：食事や着替えなどのADL（日常生活動作）を基本としたより高度な動作をいう。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や金銭管理、服薬管理、外出して乗り物に乗ること等。

—改善のためにどのような食品を摂取するかだけでなく、適切な食品をどのように入手するか等についての支援も重要である。

—支援に当たっては、現在摂取している食事内容だけではなく、原因についても把握する必要がある。中には口腔機能が低下し、食べられなくなっていることもある。

—そのような口腔の問題を発見した場合は、歯科医師・歯科衛生士等の歯科の専門職にもつなぎ、高齢者にとって適切な支援がなされるように努めるべきである。

参考例) 具体的な支援内容（低栄養の指導）		
＜体重減少の原因＞	＜アプローチ内容＞	＜年代別特徴＞
1. 疾病 (消化器系・呼吸器系・がん等)	・ 疾病に応じた栄養指導 (腎機能悪化・糖尿病、胃切除等)	前期
2. 食料調達方法 く、軽くて持ち運び (買い物内容)	・ 食料調達方法 やすい食品の紹介（チーズなど）	・ 栄養価が高
3. 食事回数・量の減少	・ 配食弁当、食材宅配の紹介 ・ コミュニティバス時刻表紹介 ・ 欠食の解消、補食 ・ 同じ価格帯で代替食の提案	後期
4. 孤食	・ 日持ちのする食品（缶詰等）の利用 ・ 共食を増やす（家族、友達） ・ 地域の老人会・サロン等の案内	後期
5. その他	・ 介護・ストレス・生活状況の傾聴 ・ 歯科診療の勧め	後期
＜神奈川県大和市＞		

—地域における支援に当たっては、高齢者それぞれの食事内容、買い物や調理、食事環境、食事に関わる生活や課題等から、できることをじっくりと聞き出しながら、課題解決に向けて取り組みやすい内容を一緒に考え提案するというスタンスで臨むことが必要である。

—より高い効果を得るためには、栄養と運動の併用した支援、栄養と歯科・口腔の併用した支援のように、それぞれの高齢者に合致したテラーメイドの取組とすることが重要である。

【事業評価】

—BMI は改善傾向にあっても変化量が小さく、評価が難しいため、評価には体重を用いることも必要である。

—アルブミン値を用いることもあるが、侵襲的であり費用もかかる。このため、毎年の健診データを利用し、できるだけ参加者の負担にならないよう努める等、

効率的な収集方法を検討する必要がある。

【実施体制・連携体制】

モデル事業では、地域の栄養士会や栄養士によるNPO法人に委託して事業を実施しているところがあった。そうした場合、とくに担当者が地域活動や高齢者への訪問の経験が少ない場合などは、事前に研修を行う等十分に準備をすることが必要である。

各地域の栄養士会では、栄養相談や研修の講師等を行う栄養ケア・ステーションが設置されているため、実施体制構築に当たり、連携することも考えられる。

特に低栄養の場合などは、口腔に関する支援と併せて実施することが重要となるため、事業の検討に当たって歯科関係者との連携が図れるよう考慮する必要がある。

（２）口腔に関する相談・指導

【対象者の抽出・絞り込み】

モデル事業では訪問歯科健診が主な取組となっていたが、一般的な歯科健診の結果から対象者を抽出した例がなかった。

今後、歯科健診の結果についても有効に活用しながら、口腔機能の低下の予防について、要介護状態の手前のフレイルから支援を拡充することが求められる。

平成30年度から高齢者の健診の質問票の項目に加わった「食事をかんで食べるときの状態」についての活用も有用である。

歯科受診や口腔に関する相談に関心がなかったり、必要性に気付いていない対象者・家族等に利用を促すには、日常的に高齢者に接する機会のあるケアマネジャー等の介護関係者等に対する啓発が重要である。

既に歯科治療中の場合や介護保険による歯科医師又は歯科衛生士による居宅

療養管理指導を受けている場合は、事業の対象外となる。

【アセスメント】

- ・嚥下機能の低下には、睡眠導入剤や抗不安薬が影響している可能性がある。薬剤の選択についてもアセスメントする必要がある。
- ・モデル事業の訪問歯科健診では、ほとんどの場合、歯の状態・清掃状態について定量的・定性的評価がなされていた。歯肉の状況や義歯の適合状態等についても8割程度で実施されていた。
- ・口腔機能の検査では、嚥下機能や口腔乾燥の実施割合が高い状況にあった。現段階では、検査方法及び評価基準が統一されていない状況にあり、学会等の動きに注視が必要である。

＜参考＞後期高齢者に対する歯科保健サービスの効果実証事業

広域連合が被保険者に対して行う歯科保健サービス（歯科健診）の効果を検証するため、広域連合から後期高齢者の歯科健診データ等を同一対象者に対して複数時点で収集・分析し、歯科健診後の口腔の状況や受診行動（健康意識・受診状況等）等の変化等について分析した結果のまとめ。

（詳細は別冊参考資料 P24、25 を参照。）

【具体的な支援内容】

- ・支援の中でアドバイスする嚥下体操や口腔清掃方法などについては、参加者本人に対してだけでなく、介護をしている家族や介護スタッフがいる場合には、それらの人にもアドバイスすることが重要である。
- ・より高い効果を得るためには、歯科・口腔と栄養の併用した支援のように、目前の高齢者に合致したテラーメイドの取組であることが重要である。

【事業評価】

- ・モデル事業では、主に相談・指導に関する手順の検討や関係者との連携体制の構築等のプロセス評価や個別ケースの口腔衛生状態の改善等の評価が行われた。
- ・今後、口腔機能の改善状況や中長期的な支援による誤嚥性肺炎の予防等の検証が望まれる。

【実施体制・連携体制】

- ・実施に当たっては、行政内部の歯科専門職だけでなく、地域の歯科医師会・歯科衛生士会との連携が重要である。

— かかりつけ歯科医との連携が必要であるのみならず、口腔内の状況は服薬状況とも関係するため、かかりつけ医との連携も必要である。

— 要介護状態にある対象者には、支援の結果、居宅療養管理指導につなげるなどの支援が可能となる。モデル事業でも実際に訪問歯科健診の結果が関係者に提供され、ケアプランに盛り込まれた例があった。

（３）服薬に関する相談・指導

【対象者の抽出・絞込み】

—KDB システム等からレセプトデータを活用し、対象者抽出を行う場合、機械的に抽出した人の中から、専門職（薬剤師等）の目でさらに絞込みが必要な場合もある。

—多剤の基準値については、学会等での統一的なものは示されていない。『高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2015』（日本老年医学会、2015）では、1日の服用数が6～7種類以上で薬物有害事象の発生増加に関連した報告が紹介されている³⁷。一方で、処方の状況は、高齢者の状態や地域の事情によっても異なるため、単月ではなく複数月の処方や地域の全体的な処方状況等もみて検討する。

【アセスメント】

—医療機関から処方された薬剤だけではなく、市販薬や健康食品、サプリメントの使用状況も健康状態に関係するため、これらの情報をアセスメントで把握する必要がある。

—服薬行動に関連する全身機能の情報（認知機能、嚥下機能、視力・聴力、手指機能、ADL）についても把握できると適切な指導につながる。

—薬の数は、利尿剤、睡眠導入剤、痛み止め等患者の訴えに応じて増えていくこともある。そのような状況を把握するには多科受診の状況も把握する必要がある。

【具体的な支援内容】

—多剤の改善のみならず、飲みづらさや飲み忘れが改善するよう対象者の ADL や認知機能、日常生活リズム等に合わせた支援が必要である。

—高齢者の中には、自身で服薬量を調整したり、独居のために服薬管理ができない人もいる。その場合、単に服薬数が問題ではなく服用している薬の形状や飲み合わせが影響していることもあるため、個別の状況を十分に把握した上での支援が必要となる。

—服薬支援の効果の確認は、間隔を開けずに実施することが望ましい。

—退院時などに病院と診療所、地域の薬局、市町村等の間で連携を図ることにより、高齢者に最適な服薬状況を把握し調整することも考えられる。

³⁷ 秋下雅弘（研究代表者） ©日本老年医学会／高齢者の薬物治療の安全性に関する研究班（2015年12月）

【実施体制・連携体制】

服薬状況の改善には医師の協力が必須であるため、医師会への事前説明は必ず行う。

支援の前には、該当者のかかりつけ医にも相談するなど、協力を得て進めることが肝要である。

取組に当たっては、医師会・歯科医師会・薬剤師会との協力関係が必要となるため、実施主体である広域連合、市町村は、双方との調整に努める。

支援の結果、かかりつけ医等に多剤併用等の服薬状況について情報提供する必要がある場合には、本人の同意のもとに実施する。

複数の診療科にかかっている場合など、お薬手帳の活用やかかりつけ薬剤師に情報を一元化することなど調整が容易となる方法も検討する。

【事業評価】

事業評価に当たっては、KDB システム等のレセプトデータを用いて、調剤費の変化を追ひ、効果額を推計することも考えられる。

モデル事業では、処方せんから調剤費の変化を計算する方法もとられていた。

事業の成果としては、服薬状況の適正化が主なものといえるが、副作用の改善、飲みづらさ・飲み忘れの改善、生活に不適切な量や回数の減少、それらに伴う残薬の量についての評価を行うことも必要である。

図表Ⅱ-17 高齢者で薬物有害事象が増加する要因

- ▶ 多くの因子が高齢者における薬物有害作用増加に関連している。
- ▶ そのうち最も重要なのは、薬物動態の加齢変化に基づく薬物感受性の増大と、服用薬剤数の増加である。

疾患上の要因	複数の疾患を有する → 多剤併用、併科受診 慢性疾患が多い → 長期服用 症候が非典型的 → 誤診に基づく誤投薬、対症療法による多剤併用
機能上の要因	臓器予備能の低下(薬物動態の加齢変化) → 過量投与 認知機能、視力・聴力の低下 → アドヒアランス低下、誤服用、症状発現の遅れ
社会的要因	過少医療 → 投薬中断

（４）慢性疾患の重症化予

患防

【対象者の抽出・絞り込み】

—対象疾患に応じた抽出基準を健診結果やレセプトデータを基に、地域の関係者と協議の上設定する必要がある。

—健診結果から対象者を抽出した場合はレセプトデータとの突き合わせが有効である。①未治療者、②治療を中断している者、③過去の健診で異常がある者を優先的に声掛けする等考慮する。

—レセプトデータにより抽出した対象者の場合には、かかりつけ医等と相談の上、選定する。

—地域課題として重点化対策となった対象疾病（例えば糖尿病性腎症やCKD）等がある者、糖尿病歴が長い者等は、優先する対象者として考慮する。

—慢性疾患の重症化予防では、体重管理も必要であるため、BMI27.5 超等を目安に対象とすることもあり得る。

—糖尿病性腎症については、国で策定されたプログラムに加えて、都道府県でもプログラムが策定されているため、地域での事業実施に際してはその内容を参考にする必要がある。

＜参考＞糖尿病腎症重症化予防プログラム

重症化リスクの高い医療機関未受診者等に対する受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化リスクの高い者に対して主治医の判断で対象者を選定して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止する目的で、日本医師会・日本糖尿病対策推進会議・厚生労働省の三者で、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定。

（詳細は別冊参考資料 P17～23 を参照。）

参考 URL： ○糖尿病性腎症重症化予防プログラム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000121935.html>

○糖尿病性腎症重症化予防プログラム開発研究班 HP

<http://www.ei-kensyu.tsushitahan.jp/jushoka/>

【アセスメント】

—レセプトデータが確認可能な場合には、受診している診療科・傷病名・処方内容等から重症化の程度や日常生活への影響について確認しておくことが望ましい。

【具体的な支援内容】

—モデル事業の支援内容は受診勧奨と個別の保健指導に分けられる。

— 血圧や血糖等のように、学会ガイドライン等で高齢者向けの基準値が設定されているものがあるが（別冊参照）、複合的な状態を判断するには十分と言えない状況がある。

— 血圧に関する重症化予防に取り組む際、血圧を下げすぎると起立性調節障害で立ちくらみを起こしやすいということもあるため、注意が必要である。

— 糖尿病の重症化予防にあたっては、降圧剤や血糖降下剤を服薬中の人についてはHbA1cが6.0%を下回っていても、注意してフォローする必要がある。

— 疾病が重複する場合は特に注意が必要である。例えば、東京都では高齢者の6割が高血圧の薬を服用しており、そのうち3割が糖尿病であった。

— 日頃より高齢者の状態をよく知るかかりつけ医等と連絡調整し、個々人の状態を総合的に踏まえた対象者選定、指導内容等について相談することが望ましい。

— 治療中断者への文書通知による受診勧奨の場合、被保険者の誤解や不安（なぜ通知が来たのか）を生むことがないように、案内を送付する場合には配慮が必要である。

— 国保において推進されている糖尿病性腎症重症化予防の取組と連携し、年齢による切れ目のない取組を目指すことが重要である。

＜参考＞『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）（CQ24 フレイルと糖尿病の関連）より

糖尿病患者ではフレイルと血糖の間にU字の関連があるといわれている。フレイルの発症リスクは平均血糖 170ml/dl（HbA1c 7.6%相当）のレベルで最も低く、平均血糖値 190 ml/dl（HbA1c 7.6%相当）と 150 ml/dl（HbA1c 7.6%相当）の両者ではそれぞれ 1.30 倍と 1.41 倍と高くなるという報告³⁰もあるため、高すぎず低すぎない適切な血糖コントロールが重要である。

38

【事業評価】

— 受診勧奨が中心の取組の場合は、一定期間後にレセプトによる受診状況の確認を行う。

— 個別の保健指導を行う場合は、主に前後の検査値（HbA1c 等）の比較を実施する。できるだけ参加者の負担にならないよう毎年の健診データや診療時の検査値を活用する等、効率的な把握に努める。

— 新たな処置や服薬の変更・開始等、治療内容を考慮して評価する必要がある。

³⁰ Zaslavsky O, Walker RL, Crane PK et al.: Glucose levels and risk of frailty. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2016 ; 71 : 1223-1229.

—治療中の者については、かかりつけ医等への指導結果等の報告など、フィードバックが欠かせない。

—(5) 複合的取組

—【対象者抽出・絞込み】—

—モデル事業では、①健診結果をもとに複合的なリスクを保有する者、②医療も健診も未受診で健康状態が把握できない者、③重複・頻回受診者、④独居や高齢者のみ世帯や①～④の組み合わせた者を対象とした取組が行われていた。

—「独居」等の多くの者が抽出される基準を設定する場合は、さらに絞込みを行う必要がある。絞込みの条件についても明確化し、関係者間で共有化する必要がある。

—中には、老人保健事業時代からの高齢者対策が継続しているため、地域の中で対象者把握、見守り、医療・介護への紹介などが自然と根付いており、新たに高齢者に加わる年代層を注視すればよいなど、地域の実情に応じた独自の抽出基準を設定している場合があった。

—その場合、事業評価の観点が希薄になりがちであるため、対象者のカバー率や非参加者との医療費の比較、他自治体の同世代の高齢者との比較など、改めて評価することにより、事業の意味付けの検討が必要と考えられる。

—【具体的な支援内容】—

—モデル事業では、運動と栄養等を組み合わせ、複合的取組としての支援も実施されていた。運動器に関する支援は介護予防事業でも取り組まれているため、連携して進める必要がある。

—【実施体制・連携体制】—

—複合的な課題に対応するために、複数の指導者の支援が必要なことがある。その場合、支援者間での情報共有が図れるが、聞取項目等が多くなり、高齢者本人への負担が大きいことに留意しなければならない。

4 —KDB システム等を活用した評価の試行（平成 28 年度のモデル事業をもとに）—

モデル事業は、平成 28 年度から 2 年間実施され、平成 29 年度には全国で 32 広域連合、109 事業の取組が進められた。今回、自治体で実施しやすい評価方法の検討にあたって、平成 28 年度に取り組んだ自治体等のうち 52 自治体から、KDB システム等を活用して抽出・加工したデータの提供を受けた。

以下に、事業の参加者及び非参加者の個人別データを用いて評価を試行した状況について紹介する。

＜分析に用いたデータ＞

今回分析に用いたデータは、主に、KDB システムの帳票 No70（S26_019 後期高齢者の健診結果一覧）と帳票 No71（S24_004 後期高齢者の医療（健診）・介護突合状況）より取得した項目の一部を用いている。帳票 No70 では健診結果データ、帳票 No71 では高齢者に見られる主な疾患での受診の有無、医療費（医科・歯科）、介護給付費のデータである。

図表Ⅱ-18 検討に用いた事業の参加者・非参加者の属性

	男性	女性	総計	男性	女性	総計
参加者合計	1,384	2,038	3,422	40.4%	59.6%	100.0%
栄養※	139	316	455	30.5%	69.5%	100.0%
口腔	95	220	315	30.2%	69.8%	100.0%
訪問歯科	220	361	581	37.9%	62.1%	100.0%
服薬	97	159	256	37.9%	62.1%	100.0%
重症化予防	242	284	526	46.0%	54.0%	100.0%
包括アセスメント	521	553	1,074	48.5%	51.5%	100.0%
複合	70	145	215	32.6%	67.4%	100.0%
非参加者合計	390	664	1,054	37.0%	63.0%	100.0%

	平均年齢	最小値	最大値
参加者合計	82.7	68	104
栄養※	81.6	71	93
口腔	86.1	74	104
訪問歯科	86.4	68	104
服薬	83.5	68	102
重症化予防	81.4	68	98
包括アセスメント	80.5	70	99
複合	82.8	74	94
非参加者合計	83.4	67	103

※参加者合計の内訳は、モデル事業で取り組まれたテーマ別の内容を表示している。

なお、非参加者は、参加者と同じ抽出基準に合致したものの事業に参加しなかった者であるが、提出のあった全ての自治体ではなく、一部の自治体において収集されたものである。

KDB システムのような全国標準システムで作成されるデータを用いることによ

り、統一フォーマットでのデータ収集が可能となるため、全国各地の自治体の取組について横串を指した比較や評価が可能となる。事業評価に取組む自治体を支援し、できるだけ容易に進められる評価方法について検討を実施した。

今回は、データ数の関係で栄養・口腔等の個別のテーマ別の評価ではなく、モデル事業全体をまとめて、事業の参加者・非参加者別の変化について確認した。なお、モデル事業は研究的にデザインされた介入ではなく、今回の検証は単年度データの分析であるため、事業効果をみるには時期尚早と考えて、今後、平成29年度モデル事業の結果も用いるなど、継続した検証を行うこととしている。

ベースラインの状況

今回、事業に参加した者と、同じ条件で抽出されたが参加しなかった者のベースラインの状況は下記のようになっている。

図表Ⅱ-19 ベースライン値の状況

			参加者合計			非参加者合計		
	単位		集計対象数	平均値※	標準偏差	集計対象数	平均値	標準偏差
基本属性	年齢	歳	3,422	82.7 ±	5.4	1,054	83.4 ±	5.3
	男性割合	%	3,422	40.4	—	1,054	37.0	—
	要介護度		1,049	2.7 ±	1.6	372	1.7 ±	1.4
	身長	cm	1,125	153.1 ±	9.1	234	151.1 ±	8.5
	体重	kg	1,194	55.4 ±	12.1	280	49.9 ±	18.5
	BMI	kg/m ²	1,195	22.8 ±	3.6	280	19.5 ±	3.6
	服薬数	粒数	859	6.5 ±	4.8	10	11.6 ±	12.3
健診結果	空腹時血糖（FPG）	mg/dL	592	110.1 ±	31.8	259	98.4 ±	21.7
	HbA1c	%	1,081	6.0 ±	0.8	277	5.8 ±	0.8
	中性脂肪	mg/dL	1,193	120.8 ±	70.4	280	91.0 ±	45.3
	HDL	mg/dL	1,193	60.0 ±	16.2	280	62.4 ±	16.0
	LDL	mg/dL	1,193	114.6 ±	28.5	280	109.8 ±	29.6
	収縮期血圧（SBP）	mmHg	1,193	136.0 ±	18.5	280	131.1 ±	16.6
	拡張期血圧（DBP）	mmHg	1,192	72.3 ±	11.3	280	69.6 ±	10.4
	血清クレアチニン	mg/dL	1,094	0.9 ±	0.4	222	0.8 ±	0.3
	eGFR	ml/min/1.73m ²	716	60.9 ±	16.6	222	60.1 ±	16.6

※男性割合は平均値ではなく構成比

＜分析の考え方＞

上記集計は、KDB システム等で作成された数字をもとに加工。事業による効果を確認するためには、参加者と非参加者の事業実施前の状況（ベースライン値）を確認することが重要である。

（2）検査値の変化

参加者の中で、平成 27 年度と 28 年度の両年で健診を受診した者の検査値は下記のようにになっている。

図表Ⅱ-20 検査値の変化の状況

	集計対象数	H27年度		H28年度		p値
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
BMI	971	22.64 ±	3.46	22.58 ±	3.49	0.022
収縮期血圧	968	135.5 ±	18.1	136.1 ±	18.2	0.332
拡張期血圧	968	71.8 ±	11.2	70.9 ±	10.8	0.002
空腹時血糖	431	108.8 ±	28.5	110.2 ±	29.3	0.181
HbA1c	866	5.94 ±	0.81	5.92 ±	0.75	0.238
中性脂肪	967	120.7 ±	71.9	119.2 ±	62.4	0.375
HDL-C	967	60.2 ±	16.3	60.0 ±	16.0	0.534
LDL-C	967	113.9 ±	28.4	112.5 ±	27.5	0.039
血清クレアチニン	867	0.85 ±	0.37	0.87 ±	0.35	<0.001
eGFR	489	60.94 ±	16.40	59.41 ±	16.65	<0.001

＜分析の考え方＞

上記集計は、KDB システム等で作成された数字をもとに加工。健診結果で把握できる、検査値の経年比較を実施。

＜概況＞拡張期血圧は 71.8mmHg から 70.9mmHg に有意に変化、LDL コレステロールは、113.9mg/dl から 112.5 mg/dl に有意に変化

（3）疾病の罹患割合

平成 27 年に各種疾患に罹患していなかった者の平成 28 年度の新規罹患状況は下記のようにになっている。

図表Ⅱ-21 疾患の罹患状況

	全数	脳血管疾患				虚血性心疾患			
		H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)	H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)
参加者合計	2,529	837	1,692	147	8.7%	699	1,830	118	6.4%
栄養	295	69	226	8	3.5%	70	225	5	2.2%
口腔	278	127	151	24	15.9%	72	206	19	9.2%
訪問歯科健診	321	149	172	10	5.8%	70	251	18	7.2%
服薬	219	108	111	52	46.8%	111	108	50	46.3%
重症化予防	356	110	246	11	4.5%	106	250	10	4.0%
包括ケアメント	897	243	654	25	3.8%	244	653	7	1.1%
複合	163	31	132	17	12.9%	26	137	9	6.6%
非参加者合計	846	404	442	118	26.7%	434	412	83	20.1%

	全数	腎不全			
		H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)
参加者合計	2,529	156	2,373	73	3.1%
栄養	295	15	280	5	1.8%
口腔	278	18	260	9	3.5%
訪問歯科健診	321	32	289	9	3.1%
服薬	219	31	188	34	18.1%
重症化予防	356	29	327	5	1.5%
包括ケアメント	897	25	872	6	0.7%
複合	163	6	157	5	3.2%
非参加者合計	846	214	632	104	16.5%

骨折			
H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)
469	2,060	125	6.1%
55	240	9	3.8%
75	203	19	9.4%
85	236	10	4.2%
62	157	46	29.3%
62	294	11	3.7%
112	785	21	2.7%
18	145	9	6.2%
245	601	145	24.1%

人

	全数	誤嚥性肺炎				認知症			
		H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)	H27年度 罹患者	H27年度 非罹患者 (a)	H28年度 新規 罹患者 (b)	H28年度 新規 罹患率 (b/a)
参加者合計	2529	49	2,480	41	1.7%	320	2,209	120	5.4%
栄養	295	3	292	3	1.0%	9	286	8	2.8%
口腔	278	7	271	11	4.1%	76	202	22	10.9%
訪問歯科健診	321	31	290	13	4.5%	102	219	17	7.8%
服薬	219	3	216	11	5.1%	48	171	38	22.2%
重症化予防	356	4	352	0	0.0%	44	312	9	2.9%
包括ケアメント	897	1	896	3	0.3%	37	860	19	2.2%
複合	163	0	163	0	0.0%	4	159	7	4.4%
非参加者合計	846	19	827	31	3.7%	165	681	106	15.6%

<分析の考え方>

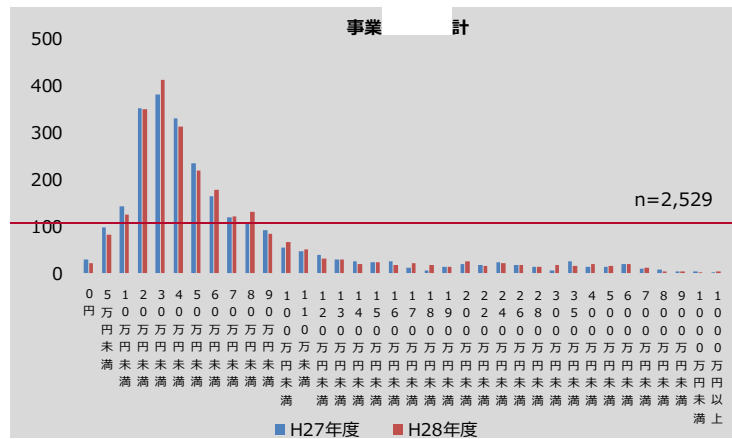
上記集計は、KDB システム等で作成された数字をもとに加工したもの。毎月のレセプトから個人単位で、当該疾患で医療機関を受診した者を集計した。平成 27 年度に当該疾患で医療機関受診がなかった（非罹患）者のうち、平成 28 年度に新規受診した者の割合として算出した。

<概況>

- 非参加者群の 2 割以上で、翌年度、脳血管疾患、虚血性心疾患、骨折の新規罹患が観察された。
- 多くの疾患で参加者群の各疾患の新規罹患率が低い傾向。※参加バイアスに留意が必要。

間で増減傾向はあった。

図表Ⅱ-22 医療費の分布



上記集計は、KDB システム等で作成された数字をもとに加工したもの。

（５）医療費等の変化

参加者の平成 27 年度と 28 年度の医療費（平成 27 年度の年間医科医療費が 100

万円未満の人のみ）等は下記のようになっている。

図表Ⅱ-23 平成27年度と平成28年度の医療費等

医科医療費（円）＜平成27年度に年間医科医療費100万円未満＞									
集計 対象数	H27年度			H28年度			p値	2力年の差	
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値			
参加者合計	2,112	360,675 ±	240,389	313,790	557,812 ±	801,514	334,415	<0.001	197,137
栄養	267	335,806 ±	220,523	287,970	445,587 ±	686,462	301,500	0.007	109,781
口腔	220	391,279 ±	234,558	363,040	784,443 ±	1,142,945	454,450	<0.001	393,164
服薬	138	515,510 ±	238,957	506,330	1,022,405 ±	1,189,315	659,095	<0.001	506,895
重症化予防	318	336,720 ±	234,146	303,635	516,720 ±	779,156	297,325	<0.001	180,000
複合	150	320,946 ±	228,947	267,925	445,083 ±	496,239	259,165	0.003	124,137
包括ケアメント	819	336,083 ±	229,631	290,670	419,004 ±	510,968	298,370	<0.001	82,921
訪問歯科健診	200	421,964 ±	279,201	358,190	856,074 ±	1,069,848	519,605	<0.001	434,111
非参加者合計	600	476,090 ±	251,624		991,768 ±	1,338,069		<0.001	515,678

医科医療費＋歯科医療費＋介護給付費（円）＜平成27年度に年間医科医療費100万円未満＞									
集計 対象数	H27年度			H28年度			p値	2力年の差	
	平均値	標準偏差	中央値	平均値	標準偏差	中央値			
参加者合計	2,042	675,071 ±	815,856	407,557	929,761 ±	1,227,304	438,835	<0.001	254,690
栄養	267	383,639 ±	279,006	321,790	496,477 ±	754,660	338,150	0.010	112,838
口腔	220	1,507,803 ±	1,189,339	1,143,653	2,189,911 ±	1,677,998	2,032,607	<0.001	682,107
服薬	138	1,002,284 ±	929,745	683,260	1,676,287 ±	1,596,437	1,074,174	<0.001	674,003
重症化予防	318	503,221 ±	553,882	379,710	716,827 ±	956,187	378,940	<0.001	213,606
複合	144	365,438 ±	251,033	302,800	496,622 ±	516,205	320,145	0.002	131,184
包括ケアメント	819	408,638 ±	288,494	347,570	500,164 ±	558,538	357,570	<0.001	91,526
訪問歯科健診	136	1,902,281 ±	1,385,391	1,805,903	2,527,986 ±	1,627,408	2,577,091	<0.001	625,705
非参加者合計	600	854,299 ±	833,808	591,215	1,443,091 ±	1,614,892	769,940	<0.001	588,792

その2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム

市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、具体的には、次のような取組を実施することが考えられる。

なお、各自治体等における具体的な取組事例は、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班」会議資料³⁹も参照いただきたい。

1 医療専門職の配置

市町村において、一体的な実施に当たり必要となる保健師等の医療専門職の配置を進める。こうした医療専門職が中心となり、コーディネートを行い、地域の健康課題等の把握や地域の医療関係団体等との連携を進めるとともに、地域の多様な社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行う。また、企画・調整等を行う医療専門職に加えて、日常生活圏域単位で各地域に配置される医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）が中心となり、高齢者のいる世帯へのアウトリーチ支援や通いの場等への積極的関与といった取組みの充実を図る。

これまで後期高齢者の保健事業は、健診の実施が中心であったため、市町村の後期高齢者医療担当部局には、医療専門職が配置されていないことが多い。一体的実施に当たっては、事業の企画・調整・分析・評価等を行う人材と通いの場等への関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職が必要となる。庁内の配置状況を踏まえ、適切な実施に向け、部局横断での検討・実施体制の構築が必要となる。

事業の企画・調整等の業務に従事する医療専門職は、地域の現状を把握し、地域のネットワーク等を活かしてデータの分析や対象者の抽出、他の部局や関係機関との調整、事業の評価に長けている人材を専任で充てることが望ましい。ただし、分析や事業評価等については、医療専門職が単独で行うものではなく、課題解決のために、事務職や他の専門職の見解も求めた上で進めていくことが求められる。さらに、他の部局や関係機関との調整においては、医療専門職だけでなく、事務職も含めた幹部の理解を得た上で進めることが重要である。

また、高齢者に対する個別支援や通いの場等への関与等を行う人材については、庁内の既存人材だけでなく、雇上げや委託による外部人材を活用することも考えられる。その場合も、日常生活圏域単位で配置され、疾病予防・介護予防・地域包括ケアに精通し、高齢者の健康状態をトータルに、また多面的に

³⁹ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken_553056_00013.html

とらえて適切なアセスメントができ、かかりつけ医をはじめとした各専門的見地を有する医療専門職と適宜連携ができる広い視野を持った人材であることが望ましい。

なお、後期高齢者は心身機能を低下させないよう維持をすることも重要であり、一体的実施に関わる医療専門職には、フレイルを身体的、精神心理的、社会的の各側面から多面的に見る視点を持ちながら、疾患のリスクにも目を向け、適切なサービスにつなぐ等、後期高齢者の健康課題のとりえ方や健康管理の考え方について理解し取り組むことが必要である。また、高齢者の状態を多面的にとらえ支援するには、日常生活圏域に配置された一人の医療専門職が抱えるのではなく、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の複数の職種が連携しながら進めていくことが重要となる。

2 通いの場等において医療専門職が関わる意義

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、住民主体の通いの場等を活用して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が関与することにより、高齢者が健康状態に関心を持ち、また広くフレイル予防に関心を持つ機会と位置づけることによって、高齢者に対してフレイル予防の重要性について浸透を図ることを目的とする。

通いの場のような資源は、住民の「居場所」でもあり、一次予防のみならず、二次予防や三次予防に「つなげる場」として機能し得る。オープンな住民主体の場であり続けるとともに、保健師や地域包括支援センターのスタッフ等の多種多様な専門職が情報提供のために訪れることも重要となる。

また、医療専門職が地域資源を的確に把握するためにも、通いの場等において情報収集を行うことも大切である。

（１）通いの場等における医療専門職の取組

1) 通いの場等における計画的な取組の実施

年間を通じて継続的な支援が実施出来るよう、一体的実施事業のコーディネートを行う医療専門職と相談のうえ、支援箇所数や回数、内容について年間計画を立て計画的に取組を実施する。

2) 通いの場等を活用したフレイル予防の普及・促進

フレイル予防をはじめとした高齢者の健康づくりに関する啓発活動等を実施する。具体的には、加齢に伴うフレイルの特徴やフレイルが予防可能であることを説明し、予防の方法として栄養、口腔、運動、社会参

加等に関する集団教育を実施する。

<事例：フレイル予防啓発活動の展開>

千葉県柏市では、地域包括支援センターの保健師等が地域のふれあいサロンや通いの場を訪問し、フレイル予防啓発活動を実施しています。具体的には、フレイル状態を把握するための指輪っかテストを含むフレイルイレブンチェックや握力、片足立ち上がり、歩行速度等の運動機能を測定し、高齢者本人にその場でフィードバックする取組が行われています。また、希望する通いの場には、管理栄養士・歯科衛生士・リハビリテーション専門職等の医療専門職を派遣しています。また、後期高齢者の健診通知に地域支援事業によるフレイルチェックを掲載し啓発の機会としています。

<千葉県柏市>

<事例：フレイルサポーターによるフレイル対策>

東京都西東京市では、フレイルチェックを住民自らが行うことができるよう、住民リーダーの養成を行い、チェックを実施する会場の拡充を図っています。

<東京都西東京市>

3) 通いの場等を活用した健康教育・相談等の実施

健康教育・健康相談を実施する。具体的には、高齢者の健康に関する不安等について気軽に相談できる場所として位置づける。

4) 通いの場等を活用した健康状態等の把握

身長、体重、BMIや血圧等の簡易に測定できる身体指標、また「後期高齢者の質問票」の回答結果をもとに健康状態等の把握を行う。また状況に応じて、握力、歩行速度等の運動機能の把握も行いながら全身状態の把握に努め、フレイル状態を含めた高齢者の健康状態を把握する。

5) KDBシステムの情報を活用した必要なサービスへの紹介

KDBシステム等のデータから、高齢者の健診・医療・介護情報と通いの場等における後期高齢者の質問票や各種の測定結果等の情報を突合し、経年的な健康状態の把握・評価につなげる。また、医療・介護レセプト等の連結により医療機関の受診や服薬状況、要介護認定状況の把握を行い、必要に応じて医療の受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介を行い、必要な介護サービスにつなぐ。一方で高齢者が受診する際に、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等から必要に応じ、通いの場への参加勧奨をしていただく等の協力依頼を行う。

（２）通いの場等において医療専門職が関わる際の留意点

通いの場においては、自主運営の状況に配慮しながら医療専門職の訪問を実施する。また、地域における健康づくりやフレイル対策を広げるためには、元気な高齢者等が担い手として参加することも望まれる。

運営をしている住民の希望も聞きながら、医療専門職がどのように関わるか（頻度や具体的内容）を明らかにした上で、住民の活動に寄りそう意識をもって関与することが必要である。ただし、通いの場は住民皆が楽しく参加するための場として設けられているため、医療専門職が関与しても、気兼ねなく参加することができるよう、全員を対象としたヘルスチェックや結果説明、相談事業等、ハイリスク者が特定されないような取組とするよう留意する必要がある。ハイリスク者への個別支援についてはアウトリーチ型の支援（医療機関への受診勧奨、家庭訪問による指導等）を実施する等の配慮を行う必要がある。

3 国保データベース（ＫＤＢ）システム等による分析・地域の健康課題の整理・分析

ＫＤＢシステムに盛り込まれている被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診に係るデータ（国民健康保険の被保険者であったときの医療レセプトや特定健診・保健指導に係るデータを含む。）、介護レセプト、要介護度等の情報を一括で把握する。これに加え、質問票の回答等、高齢者のフレイル状態等に関する情報も一体的に分析し、フレイルのおそれのある高齢者等、本事業において支援すべき対象者を抽出する。医療・介護双方の視点から高齢者の状態をスクリーニングし、社会参加の促進を含むフレイル予防等の取組み等、対象者及び各地域の課題に対応した一体的な取組につなげていく。

ＫＤＢシステムでは、地区別や市町村別、県別及び全国での集計情報や同規模等の保険者の情報と比較することも可能である。他の集団との比較により、自らの特徴を明らかにし、個別保健事業計画を策定することができる。

図表Ⅱ－１ KDBシステム帳票「地域の全体像の把握」（帳票ID：P21_001）

[illegible]

KDBシステムでは、別添1に示すように、地域の全被保険者を抽出、集計することにより、地域の健康課題を俯瞰的に把握することが可能である。高齢者の保健事業を実施するに当たっては、保険者内でターゲットとすべき健康課題が何か、対象とするべき人がどのくらいいるのかを把握する必要がある。

KDBシステムでは、被保険者を健診受診状況と（生活習慣病での）医療機関受療状況で分類しての割合での集計が可能である。これにより保険者における健康課題の全体像を把握することができる。

明らかにした健康課題については、なぜそのような課題が当該地域にみられるのかについて分析し、そのうえで地域において必要とされる取組を検討、事業実施につなげていく。

このような分析で地域の高齢者の全体像を俯瞰し、支援の必要な高齢者の概数を把握し、人的資源・体制の検討をはじめ、実現可能性の観点も踏まえ、保健事業における取組の優先順位付けを行うことが必要である。

地域の健診・医療・介護の統計情報について、保険者単位や市町村、地区単位で網羅的に閲覧できる「健康スコアリング」帳票についても、令和元年度中にリリースする予定である。

|

表Ⅱ-2 KDBシステム帳票「健診スコアリング（健診・医療・介護）」



(令和元年度中にリリース予定)

<事例：KDBシステムの分析により始めた糖尿病性腎症重症化予防>

福岡県後期高齢者医療広域連合では、事業を立ち上げる前に、KDBシステムを分析したところ、年間約 2000 人が新規に透析を導入していること、腎症の重症度レベルの高い人で医療機関未受診のままである人が多いことが明らかになったため、人工透析導入の防止または導入時期を遅らせるべく重症化予防事業に取組み始めました。

<福岡県後期高齢者医療広域連合>

KDBシステムのデータに加え、地域の人口推計等により、将来の高齢者の状態像を確認したり、市町村が有する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ等により圏域の高齢者の疾病構造や生活習慣、要介護度、受診状況等を活用して、地域の健康課題の整理・分析を行う。

KDBシステムは全国統一の規格であるものの、収載される項目は限られている。介護保険分野では、多くの市町村で、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況等を把握するため、市町村独自の項目も盛り込んだ介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が実施されており、地域の健康課題を整理・分析するためには有用であるため、介護保険部局と連携のうえ、活用することが望まれる。

なお、事業を円滑に展開するためには、健診受診率が高い等取組みが進んでいる地域や、通いの場に通っている高齢者等比較的健康的状態や生活背景等の状況のわかる対象者から取組みを進めていく等、優先順位を付けた運営も考えられる。

<事例：関係各課が保有するデータを用いた地域の健康課題の把握>

神奈川県大和市では、健康づくり推進課が保有する健診情報、保険年金課が所管しているKDBシステムのデータ、高齢者福祉課が保有している介護予防アンケートの回答結果についてのデータも活用し、市内の健康課題の分析を行っています。データを組み合わせてきめ細かく分析することにより、食料品店等の店舗が少ない地域と死亡、要介護の関連、低栄養の特徴等を明確にしています。

<神奈川県大和市>

4 対象者の抽出

特定した健康課題への対応に当たっては、健康課題の把握に用いたものと同じKDBシステム等のデータを活用して、対象者の抽出を行うことができる。年齢やBMI、検査値等いくつかの条件を設定して対象者を抽出することができ、その値の設定を変えたり、追加の条件を加えることにより対象者の絞り込

みも可能となる。

一定の基準により抽出した対象者の中でも、社会的フレイルとして閉じこもりぎみの人、またひとり暮らしで孤食の人を対象とする等の優先順位付けも考えられる。

5 具体的な事業実施

抽出した情報をもとに、医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりがちな高齢者等に対するアウトリーチ支援、個別に対象者を抽出して生活習慣病等の未治療・治療中断者に対する受診勧奨、口腔や栄養指導等も含む重症化予防や低栄養防止等の取組、通いの場等への参加勧奨等を行う。

通いの場等において、フレイル予備群等を把握し、低栄養、筋力低下や摂食機能低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等を行うとともに、地域包括支援センター等の関係機関と連携して必要に応じて医療・介護サービスにつなげていく。比較的健康な高齢者に対しても、通いの場への参加継続やフレイルや疾病の重症化のリスクに対する気づきを促し、運動・栄養・口腔等の予防メニューへの参加を勧奨する等、既存事業等と連携した支援を行う。

通いの場等の支援内容に積極的に関与するとともに、駅前商店街やショッピングセンター等の日常生活拠点において、日常的に健康相談等を行う等、健康づくりへの興味関心を喚起するような環境を整える。

高齢者の保健事業として取り組むべき事項としては、第一に地域の健康課題を概観することが必要となる。そのうえで、事業の対象とすべき高齢者個人の状態を包括的に把握し、①健康課題が明確な人に対する支援（受診勧奨や重症化予防等）、必要に応じて各種サービス等につなげる（アウトリーチ）支援、②健康状態が不明な高齢者に対して保健師等の医療専門職が（訪問して）状況把握を行い、③地域における通いの場への積極的な関与をはじめ、社会参加に向けた支援、元気な高齢者に対する情報提供・啓発が挙げられる。

書式変更：蛍光ペン（なし）

（１）健康課題がある人への（アウトリーチ）支援

健康課題がある人への（アウトリーチ）支援については、市町村が設定した抽出条件に該当した人に対し、受診勧奨や重症化予防・低栄養防止のための支援を行う。主に健診結果を用いて対象者の抽出が行われるが、健診の際、結果によっては保健指導の対象になること等をあらかじめ周知しておくことも重要である。

なお、具体的な取組のモデルについては、「3 各種健康課題別の取組の例3—各種健康課題別の取組の例3—」を参照いただきたい。

1) 対象者の抽出等について

健診の結果、血糖・血圧・脂質の各検査値が基準値以上であるにも関わらず、医療機関の受診がない人、もしくは一定期間以上医療機関を受診していない人を抽出し、書面の送付、電話、訪問等の方法により、医療機関への受診勧奨を行う。また、受診勧奨に当たっては、書面の送付が最も簡便な手法ではあるものの、高齢者本人に確実に情報が届いているかどうかについての確認が難しいという難点もあるため、工夫を行うことが望ましい。

なお、個別の訪問の際には、あらかじめKDBシステムで、治療や検査の状況や処方薬の情報等を事前に確認することによって効率的なアセスメントを実施することが可能である。

<事例：KDBシステムを活用した個人の状況の事前確認>

宮崎県美郷町では、個人へアプローチする際にはKDBシステムを活用し、個人の5年間の履歴（治療、検査、処方薬等）や治療中断の状況等を事前に確認し、訪問に活かしています。また、登録されている履歴データをCSVにより抽出、二次加工し、管理台帳に医療情報を追加し、高額レセプト分析により高額医療費の原因となる疾患の傾向を把握します。

<宮崎県美郷町>

2) 保健指導の実施

具体的なプログラムについては、各種健康課題別の取組の例を共通事項として取組を進める。

①栄養（低栄養）・口腔・服薬の取組について

健診結果や後期高齢者の質問票の結果から、栄養や口腔等に関する健康課題があることが明らかな場合には、医療専門職が個々人の抱える課題に応じた助言や指導を行う。

栄養に関する指導が必要となる対象者は、健診結果から抽出する。基準値はBMIや体重の変化量とするが、低栄養対策とするのか、過体重対策とするのかでその値は異なる。

オーラルフレイルの状態にある等の口腔に関する課題がある人を抽出する場合は、後期高齢者の質問票の回答結果もしくは歯科健診結果を用いる。服薬指導の対象者については、保険者で設定した処

書式変更：標準、インデント：左 2.95 字、最初の行：1.18 字

書式変更：段落フォント、模様：なし

方薬数で抽出する⁴⁰。

市町村によっては栄養や口腔等に関する健康課題への個別支援としては、介護予防・日常生活支援総合事業において、専門職による通所型・訪問型サービスがメニューとして用意されている場合もある。高齢者への支援メニューを用意する場合には、地域の既存事業の状況を鑑みながら、効果的な連携を図ることが重要である。

<事例：低栄養改善・予防のための訪問指導>

神奈川県大和市では、地域に暮らす高齢者の低栄養状態を改善し、介護予防・医療費の低減を目指すため、管理栄養士が6か月間に3回訪問します。初回訪問では、体重・BMIの確認、体重減少の理由・買い物・食事内容の聞き取りを行い、栄養状態・食事状態の課題把握、買い物の仕方や食材・食べ方についての助言を行うとともに、改善計画を立案します。2回目は状況確認を行い、必要に応じて目標の見直しをするとともに、3回目は計画に掲げた目標（例：体重変動、食事摂取量、買い物回数等）に対する評価を行い、高齢者本人との間で今後に向けての話し合いをします。

<神奈川県大和市>

<事例：歯科医療機関における総合事業のサービスCの展開>

石川県金沢市では、歯科医療機関を活用して、口腔機能の低下の恐れのある高齢者が歯科専門職から継続指導が受けられるメニューを用意しています。

<石川県金沢市>

②重症化予防の取組について

生活習慣病の重症化予防の場合は、血圧・血糖・脂質の値が受診勧奨判定値以上であることが基本となる。ただし、高齢者の場合は、多くの方がこれらの各指標が受診勧奨判定値を超えるため、現状分析において把握した重症化予防の対象となり得る人の人数を踏まえ、受診勧奨判定値ではなくより重症度の高い値に設定する、もしくは複数の指標に該当する場合に限定する等の絞り込みを行うこともあり得る。

治療を受けている人の重症化予防に取り組む場合には、医師会等との事前調整を行った上でかかりつけ医との連携のもと、保健指導につながりことも考えられる。このような個別支援や、通いの場につながることによって、地域の高齢者は、一次予防、二次予防、三

⁴⁰ KDBシステムでは1か月単位での処方薬数の分布が集計される。処方薬数については、集計対象となった月に風邪をひく等で偶然処方薬数が多くなっていることもあるため、対象者抽出に当たっては、単月のリストにて抽出するのではなく、複数か月のリストを作成のうえ、連続して自治体で設定した薬剤数以上処方薬がある人等の条件を設定することが望ましい。

次予防の資源と有機的につながり、より適切なサポートにつながることができる。

また、糖尿病性腎症重症化予防については、国及び各都道府県において糖尿病性腎症重症化予防プログラムが策定されているため、そこに記載された内容を踏まえた支援が求められる。

歯科疾患の重症化予防についても、かかりつけ歯科医における治療を受けている人の重症化予防に取り組む場合には、かかりつけ歯科医等と連携し、モニタリングを適切に行うことも考えられる。歯科健診の結果「問題あり」と判定されたにも関わらず、一定期間歯科医療機関を受診していない者に対しては、受診勧奨を行う。また、脳卒中や糖尿病等の既往等がある場合、口腔に関する課題を抱えている可能性もあり、誤嚥性肺炎による全身状態の悪化や歯科疾患の重篤化の恐れもある。歯科健診を受けていなくても、誤嚥性肺炎や歯科疾患の重症化の恐れがあり、歯科に関するサービスを受けていないのであれば、積極的に口腔に関する保健事業の取組の対象として優先順位付けを行い、歯科医療サービスや介護予防事業の口腔の取組につないでいく必要がある。

<事例：生活習慣病の重症化予防のための訪問事業>

鳥取県鳥取市では、健診受診者のうち、血糖・血圧・脂質・尿蛋白について基準値を超えているものの、医療機関を受診していない人の自宅を訪問し、対象者の特性（生活習慣（食事や運動、喫煙））にあわせた保健指導や受診勧奨を実施しています。

<鳥取県鳥取市>

<事例：糖尿病性腎症重症化予防のための訪問事業>

福岡県後期高齢者医療広域連合では、糖尿病性腎症で治療中の患者のうち、健診結果で基準値に該当している人に対して、訪問の案内文書を郵送し、その後訪問指導を実施しています。訪問においては、病態や健診結果の説明をするほか、生活習慣に気付きを与え、見直しを促しています。事業参加者については、本人の同意を得、かかりつけ医にも事業説明と情報提供や保健指導計画の確認依頼をしています。月1回程度の訪問を6か月行っている中で、高齢者本人の状況にあわせて、必要に応じて地域で開催されている教室や地域包括支援センター等につないでいます。

<福岡県後期高齢者医療広域連合>

③高齢者の保健指導における留意点について

高齢者の抱える健康課題は複合的であることも多いため、個別の健康課題からの抽出を行っている場合でも、アセスメントは個別の

課題に限定されることなく、複合的な視点をもって行い、高齢者の健康課題を特定していくことが求められる。その際、身体機能だけではなく、社会的な状況も考慮することが必要であるため、単一の職種だけではなく、多職種で課題を共有し、解決に結び付けていくことが求められる。また、健康課題を有する高齢者は複数の疾患を有していることが多いため、かかりつけ医と連携して疾病管理を支援する視点も重要である。

また、指導の際には、高齢者がなぜそのような健康課題を抱えるに至ったかについての原因や改善に向けた取組の検討に必要となる背景情報を把握するアセスメントを行い、高齢者本人と一緒に考えながら、個々人の状態に即した助言・指導を行う。その際、高齢者の自己効力感を高める効果を持つインタビューの方法も活用しながら本人が望ましい行動に踏み出せるような支援が必要である。

さらに、助言・指導の内容が理解され、実践に結びついているかを確認するため、医療専門職が高齢者に接するのは、アセスメントを実施する際の 1 回だけではなく、高齢者の状態像や理解度に応じて複数回にわたる支援が必要となる。複数回の支援後、高齢者の状態像や理解度について評価を行い、さらなる継続的な支援や他の支援が必要であると判断される場合には、支援を継続したり、地域包括支援センター等と連携することが必要である。

（２）健康状態不明者の状況把握

健康状態不明者の状況把握については、健診受診状況・医療機関の受診状況をもとに健康状態不明者リストを作成し、それに該当する人に対して、医療専門職等が地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、電話連絡や個別訪問を行い、健康課題の有無を判断するためのアセスメントを行う。

対象者の抽出基準は、健診が未受診かつ医療機関の未受診が基本となる。また、医療機関受診中であっても、健診未受診の場合は保険者において健康状態を詳細に把握することができない。医師会等との事前調整を行った上で、健診未受診者であっても、かかりつけ医等との連携のもと、検査値や後期高齢者の質問票の回答結果を得る等により、より詳細な健康状態を把握する取組の実施も考えられる。その際、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等から優先的に取り組む等の工夫も必要となる。

後期高齢者の健診受診率は、29.2%（平成 30 年時点）であるため、健診結果により健康課題の有無を把握できる人は限定的となっている。定期的に医療機関を受診している人の中には、通院を理由に健診受診の必要なし

と考えている人も多いため、医療機関からの健診の受診勧奨を依頼することも重要である。そのうえで、さらに多くの人の健康課題の有無を把握するためには、後期高齢者の質問票に回答してもらうことが必要となる。例えば、通いの場等高齢者が集う場に医療専門職が出向き、参加者に質問票を回答してもらう方法が考えられる。質問票の回答によって健康課題があることが明らかになった場合には具体的な個別支援の取組や通いの場、地域包括支援センター等の紹介を行い、必要な介護サービスにつなぐことが必要となる。

特に閉じこもりがちな高齢者は、社会的フレイルに陥りがちである。できるだけ地域の人々との接点、社会の中での役割を持つことにより、社会的なフレイルに陥らないようにするためにも、介護、福祉部局との連携を密にし、アウトリーチによる支援で、健康状態を把握することが大切である。このことにより、要介護状態等のハイリスク状態となることを未然に防ぐことが考えられる。また、アウトリーチ支援に際し、社会参加に関する情報を提供し、通いの場等につないでいくといった支援も考えられる。

<事例：健康状態不明者宅への管理栄養士による訪問>

愛知県大府市では、健診を受診しておらず、医療機関が未受診である健康状態が不明な高齢者宅に管理栄養士が訪問し、栄養状態の評価及び生活機能を評価し、低栄養及びフレイルのリスクのある方については、後日複数回訪問し、栄養指導を実施しています。なお初回の訪問前には、郵送にて「栄養パトロール案内文とアンケート」を送付し、市の事業として管理栄養士が訪問する旨を伝えています。対象者全員を訪問し約7割からアンケート回収ができています。

<愛知県大府市>

<事例：健康状態不明のひとり暮らし高齢者への電話相談>

大阪府大阪狭山市では、市が保有するひとり暮らし高齢者台帳に登録された高齢者の中で、要介護認定を受けていない被保険者に対して、看護師・保健師が本人もしくはその人を担当する民生委員に電話をし、健康状態や医療機関受診状況、外出状況、健康に関する不安等を聞き取り、必要に応じてその後訪問による相談を実施しています。また経過の中で必要があれば、地域包括支援センターにつないでいます。

<大阪府大阪狭山市>

<事例：健康スケール未返信者への地域包括支援センターによる実態把握>

千葉県船橋市では、千葉大学の協力のもと、市独自で高齢者の元気度と3年後の要支援・要介護のリスクを測る指標として「健康スケール」を開発し、対象となる高齢者全員に郵送。回答がない高齢者については、地域包括支援センターが訪問や電話により実態把握を行っています。

<千葉県船橋市>

<事例：多職種訪問による健康課題の把握と支援の実施>

長野県佐久市では、地域の健康状態不明者に対し、保健師が訪問し、高齢者の健康課題を把握するための全般的なアセスメントを実施した後、それぞれの高齢者が抱える課題に応じて各種専門職（保健師・管理栄養士・理学療法士・歯科衛生士）が訪問し、助言、指導を行っています。

<長野県佐久市>

（３）元気高齢者等に対するフレイル予防等についての意識付け

健診結果や後期高齢者の質問票の回答内容により、現時点では健康課題がないことが明らかになった人でも、フレイルや疾病の重症化予防に対する気付きを促すため、必要な知識の提供を行うことが求められる。特にフレイルの状態像については高齢者への説明が難しいという意見もあるため、後期高齢者の質問票のフィードバックや視覚的に訴えるような分かりやすい資料を活用することが求められる。これにより、高齢者が興味・関心を抱き、プレフレイル状態であること等を含めた気付きを得て、行動できるきっかけとできる説明の工夫が必要である。また、仲間との出会いや支え合いができ、ゲーム的な要素も取り入れることは楽しみながら体験するためにも必要である。

通いの場等においては医療専門職等が関わり、地域の健康課題等に応じてフレイル予防に関する意識付けをするほか、例えば、食事のとり方等、身近な健康課題についてアドバイスをを行う等、日頃よりフレイル予防、疾病予防の重要性、保健・医療・介護・生活全般に関する様々な情報を分かりやすく伝え、健康相談を受けることができる場を設けることが望ましい。

<事例：個別訪問と集団教室の両方を活動の対象とした栄養パトロール>

三重県津市では、地域の高齢者全世帯に対し、訪問による個別支援と地域サロンでの栄養相談等、集団を対象にした活動の両輪による栄養パトロールを実施しています。

<三重県津市>

<事例：市民ヘルスマーケティングの開催>

千葉県船橋市では、地区コミュニティの集いの場に、地区分析結果を提供し、地区の良かった項目や改善が必要な項目等の地域の特徴を市民と共有しています。保健師・管理栄養士に加え、歯科衛生士、理学療法士等も参加し、高齢者からのフレイル予防に関する情報提供も行うほか、個別の相談も受けています。

<千葉県船橋市>

<事例：後期高齢者ウェルカム事業「いきいきシニア75」>

滋賀県東近江市では、後期高齢者ウェルカム事業「いきいきシニア75」として、翌月75歳を迎える高齢者を対象に、市内各所で後期高齢者医療被保険者証の交付・制度説明とあわせて、保健師による適正受診や健診受診の必要性、フレイルに関する説明や介護予防事業の紹介、管理栄養士による栄養指導等を行っています。

<滋賀県東近江市>

<事例：介護予防センターの設置>

北海道札幌市では、地域包括支援センターの役割を補完する機関として、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、介護予防教室を開催、または通いの場の立ち上げ等地域の介護予防活動の支援を行ったり、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担う「介護予防センター」を市内53か所に設置しています。介護予防センターの活動が効果的に展開されるよう、歯科衛生士会に委託し、通いの場等に出向いて講話や口腔機能向上を目指すゲームや口腔機能のチェック等をしてもらっています。

<北海道札幌市>

地域単位で情報提供を行う場合には、KDBシステム等の分析により明らかになった地域の健康課題とその理由についても提示していくことが必要である。

また、健診の結果説明の場でも、フレイル予防に関する意識付け等を積極的に行っていくことが求められる。

なお、高齢者、特にその中でも男性は、通いの場等に出てこず、家に閉じこもっている人も少なくない。そのような人や無関心層に対しても意識付けを行い、通いの場等に参加を促すアプローチを検討することも必要である。

例えば、地域資源の活用として、駅前広場やショッピングセンターには、買い物等にきた高齢者が気軽に立ち寄ることができる場であるため、フレイル度のチェックや体力アップの行動に移せるよう、血圧・体重等の測定、健康管理のための情報の入手が行える機会の工夫をする。

<事例：「まちの保健室」での看護師による健康相談>

兵庫県看護協会では、道の駅や復興公営住宅、ショッピングセンターや福祉センター等を開催場所としてボランティア看護師が地域住民の健康相談・健康チェックを実施し、測定結果と併せて生活習慣に関する指導等を行っています。

<兵庫県看護協会>

<事例：大手運送会社との連携による生活支援サービス>

東京都多摩市では、大手運送会社が市と情報連携についての協定を締結し、荷物の配送だけではなく、買い物代行や家事代行などの生活支援サービス機能を付加したコミュニティ拠点を設置しました。同じ商店街に立地する地域包括支援センターや自治会との連携、市や地域の情報発信など、地域の住民の暮らしを便利にし、事業者も活性化させる取組を積極的に行っています。

<東京都多摩市>

<事例：民間スーパーと連携した「買い物リハビリテーション」>

愛知県長久手市では、民間のスーパーに場所を提供してもらい、市独自の閉じこもり・転倒・栄養等に関するチェックリストで基準値を超える高齢者に対し、健康チェック（血圧・脈拍測定）と体操を実施しています。

<愛知県長久手市>

6 事業を効果的に進めるための取組

こうした取組を進めるに当たっては、市民が自ら担い手となって積極的に参加できるような機会も充実するよう努める。

そのためには、医療専門職が通いの場を含め、地域の中で積極的に活動することが必要である。そうすることにより、支援が必要な高齢者を支える立場となり得る元気高齢者と触れ合う機会も増える。

また、通いの場は住民主体等の運営によるものであるが、市町村独自のフレイルチェック票等、元気度のチェックを通いの場等で実施してもらうため、高齢者等の市民から「フレイル予防サポーター」等を募集し、市町村が登録し、研修会を開催する等して育成し、高齢者同士が助言しあえる環境を整備する等、市民主体の取組みにつなげる。場合によっては、在宅保健師等、地域活動をしていた行政の医療専門職のＯＢ等にボランティアとして関わってもらうこともあり得る。

そのような場での活動を活性化させるためには、参加する高齢者一人ひとりに求める役割を明確にしたり、介護予防ボランティアポイント制度を活用することにより、住民をサポートしてモチベーションを上げていくことも考えられる。

<事例：住民主体の場のサポーター養成>

福島県南相馬市では、週一サロンとして、DVDを使った体操等を実施しています。その際、市では運営するサポーターを養成し、参加者のモチベーションの維持を図っています。

<福島県南相馬市>

<事例：市民自らがボランティアで教室運営>

千葉県船橋市では、市民が自らボランティアで体操の初級指導士になり、地区コミュニティの中で、自主的に教室を運営する「ふなばしシルバーリハビリ体操」を実施しています。

<千葉県船橋市>

<事例：「介護予防リーダー」や地元学生によるフレイル対策>

東京都多摩市では、介護予防活動を実践する「介護予防リーダー」と呼ばれる市民ボランティアや地元大学の学生による、フレイル度のチェック・測定を行い、介護予防に向けた行動変容を図るとともに、健康な高齢者の地域活動への参画を図っています。

<東京都多摩市>

<事例：介護支援ボランティア制度による住民参加の促進>

京都府稲城市では、介護支援ボランティア制度を設け、介護予防に資する社会参加活動を行うことに対してポイントを付与し、様々な介護予防の活動へ的高齢者の参画を促進しています。

<京都府稲城市>

7 地域の医療関係団体等との連携

地域の医療関係団体等と積極的な連携を図り、一体的な実施における具体的な事業メニューや事業全体に対する助言や指導を得るとともに、受診勧奨に関する支援やかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等からも、高齢者の状況に応じて通いの場等への参加勧奨を行うよう働きかける。

高齢者の健康状態を把握するうえでは、できるだけ多くの高齢者に健診を受診してもらえるよう、医療機関等に健診受診の勧奨について依頼することが望ましい。また、健康課題が明らかとなった高齢者に対しての具体的な取組内容の検討に当たっては、地域の医療関係団体等に対し実施体制、対象者の範囲を含めた事業スキーム等について事前に相談を行い、事業の実行可能性を高めていく必要がある。事前に相談を行うことにより、会員向けに事業周知等で協力してもらうことも可能となる。

また、医療機関を受診中の高齢者に対しての訪問指導等を行う場合には、事業開始前に、事業の具体的内容を個々のかかりつけ医や医師会等に説明をし、理解を求めたり、専門医へのつなぎ方等について協議、情報共有をする必要がある。必要に応じてマニュアルの作成等を行うことも考えられる。

このように、医療関係団体や個別の医療機関に協力を求める際には、健康課題の分析結果等のデータによる裏付けができる資料をもって説明することが望ましい。

なお、取組内容等によっては、かかりつけ医等と連絡票等を用いて事業参加者に関する情報を適宜情報交換し、個々人の状況について助言を受けたり、支援の中で得た情報を提供することが求められる。

協力を求める医師会等の関係機関については、事業の進捗状況や事業の成果

についても随時報告することも重要である。

また、地域包括支援センターには、事業への参加の可能性のある人の紹介及び利用者情報の提供、必要に応じて事業参加者の見守り等を依頼する等連携を求めることも考えられる。一方、保健事業で把握できた高齢者の情報を、本人の同意のうえで地域包括支援センターに提供することにより、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援におけるケアプラン作成に活かすことも可能となる。

<事例：主治医との情報交換の実施>

長野県佐久市では、低栄養等の健康課題を抱えた高齢者に対する個別の保健指導の実施に先立ち、当該高齢者のかかりつけ医に対し、事業参加の可否に関する確認・診療情報の提供依頼を行い、参加者についての指導の状況についても経過・結果報告をしました。

<長野県佐久市>

これらとあわせ、地域の医療関係団体等には、フレイル予防にとって必要な社会参加を促すために、通いの場に参加勧奨してもらえよう、どこでどのような活動が実施されているかについて情報提供をすることも考えられる。

8 高齢者の社会参加の推進

介護予防の通いの場等については、民間の取組、地域の集いの場等との連携や、高齢者の参加を促すための個人に対するインセンティブ措置（ポイント制の導入促進等）を講ずることも考えられる。

行政が把握している通いの場以外にも、民間事業者による介護予防の取組や茶話会や会食の機会や配食サービス、自治会や老人クラブ等の地域の集いもある。これらの取組は、保健指導の後のつなぎ先ともなり得るため、積極的に情報収集し、高齢者の社会参加につながるよう、高齢者に対しての情報提供も実施する。

また、近年、全国各地で健康づくりに取り組む個人のインセンティブを高めるために健康ポイント等の取組が行われている。これらの取組と連携して、高齢者が通いの場等に参加することに対してポイントを付与する等により、参加を促すことも考えられる。

9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続

事業実施に当たっては、フレイルのおそれのある高齢者全体を支援するために、国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。

高齢者の健康状態は、非常に個人差が大きく、前期高齢者であってもフレイルのおそれのある者、重症化予防等の取組の対象となっている者もいる。高齢者への訪問指導等を行う際には、国保等、後期高齢者医療制度加入前の情報を

活用しながら行うことが望ましい。また、国保時代に、重症化予防事業の対象となっていた人については、後期高齢者医療制度の被保険者となり、事業の対象としてフォローされなくなってしまうこともあるが、高齢者本人や地域の関係機関にとって年齢で事業が区切られることは適切ではない。前期高齢者からの健康づくり・予防活動が重要であり、そのためにも、国保から後期高齢者医療制度に移行した場合でも、保健指導の記録を適切に後期高齢者の保健事業の担当者に引き継ぐことが望まれる。また、国保と後期高齢者での連続的な取組が実施できるよう、重症化予防事業等については、現状分析の方法から事業実施体制や方法について国保事業との十分な調整のもと同一組織で実施したり、国保での事業参加者についても後期高齢者医療制度へ加入後においてもフォローを行っていくことも求められる。

また、後期高齢者医療側のデータ分析結果等を国保側にも提示することにより、国保側での取組みの成果が見えることになり、互いの協働の必要性を理解できるようになる。

<事例：国保と後期高齢者での糖尿病腎性重症化予防事業の一体的な展開>

長崎県後期高齢者医療広域連合では、広域連合主体で進めてきた重症化予防の取組みに県、市町、医師会等を巻き込み、国保被保険者から後期高齢者を含め、県内全市町での取組みへと拡充し実施しています。

<長崎県後期高齢者医療広域連合>

10 事業の評価

こうした取組等について、KDBシステム等を活用して事業の実績を整理しつつ、事業の評価を行い、効果的かつ効率的な支援メニュー内容への改善につなげていく。

個別被保険者に対する保健指導の成果等を確認するための事業の評価については、事業の実施前後の状態像を把握する必要がある。KDBシステムの「介入支援対象者一覧（栄養・重症化予防等）」（帳票ID：P27_009）では、事業参加者の登録を行うと、事業への参加前後の健診結果（質問票の回答結果を含む）、医療費・介護給付費等について個人単位、集団単位での比較が可能となり、事業参加者と非参加者を比較した事業評価を容易に行うことができる。これらの機能を活用する等して、生活習慣や社会参加の状況、身体状況の変化や医療機関の受診状況、疾病の罹患状況、要介護認定率等により、事業の成果等を確認しながら、ストラクチャー（構造：実施体制等）、プロセス（過程：事業の進め方等）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（事業実施効果）の4つの視点から事業を振り返り、事業実施上の成功要因や課題等を明らかにして、効果

的かつ効率的な事業展開を目指す。

初版 平成 30 年 4 月

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 構成員

<構成員>

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 飯山 幸雄 | 公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事 |
| 石崎 達郎 | 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長 |
| 下浦 佳之 | 公益社団法人日本栄養士会 常務理事 |
| 杉山みち子 | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 |
| 鈴木 隆雄 | 桜美林大学老年学総合研究所 所長 |
| 高野 直久 | 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 |
| ○ 津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター センター長 |
| 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事 |
| 東野 展也 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合 事務局長（第 4 回～5 回） |
| 平野美由紀 | 愛知県飛島村民生部長 |
| 伏屋 真敏 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 事務局長（第 1 回～3 回） |
| 松本 純一 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 村岡 晃 | 高知県高知市健康福祉部長 |
| 吉田 力久 | 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事 |
| 吉村 典子 | 東京大学医学部附属病院 22 世紀医療センター特任准教授 |

○ 座長

（五十音順、敬称略）

初版 平成 30 年 4 月

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 作業チーム

<チーム員>

- | | |
|---------|------------------------------|
| 飯島 伴典 | イイジマ薬局(長野県上田市) (第1回~4回) |
| 生田 図南 | 医療法人社団南生会生田歯科医院 理事長(熊本県天草市) |
| 石崎 達郎 | 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長 |
| 小倉芳意智 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合 給付課長(第1回~2回) |
| 鎌形喜代実 | 公益社団法人国民健康保険中央会 参与 |
| 田中 和美 | 神奈川県大和市健康福祉部健康づくり推進課 係長 |
| ○ 津下 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター センター長 |
| 中西 保美 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合給付課長(第4回) |
| 西川 英文 | 岐阜県後期高齢者医療広域連合給付課長(第3回) |
| 西本 美和 | 滋賀県大津市健康保健部長寿政策課地域包括ケア推進室 主査 |
| 花戸 貴司 | 滋賀県東近江市永源寺診療所 所長(第1回~2回) |
| 村中 峯子 | 公益社団法人日本看護協会 健康政策部長 |
| 村本あき子 | あいち健康の森健康科学総合センター 健康開発部長 |
| 渡辺 象 | 公益社団法人東京都医師会 理事 |
| ○ 座長 | |

(五十音順、敬称略)

第2版 令和元年9月

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 構成員

<構成員>

- 石崎 達郎 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
- 勝田 秀貴 三重県後期高齢者医療広域連合 事務局長（第8回）
- 日下 優 兵庫県後期高齢者医療広域連合 事務局長（第6回～7回）
- 小玉 剛 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事（第8回）
- 近藤 久代 埼玉県嵐山町健康いきいき課課長（第6回～7回）
- 下浦 佳之 公益社団法人日本栄養士会 常務理事
- 杉山みち子 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授（第6回～7回）
- 鈴木 隆雄 桜美林大学老年学総合研究所 所長
- 高野 直久 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事（第6回～7回）
- 田中 和美 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科 教授（第8回）
- 津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター センター長
- 中野 透 公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事
- 沼田 美幸 公益社団法人日本看護協会 健康政策部 部長（第8回）
- 松本 吉郎 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 村岡 晃 高知県高知市健康福祉部長
- 村中 峯子 公益社団法人日本看護協会 健康政策部長（第6回～7回）
- 吉田 力久 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
- 吉村 典子 東京大学医学部附属病院 22世紀医療センターロコモ予防学講座
特任教授

○ 座長

（五十音順、敬称略）

第2版 令和元年9月

高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ 作業チーム

<チーム員>

- 生田 図南 医療法人社団南生会生田歯科医院 理事長（熊本県天草市）
- 伊澤 慶彦 一般社団法人練馬区薬剤師会 副会長
- 石崎 達郎 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長
- 鎌形喜代実 公益社団法人国民健康保険中央会 調査役
- 田中 和美 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科 教授
- 津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター センター長
- 中西 保美 兵庫県後期高齢者医療広域連合給付課長（第5回～6回）
- 西本 美和 滋賀県大津市健康保健部健康推進課成人検診係長
- 沼田 美幸 公益社団法人日本看護協会 健康政策部長（第7回）
- 平川 博之 公益社団法人東京都医師会 副会長（第7回）
- 廣田 一実 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課長（第7回）
- 村中 峯子 公益社団法人日本看護協会 健康政策部長（第5回～6回）
- 渡辺 象 公益社団法人東京都医師会 理事（第5回～6回）

○ 座長

（五十音順、敬称略）

引用参考文献

- 1) 鈴木隆雄：「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」厚生労働科学特別研究事業報告書：平成 28 年 3 月
- 2) 津下一代：モデル事業実施自治体ヒアリング（意見交換会）講演資料「高齢者の特性に応じた保健指導」：平成 28 年 11 月、平成 29 年 10 月
- 3) 鈴木隆雄：モデル事業実施自治体ヒアリング（意見交換会）講演資料「後期高齢者の健康—フレイル対策を中心として—」
- 4) 東京都後期高齢者医療広域連合：「東京都後期高齢者医療に係る医療費分析結果報告書. 2015」平成 27 年 3 月
- 5) 編集代表 荒井秀典：日本老年医学会／国立長寿医療研究センター「フレイル診療ガイド」：平成 30 年 3 月
- 6) 「平成 29 年度高齢者の特性を踏まえた保健事業（フレイル対策）に関する文献調査」報告（厚生労働省保健局高齢者医療課とりまとめ）：平成 30 年 3 月
- 6)→7) 厚生労働省医政局歯科保健課：「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」平成 30 年 10 月